

文 教 厚 生 委 員 会 記 録
＜ 第 2 号 ＞

平成21年第6回沖縄県議会（11月定例会）

平成21年12月11日（金曜日）

沖 縄 県 議 会

文 教 厚 生 委 員 会 記 録<第 2 号>

開会の日時

年月日 平成21年12月11日 金曜日
開 会 午前10時 1 分
散 会 午後 8 時40分

場 所

第 2 委員会室

議 題

- 1 乙第19号議案 指定管理者の指定について
- 2 乙第20号議案 指定管理者の指定について
- 3 陳情平成20年第50号、同第57号、同第59号、同第63号、同第64号、同第66号、同第67号、同第72号、同第82号、同第90号、同第93号、同第105号、同第107号、同第110号、同第112号、同第125号、同第136号、同第137号、同第142号、同第149号、同第162号、同第175号の 2、同第187号、同第189号、同第192号、同第199号、同第201号の 2、陳情第33号、第57号、第63号、第64号、第65号、第88号の 2、第94号、第95号、第105号、第106号、第107号、第110号の 2、第112号、第117号、第122号の 3、第131号から第133号まで、第137号、第138号、第142号、第145号、第160号、第162号、第170号、第178号、第190号、第191号の 2、第192号、第193号、第196号、第197号、第203号から第206号まで、第210号及び第213号
- 4 教育及び学術文化について（教師による体罰問題について）（追加議題）

出席委員

委 員 長 赤 嶺 昇 君

副委員長	西 銘 純 恵	さん
委員	桑 江 朝千夫	君
委員	佐喜真 淳	君
委員	仲 田 弘 毅	君
委員	翁 長 政 俊	君
委員	仲 村 未 央	さん
委員	渡嘉敷 喜代子	さん
委員	上 原 章	君
委員	奥 平 一 夫	君
委員	比 嘉 京 子	さん

委員外議員 なし

欠席委員

なし

説明のため出席した者の職・氏名

文化環境部長	知念 建次	君
平和・男女共同参画課長	瑞慶村 むつみ	さん
県民生活課副参事	具志堅 ナエ子	さん
環境政策課長	安 富 雅 之	君
環境整備課長	下 地 岳 芳	君
教 育 長	金 武 正八郎	君
教育管理統括監	岩 井 健 一	君
総務課長	島 袋 道 男	君
財務課長	平 敷 昭 人	君
施設課長	前 原 昌 直	君
福利課長	武 内 正 幸	君
県立学校教育課長	諸見里 明	君
県立学校教育課特別支援教育監	東風平 朝 淳	君
義務教育課長	上 原 敏 彦	君

生涯学習振興課長 石垣安重君
県警察本部生活安全課長 金城久男君

○赤嶺昇委員長 ただいまから、文教厚生委員会を開会いたします。

乙第19号議案、乙第20号議案の2件及び陳情平成20年第50号外66件を一括して議題といたします。

本日の説明員として、文化環境部長及び教育長の出席を求めています。

まず初めに、乙第19号議案指定管理者の指定について審査を行います。

ただいまの議案について、教育長の説明を求めます。

金武正八郎教育長。

○金武正八郎教育長 それでは、教育委員会所管に係る議案の説明をさせていただきます。

議案書79ページをお開きください。

乙第19号議案指定管理者の指定について御説明申し上げます。本議案は、沖縄県立青少年の家の指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものであります。沖縄県立青少年の家の指定管理者につきましても、名護青少年の家及び糸満青少年の家を一括して募集し、沖縄県立青少年の家に係る指定管理者制度運用委員会の審議を経て候補者の選定を行いました。その結果、学校法人KBC学園を両施設の指定管理者として選定いたしました。

なお、指定の期間は平成22年4月1日から平成25年3月31日までの3年間としております。

以上が、概要説明でございます。

よろしくお願いたします。

○赤嶺昇委員長 教育長の説明は終わりました。

これより、乙第19号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

仲村未央委員。

○仲村未央委員 まず、この指定管理者については、何が課題で、なぜその指定管理者を導入しなければならないことになったのか、その点についてお尋ねいたします。

○岩井健一教育管理統括監 指定管理者制度につきましては、地方自治法の改正によりまして、これまで県の出資法人等外郭団体に委託していたものを、条例の定めるところによりまして、県が指定するものに管理をすることによってサービスの向上とともに、経費の節減を図るということを目的として行われています。

○仲村未央委員 つまり、総論を聞いているのではなくて、この青少年の家を運営するに当たって、どのような点でサービスの向上が必要であると判断したのか。どの部分で今おっしゃるような経費の節減が、この指定管理者を導入することによってなされるということで議論をされて導入に至ったのかということです。

○石垣安重生涯学習振興課長 青少年施設、県の行財政改革プランの中での公の施設の管理のあり方についてがございまして、その中で現在、県の直営しているものについて指定管理に移行していくと、そういうことに基づいて指定管理を行っているところです。

○仲村未央委員 繰り返すようですが、つまり公の施設を直営で管理しているところは、基本的に指定管理者にもっていきますということの方針があるから指定管理にするということで、今回の名護青少年の家、糸満青少年の家ということで個別に議論をされて、どういった効果が期待され、今何が課題で、その部分の改善が必要だから指定管理者を導入しなければならないという議論はなされていないということですか。

○岩井健一教育管理統括監 指定管理者制のあり方につきまして、公の施設の管理につきましては、先ほど仲村未央委員がおっしゃるように、県の方針として、県が設置した施設につきましては、法令により県以外のものが管理することを禁止する特別な規定がある場合を除いて、基本的には指定管理者に指定管理を行わせるという方針のもとでやっております。

○仲村未央委員 特に、福祉施設とか、教育施設におけるこういった指定管理

者への移行とか、民営化への移行ということは、やはり幾ら全体の行財政改革の方針がそうであるからといって、主体的に管理運営のやり方が変わるに当たっては、やっぱり教育委員会としては議論を基本的にやるべきではないかと思うんです。そこら辺、教育長は全体の行財政改革の方針なのでどの施設においても直営だから、これは議論もなくその指定管理者に基本的にもっていくことで、それでいいということで方針を進められるのですか。そのこの全体的な考え方をまずお聞かせいただけますか。

○石垣安重生涯学習振興課長 これは、一昨年に指定管理に移すという条例が既にできておりますので、それに基づいて指定管理に移行すると、そういうことです。

○仲村未央委員 質疑と答弁が全然かみ合っていないんですけれども、その中の議論はなかったのか、あったのかということです。全体的な方針が、そういう方向にあるからそうになりましたということ以外に聞かれないものですから。今回、この施設の指定管理の課題は何で、それが指定管理に移ることによってどういったことが期待されると、サービスの向上とおっしゃるから、どこがサービスの低下があって、それがどのように改善されるということで導入するんだという、そういった考えはあるのか、ないのかと教育長に聞いているわけです。

○金武正八郎教育長 青少年施設の指定管理者への導入に関しましては、私たちは両施設については、それぞれの部署とか、そういう関係でいろいろ議論をして、やっぱりしっかりとこれまで施設が行ってきた体験活動、野外活動、青少年健全育成に関する事業をしっかりと引き継げるように、仕様書とかそういう中に盛り込んでいっております。そしてもう一つは、やはりこれまでの県がやったということも大きな成果もありますけれども、この指定管理者のノウハウを生かして独自のプログラムを、民間の知恵をいろんなことを生かしていただくことをお願いして、今回は指定管理者の制度にもっていったわけでございます。

○仲村未央委員 繰り返しますが、一向に現在の課題が何であるのか見えません。

次の質疑ですけれども、利用料金の設定の仕方なんですけれども、これについては非常に今まで低廉な価格で集団の子供たちにそういった生活の場を提供

するようすばらしい施設であると我々現場を見て感じておりますが、この利用料金については、この指定管理者が導入されることによってどのような変化があるのかお尋ねいたします。

○石垣安重生涯学習振興課長 現在の県の直営の使用料を、それに準じた額が指定管理での利用料金となることになります。

○仲村未央委員 準じた額というのは、上限を定めてその範囲で設置されることになるのか、その場合、今の価格よりも上限というのは上に設定をされるのか、その点についてお答えいただけますか。

○石垣安重生涯学習振興課長 まず、現在の利用料金に準じていくものと思っております。今後推移があると思います。その点は、利用料金の改定については事前にぜひ私どもとも協議することになっておりますので、そういうことでまたチェック等を図っていくものと思います。

○仲村未央委員 準じてとおっしゃる範囲ですけれども、その範囲があるんですかということです。

○石垣安重生涯学習振興課長 県の利用料金、上限はプラスマイナスで30%です。

○仲村未央委員 具体的に、プラスマイナス30%ということは、今利用料金が600円幾らでしたか、小学生が借りる場合の幾らに対して30%増という、あるいはマイナスというときの幅は単価として幾らになるんでしょうか。

○石垣安重生涯学習振興課長 宿泊施設の児童生徒の1人当たりの宿泊が現在300円です。その3割増しが上限額です。390円ですか、そういう額です。

○仲村未央委員 それがプラスマイナス30%の幅で動くということは、これは指定管理者の判断にゆだねられるんでしょうか。

○石垣安重生涯学習振興課長 先ほどもお話ししたとおり、その改定に当たっては、事前に私どもと協議することになっております。

○仲村未央委員 この協議というのは、今回の指定管理料の仕様書なりに協議をすることで明文化されての確認になっているのですか。それから、こういった協議の前提として、今回の指定管理者が選定されるに当たっての料金設定というのは、現行の額そのものが算定根拠になっている算出なんですか。

○岩井健一教育管理統括監 利用料金につきましては、沖縄県立青少年の家の設置及び管理に関する条例第14条第1項のほうで、利用料金を指定管理者に納めなければならないと定められまして、先ほど石垣生涯学習振興課長が説明したように、利用料金については別表に定める基準額の100分の70から100分の130の間で指定管理者が定めることができるわけですけれども、その定めにあたってはあらかじめ教育委員会の承認を受けなければならないと、変更するときもまた同様であるということで現行の条例で利用料金が定められていますので、基本的にはまずそれを踏襲していただくという考えになるかと思えます。

○仲村未央委員 それと、今回効率的な管理がなされるものであることということで、管理運営コストの縮減に対する考え方というところなんですけれども、これは縮減の対象というのは今回指定管理者の選定に当たってここが選ばれているわけですが、この縮減の一番大きなところはどこでしたか。

○石垣安重生涯学習振興課長 人件費が大きなものと考えています。

○仲村未央委員 人件費は、なぜ縮減ができるのか、人数が減るのか、どういうことで縮減ができるんでしょうか。

○石垣安重生涯学習振興課長 私どもの指定管理料の積算におきまして、人件費については全国の賃金統計調査の平均額の年収370万円ほどですか、所長を除く職員は370万円ほど、所長は四百四、五十万円ということで積算しております。現在の職員の平均給与額が600万円、700万円くらいですので、当然その差額で落ちることになると思います。

○仲村未央委員 今、県立青少年の家で働いている資格者というか、教職の方もいらっしゃるかと思うんですが、そういった方々の給与の変更もあるんですか。つまり、資格者を要件としているのは、そういった方々に最低でもこの施設を運営するにあたっては教職が必要であるとかという要求があると思うんですが、そういった方々の要件と、それにまつわる賃金についての変更があるの

かをお尋ねしたいと思います。

○石垣安重生涯学習振興課長 特に、要件を持っているからと云々の指定はないと思います。

○仲村未央委員 要件は何ですか。

○石垣安重生涯学習振興課長 要件は、まず教職の経験、そして社会教育主事の資格を持っている、あるいは実際の社会教育に携わった経験があるとか、そういうものが要件になっております。

○仲村未央委員 そういった方々の賃金体系が、先ほど言ったような600万円、700万円から370万円に下がることによる縮減だということの説明ですか。

○石垣安重生涯学習振興課長 そういうことになるかと思えます。

○仲村未央委員 今の稼働率をそれぞれ教えてもらえますか、利用率というか。

○岩井健一教育管理統括監 まず、利用状況でございますが、名護青少年の家が、平成20年度の場合ですと延べ利用者数が3万521名、それから糸満青少年の家が延べ利用者数は4万7406名ということでございます。

○石垣安重生涯学習振興課長 利用率についてお答えいたします。名護青少年の家、開所日数をベースに利用日数を積算しますと、名護青少年の家が80.3%、糸満青少年の家が93%となっております。

○仲村未央委員 今の名護青少年の家の80.3%、そして糸満青少年の家の93%、このレベルというのは基本的にこの青少年の家を運営していくに当たって、皆さんの評価としてはこのレベルというのはよいと見ているのか、まだまだ指定管理者になることによって上がるということが見込まれているのか、こういった評価をしているんですか、この稼働率に対しては。

○石垣安重生涯学習振興課長 今回指定管理になりますと、県直営では祝祭日とかが休所日になっていきますので、今回指定管理になりますと休所日も開所としますので、当然それに伴い稼働率等も上がると思えます。

○仲村未央委員 何%を目標に設定されましたか。

○石垣安重生涯学習振興課長 その辺の数字は出しておりません。

○仲村未央委員 先ほど、るる指定管理になるとよくなるのかということをおっしゃるに、教育長が答弁されていましたが、その部分で何をどう向上させるという目標値みたいなものが具体的にないものがあるものがあるかという点についてお示しいただきたいんですが。

○石垣安重生涯学習振興課長 特に、私ども指定管理になりますといろいろなプログラム、新たなプログラム、民間のノウハウを活用したプログラムなどの提供等が促進されて、さらに利用者の人数がふえるんじゃないかなと思っています。

○仲村未央委員 非常に大まかなんです、目標の立て方も、期待される効果も。そして、これまでの課題が何であるかもさっき最初で見えないというのもありまして、これまで600万円、700万円という、いわゆる比較してかなり比較の問題で高いと皆さんがおっしゃるような人件費を払ってきて、それで今言うようなプログラムの提供が不適切だったのか、不十分だったのかという基本的な認識がまず見えないというところが非常にわかりにくいんです。何を期待しているのかも何となくプログラムがよくなってもっと稼働率が上がるんじゃないかということですけども、もうちょっと議論にかかわれるような評価の設定をしてほしい。そして、課題が何であるのかということが基本的に出ないのにこういった運営主体を変えるという、大改革に臨むという緊張感が全然見えないものですから、そこら辺について教育長どのように考えていらっしゃいますか。

○金武正八郎教育長 まず、基本的な県の行財政改革の方針を受けまして、私たちはそれぞれ議論をして、まずは現在やっている、私たちがやっている活動—体験活動、野外活動、青少年の健全育成諸事業をしっかりと引き継いでいただくと。そしてもう一つは、事業所のほうからいろんな企画これからのアイデアを出していただきましたので、私たちはそれに期待をして今回の指定をしたわけでございます。ですから、まず今回の私たちのこれまでやった活動をしっかりと継続していただく、その上に民間のいろんなノウハウ、それぞれのアイ

デア、企画書のほうにございますので、そのほうから出していただいで私たちはそれに期待をして今回の指定管理を今決定したわけでございます。

○赤嶺昇委員長 休憩いたします。

(休憩中に、委員長が質疑と答弁のすれ違いについて指摘する。)

○赤嶺昇委員長 再開いたします。

○岩井健一教育管理統括監 公の施設の管理のあり方の課題ということですが、課題というよりも公の施設の管理のあり方については、最近ではこれまで公的機関が住民に提供するサービスについて、民間でも同じようなことをやっていることがあるということを踏まえて、民間のノウハウとか、あるいはノウハウ等を活用することによって提供するサービスの内容とか、あるいは経費の節減を図っていかうとかというのが大きなねらいでございまして、その流れでございます。この青少年の家の設置につきましては、全国でも九州でいいますと、佐賀県とか、長崎県とか。それで、今回の事業者側が提供してきた中には自主事業を実施できるということもございます。

○赤嶺昇委員長 ほかに質疑はありませんか。
西銘純恵委員。

○西銘純恵委員 お尋ねします。今回、乙第20号議案にもかかるんですけども、今の名護青少年の家を指定管理にするということですが、これは去年青少年の家を指定管理にやるという条例を改正したことに基づく具体的な事業だということと理解してよろしいんですか。

○金武正八郎教育長 そのとおりでございます。

○西銘純恵委員 今、県立の青少年の家、何カ所ありますか。

○金武正八郎教育長 6施設でございます。

○西銘純恵委員 この施設というのは、何の目的でできているんでしょうか。

○石垣安重生涯学習振興課長 青少年の団体訓練、団体宿泊学習、そういったことを目的に青少年の教育を目的につくられた施設でございます。

○西銘純恵委員 宿泊ということで具体的におっしゃったんですけれども、教育を目的とすると。社会教育の目的ということが明確にあると思うんです。これを民間にゆだねていくということで、今回2カ所ですけれども、これから後みんなそういう指定管理にもっていくという、これが今回の初めの議案ですか。

○金武正八郎教育長 そのとおりでございます。

○西銘純恵委員 先ほどのやりとりで、経費の節減が一番の目的だということでも私ども受けとめているんですけれども、これまでやっていた直営が指定管理になって、具体的にこの施設の目的を実現をするということを念頭において、何がどう具体的に変わるのかというところをお尋ねいたします。

○石垣安重生涯学習振興課長 指定管理になりますとどういうものが変わるかということ、まず1つが開所日数、現在私ども、先ほどもお話ししたとおり、現在は祝祭日をお休みにしていますので、これが指定管理になりますと基本的に祝祭日、例えばゴールデンウィークなどもオープンすることができる、それがまず1つ。2つ目に閑散期対策。現在、直営で12月から3月までが閑散期でございますので、その利用率がちょっと低いので、それを民間のいろんな広報とかによって利用率をさらに上げることができる。いわば多くの方々に利用してもらえる、そういう施設になるかと思います。そして3点目が、先ほどお話ししましたように、民間のノウハウそういったものを活用していろいろな新たなバージョンのプログラムが提供できるんじゃないかなと、以上3つ考えています。

○西銘純恵委員 直営の働いている職員人数、業務内容、資格、そして指定管理になった場合の雇用者の人数、そして業務、それについてお尋ねします。

○石垣安重生涯学習振興課長 現在の職員の状況ですけれども、各施設6名でございます。所長、そして事務長に、専門職員が3名、そして用務員が1名の6名でございます。これが指定管理者、学校法人KBC学園に変わりますと、統括責任者1名、そして事務長、そして事務補助員、そして主任専門職員、用務員と合わせて9名を予定しております。内容については、所長は当然、その所

の総括責任者、事務長のほうは会計事務の担当、専門職員はいろいろその指導に直接当たる。そして、用務員は営繕活動、そういった担当の業務に携わることになります。

○西銘純恵委員 9名の職員とおっしゃいましたが、これは常勤でしょうか、正規職員でしょうか。

○石垣安重生涯学習振興課長 すべて常勤職員でございます。正規職員かどうかは確認していませんが、常勤ということで提案がございます。

○西銘純恵委員 先ほど、県の職員がやっていた600万円クラスだと。ですけども、300万円台に落とすということを言われたんですけども、600万円台というのはやっぱり教育主事とか、それなりの経験や知識を含めて蓄積をされた方が現場にいたのではないかと思うんです。これが、今回そのとき6名いたけども9名に人数をふやして、なおかつ賃金ももちろん落としていて。そういった常勤とはおっしゃるんですけども、これまで12月、2月はほとんど稼働していないような。公休日、祝日、それも稼働させるということになった場合は、逆に超過勤務手当とかそういうのが加算をされていく体制になるはずなんです。そこら辺のものを、皆さんは常勤というけれども、実際は今働く人がその現場で教育実践に入っていくということを考えた場合、この9名の雇用者の皆さんが実際に社会教育施設として使っていく場合、この目的を果たせる内容になっているかという検討というのはなされたんでしょうか。

○石垣安重生涯学習振興課長 現在、県の直営で6名の職員がおります。実は、今資格等も、現場の先生から社会教育の資格者、体験活動の豊富な方を採用して指導に当たってもらっています。もちろん、超過勤務等も当然仕事の、業務上のローテーションで適正に勤務体制が組まれていますので、現行では大丈夫だと思っております。

○西銘純恵委員 思っているという答弁なんですけれども、具体的に指定管理を受ける業者がどういう業務配置で、どのような資格を持っている方が指定管理を応募するときにもらっているんですか。それがありましたら、ぜひ委員に配付してほしいんです。

○石垣安重生涯学習振興課長 指定管理については、仕様書のほうで、職員に

については先ほどもお話ししたとおり、社会教育主事の有資格者、また教職経験者、あるいは社会体験活動、経験有事者、そういった方を募集要項で示していますので、具体的にどういった形の方が雇用されるのか、それについては今後指定管理者のほうで決められていくと思います。

○西銘純恵委員 今、公契約というところで、低賃金や労働処遇を悪くしないようにということで、法の制定に向けて動いているんです。ですから、経費節減というものが目的化されて、指定管理にするとということが今問題になっていると思うんです。ですから、そこについてはやっぱり教育の目的を達するために、青少年の家の中でやっぱり教育活動を行うわけですから、そこにいらっしゃる業務に携わっている人が直接かかわるわけですから、そういう意味では、やっぱり指定管理者に任せてこの範囲内でというやりとりをしているのかどうかを含めて、実際どのようなこの業種、そしてどのような雇用形態、そういうものも書類として提出を求めたのかどうかです。それは全く関係ないと、皆さんに任せますという立場なのか。

○岩井健一教育管理統括監 現在の体制なんですけれども、現在の配置職員につきましては学校の教員等の異動の中で配置しているわけございまして、ずっと長らく専門的に携わっていくというわけではありません。所長につきましても行政職の人事異動の中で配置をしております。これが指定管理者に変わりますと、指定管理者の応募に当たっての業務文書の中で、組織及び人員配置につきましては、まず指定管理につきましては労働基準法を遵守した上で、青少年の家の管理運営業務を円滑に維持するために必要な人員体制を配置することで、指導系の職員につきましては、青少年教育、それから野外活動、レクリエーション指導能力を有する者を4名以上配置というようなことで、社会教育主事の資格保持者とか、学校教育の経験者とか、あるいは社会教育関係団体等でその指導歴がある者というようなものについて業務仕様書の中で定められておまして、サービス提供につきましては、これらの職員を指定管理者が配置することで適切に維持されていくと思っております。

○西銘純恵委員 労働基準法遵守とおっしゃっていましたがけれども、沖縄県の最低賃金は629円です、時給が。だから、その基準を満たせばいいということにもなりかねないわけです。ある意味では、これまでその現場で蓄積した、少なくとも後で予算のこと聞きますけれども、この6名の皆さんが社会教育を行うに当たってどれだけの人件費がかかるという蓄積があるはずなんです。こ

れに基づいてそれに値するような処遇をして、その教育の目的を達成するという立場で考えないといけないと思うんです。だから、後で予算はお尋ねしますが、一応これについて指摘をして。あと、指導に関する業務の中で直営と、今回の指定管理業務の内容で違うものがありますか。先ほど自主事業ということをお尋ねしたので、これについてお尋ねしたいんです。

○石垣安重生涯学習振興課長 自主事業というのは、今回新たに私どもが指定管理の募集要項で述べたものです。内容としましては、その指定管理が施設の目的に沿ったような感じで、有料で受講料とかを徴収して行う授業でございます。

○西銘純恵委員 主催事業というのは、県教育庁がそういうことを施設の目的に応じてやるのが主催事業、これはこの間の踏襲されて、さらに拡充をするという立場だと思うんですけれども。この自主事業について、指定管理者が自主的に行えるというものと今答弁がありましたけれども、指定管理者の利用料の減額免除の条項があります。この指定管理者が、利用料の減額免除を自主事業の中でも活用するということはできますか。

○岩井健一教育管理統括監 自主事業につきましては、沖縄県立青少年の家の設置及び管理に関する条例の中で青少年の家が行う業務と定められておりました、その範囲内でやっていただくということになるかと思えます。利用料金につきましては、当然条例で定める料金等に基づいて徴収することになりますけれども、条例の規定上、公益上特別必要な場合には利用料金の減額とか、そういった規定がございますので、それに基づいて県が定める、これまでの減免規定を使っていただくということが基本になるのではないのでしょうか。

○西銘純恵委員 指定管理を受ける事業者、どのようなことをやっていますか。今回受ける業者。

○石垣安重生涯学習振興課長 今回指定管理を受ける学校法人KBC学園の事業内容ですけれども、まずこちらは専修学校インターナショナルデザインアカデミー、それから専修学校インターナショナルリゾートカレッジ、それから専修学校ビューティーモードカレッジ、国際電子ビジネス専門学校、沖縄大原簿記専門学校、沖縄ペットワールド専門学校等6つの専修学校等を運営している学校法人ということになります。

○西銘純恵委員 予算についてお尋ねします。直営のここ二、三年の予算の推移、増になったのか減になったのかどうなのか、大まかで結構です。そして、今回指定管理の予定の予算額をお願いします。

○石垣安重生涯学習振興課長 現在の県直営にかかわる3年分、施設ごとにお話ししたいと思います。名護青少年の家でお答えします。平成19年度が人件費、維持管理費等を含めて7200万円ほどです。平成20年度が人件費、維持管理費を加えて約7000万円、当年度が6900万円ですからほぼ同額となっております。指定管理のものは、人権費、維持管理費で7388万4000円でございます。これは2施設でございます。これの2分の1が1つの施設の維持管理費となります。両施設で7300万円ですので約3500万円くらいですか、そういった感じになります。

○西銘純恵委員 7000万円近くを半分に経費を落とすと、それが最大の目的かなと思うんですけども、ただそこで働く方は6名から9名に人数をふやすと。非正規か正規かとお尋ねしても常勤ですと。そこに一番、これまで行財政改革ということで進められてきた、本当に内需をふやすような雇用を壊していくようなものをそのまま進めているのではないかということを指摘します。

そして、もう1点お尋ねします。今の予算、例えば平成20年度6942万円とおっしゃいました。この中に営繕費とか、社会教育振興費等が入っていますが、指定管理には現管理費、運営費、職員費、営繕費、社会教育振興費という費目を含めて指定管理に維持管理費として入っているのでしょうか。

○石垣安重生涯学習振興課長 今西銘委員がお話ししたとおりの予算をベースに指定管理の維持管理費も計算をしております。

○西銘純恵委員 指定管理、100万円以下の修理については独自にできると、教育庁とやってということもありますけれども、この備品関係、購入も含めてですが、そこら辺も含めてもう少し説明をいただきたいと思うんです。今の3600万円の委託料の中で指定管理者が修理が必要、何とかが必要というのを100万円以下であれば相談してできるということなんですか。それは、別に何らかの予算措置というのは指定管理料以外にも必要だと思われるのは出すこともあるんでしょうか。

○岩井健一教育管理統括監 施設の小規模修繕については、指定管理者が行う

ものでありまして、大規模な改修とか、改築等は当然県が行います。備品の整備についても基本的に県で整備して指定会社へ無償貸与すると。先ほどの修繕につきましても小規模修繕、実際問題として具体的にどういうことなのか、どうやるかということについては、その都度指定管理者のほうから連絡をいただいて、県のほうと連絡を取り合ってやっていただくということになるかと思えます。

○西銘純恵委員 最後にお尋ねします。先ほど人件費と維持管理費、人権費は現予算5171万円、維持管理費が1722万円、合計で、平成20年度決算でやりましよう、人権費で5138万円、維持管理費で1768万円、合計で6907万円だとおっしゃいました。指定管理をやっていくのに3500万円くらいになると、半額になりますということをおっしゃり取りました。維持管理費については減らすということはあるのでしょうか。要するに、人権費の比較ではどれだけの減になるのでしょうか。

○石垣安重生涯学習振興課長 現在の維持管理費を約1割減ということで指定管理料の維持管理は積算しております。

○西銘純恵委員 維持管理は、電気、水道、清掃とか、営繕です。ということは、現在のものを1割減にするということは、例えば壊れたものは放置するというのを今後認めるということになるのでしょうか。

○岩井健一教育管理統括監 直営のときの青少年の家の管理経費なんですが、人権費、管理運営費、光熱水費等を含めまして、平成21年度予算で見ますと、全体として2施設で1億3800万円余りですけども、今回指定管理制度に移行することによって県が債務負担行為で設定する指定管理料が大体7300万円余り、単年度です。7400万円近くになるんですけども、その中で人権費、管理運営費、これについての管理費を賄うということでございますが、それ以外に利用料金制というのがございまして、この施設の利用に係る料金につきましては指定管理者の収入としてやっていくということでございますので、先ほど予算としては1割減のほうで、例えば管理運営費については設定しているわけがございます。利用料金を指定管理者の収入としますと、ここらあたりの全体を含めてそういう工夫で施設の運営をやっていただくということでございます。

○西銘純恵委員 利用料金は幾らですか、実績。

○岩井健一教育管理統括監 両施設の過去3年間における利用料金の平均額でございますが、大体780万円程度ということでございます。もちろん、これは減免をやった後ということでございます。

○西銘純恵委員 1カ所で答えてください。

○石垣安重生涯学習振興課長 平成20年度の実績で、使用料ですので、平成20年度の名護青少年の家の使用料収入が289万8600円ということで、約290万円ほどでございます。

○西銘純恵委員 利用料を、やっぱり収益を上げていくという立場に立てば、ある意味ではその事業者自体がどう活用するかということになりますので、やっぱりみずから関連する部分で活用していく。そして、その中に減額免除制度もありますので、そこら辺も活用していく、それは指定管理者に任されていると思っています、減額免除についてです。多分、契約の中でも、この間指定管理はうたわれているんです。減額免除については、指定管理者が判断をすることとになっているわけです。それを教育長に打診をするということになっていますから、それについてはもう一回確認をいただきたいと思うんですが。

○岩井健一教育管理統括監 青少年の家の業務につきましては、仕様書などでしっかりと、例えば生活指導業務ですとか、これまで県がやってきた主催事業、体験活動とか、野外活動事業をやっていただくことを予定しておりまして、これまで県がやってきた主催事業につきましては、体験活動とか、野外活動とかにつきましては基本的には県の負担でやっていきたいということでございます。これは恐らく減免等の対象になってきたと思いますけれど、そして自主事業につきましては基本的には事業者負担でやっていただくということが前提とされておりまして、利用に当たっての料金の減免につきましては、やはり条例等の規定に基づきまして、公益上その他特別な事情がある場合は県の規定等を使っていただいて減免していただくということになります。

○西銘純恵委員 やっぱり自主事業の部分で、みずから経費もかけて、そして利用料も出ていくという、そこに受ける側は活路を見出していくんではないかなと思うんです。そして、指定管理者に移したら稼働率も上がっていくと、使う頻度が上がっていくと。維持管理費を1割削減するというところは矛盾して

いるんです。例えば、清掃にしても、いろいろ電気、水道ももちろんそうですし、植栽とか、維持管理というのは使えば使うほどやっぱりそれをきちんと整備をするという、経費はかかっていくはずなんですけれども、1割減らしているというところに指定管理者にしてサービスをふやすとか言っていることと矛盾しているのではないかと思います。それについてお聞かせください。

○岩井健一教育管理統括監 基本的には、これまで県が使用料として収入してきた部分につきましては指定管理者の収入としてやっていただくということです。指定管理者は、先ほどからも申し上げていますように沖縄県青少年の家の設置及び管理に関する条例の設置目的に沿うような業務内容をまずやっていただく。そして、その上で仕様書にも定めてありますけれども、これまで県がやってきたような生活指導とか、主催事業、野外活動、体験活動、そういった以外に自主事業をやっていただいて、各種イベントなど独自のノウハウを生かした事業を事業者負担のもとでやっていただいて、収入をふやすことによって全体的な管理運営を適切にやっていただくということが予定されているということです。

○西銘純恵委員 県が直営でやってきた社会教育の施設、職員もきちんと配置をしてやってきた、それを指定管理者に任せていくということは本当に経費を半分に落としていく、特にその中でも人件費が相当な削減になるということがこの指定管理の実際の中身だと私は指摘をして、やっぱり県の職員も6名いたのをみんな引き上げるわけですか。だから、県がつくった施設で社会教育をどれだけ発展、向上させていくかという立場に立つのであれば、それに逆行していると。去年の条例改正のときにも、共産党は反対しましたがけれども、やっぱり直営でこの教育を、この行財政改革という、人権費を削っていくということで考えてはならないということを指摘をして質疑を終わらせていただきます。

○赤嶺昇委員長 ほかに質疑はありませんか。
翁長政俊委員。

○翁長政俊委員 青少年の家の指定管理については、県の行財政改革の一環として出てきたということですが、この県の行財政改革の範囲の中にこれが入っていた。青少年の家については、皆さん方が自主的に行財政改革の対象にするべきだという形で持ち上げてきたんですか、ここの入り口はどうだったんですか。

○岩井健一教育管理統括監 青少年の家につきましては、公の施設でございますけれども、公の施設の管理につきましては地方自治法の改正によりまして、法令によって県以外のものが管理することを禁止する特別な規定がある場合を除いて、地方自治法に基づき条例で定める指定管理者に管理を行わせることができるというようなことから、その規定を受けて県が設置した公の施設の管理のあり方について全体的に見直すという基本方針を受けて教育委員会で検討してきたものでございます。

○翁長政俊委員 県の行財政改革大綱の中で、いわゆる教育委員会以外から指摘をされて、青少年の家については指定管理にもっていくという方針ではなくて、教育委員会の議論の中でそれが出てきたと理解してよろしいですか、今の説明は。

○岩井健一教育管理統括監 行財政改革の方針は、県全体で各部局、各委員会も含めて、県全体でそのような行財政改革に取り組むということで定められているわけですし、それぞれの所管部局、所管する委員会において、当然に公の施設の管理のあり方について見直しをしていくということが前提であります。

○翁長政俊委員 それと、今の議論をこれまで聞いているんですが、やっぱり指定管理するためには、なぜ指定管理をするかという課題がないといけないんだ。やった後の効果というのは当然求められるわけですね。今の議論を聞いていると、やっぱり課題が何だったかなということになると、僕はこの経費の問題につきるだろうという認識を持っているんです。この名護青少年の家の収入と、人件費と、総支出と、その中に占める人件費、これのパーセンテージで言っただけませんか、どういう比率になっているのですか。

○石垣安重生涯学習振興課長 まず、平成20年度の使用料の実績ですけれども289万8000円でございます。そして、平成20年度の人件費の決算額が、千円単位で申しわけございません、5138万5000円、そして維持管理費が1768万9000円、トータルで6907万4000円となっております。これは青少年の家の平成20年度の人件費、維持管理費のトータルでございます。

○赤嶺昇委員長 休憩いたします。

(休憩中に、委員長が答弁が不十分であるとの指摘をする。)

○赤嶺昇委員長 再開いたします。

石垣安重生涯学習振興課長。

○石垣安重生涯学習振興課長 今回の御質疑、トータルの維持管理費に占める利用料の率だとお伺いしますが、それでお答えをいたします。ちょっと繰り返しですが、名護青少年の家の平成20年度の使用料が約290万円です。平成20年度の人件費と維持管理費を加えたトータルの額が約6900万ほどでございますので、トータルに占める利用料の割合は4%くらいだと思っております。

○翁長政俊委員 使用料金が4%ということによろしいですか。この維持管理費に係るこの人件費は何%ですか。

○石垣安重生涯学習振興課長 約75%くらいだと、トータルで占める人件費の割合です。

○翁長政俊委員 この数字から見ても、いわゆるこの収益が4%、総事業費に係るです。事業費の中の75%が人件費ということになると、これはやっぱり事業として今国でやっている事業仕分けを含めて照らしてみると、やっぱり何らかの改善が必要だというのは一目瞭然だ。どうですか、教育長。

○金武正八郎教育長 はい、そのとおりだと思います。

○翁長政俊委員 今教育は金で買えないとか、費用対効果の問題とか議論されている中で税金がつき込まれているんですから、そこにおいてはより効率的な形でこの事業というのは運営されないといけないわけです。事業効率を追求するというのは、これは民間であれ、公であれ、今これだけ財政が厳しい現状においては、やはり切り込んでいくということは切り込んでいって、無駄なものは省いていく。サービスが低下しない限りにおいては、民間にできるものは民間にでもいいのではないかという流れが指定管理の原則だろうと思うんです。ですから、皆さん方がなぜ指定管理にもっていくのかという根拠です。この部分をもっときちっと説明しないと、聞いていてもなかなかわかりにくいんです。経費の削減があったら、サービスの向上に資するからこれを指定管理にするんだという説明だけではなかなか理解しにくいところがありますから、

こういった数字的なものがきちんと出せるのであれば、数字をきちんと追って、だからこうなんですという説明が私どもには欲しいんです。この部分が欠けているものですから、どうも理解がしにくいところでありまして、ここのところ教育長、どう考えておられますか。

○岩井健一教育管理統括監 先ほどから、指定管理導入の目的につきましては、より効果的に対応して民間のノウハウ等活用することについて、多様化するいろんなニーズ、あるいは住民サービスの向上、それから経費削減を図っていくということでございまして、先ほどから経費削減につきましてもこれは大きな県の行財政改革の目的でございますので、そのことによって行政サービスを今後とも向上させていくという取り組みでございまして、それに御理解を得たいと思います。

○翁長政俊委員 基本は、まさに行財政改革という一つのベースがあるんだけど、問題なのは指定管理に移行したからといって従前のサービスが劣化するということでは話にならないんだ。ここの部分をしっかり担保するために、皆さんしっかりプロポーザルを行って、プレゼンテーションもやってきたらと思うんです。プレゼンテーションの中身というのは、皆さん方の評価の中で県がこれまで直営でやっていた部分と、指定管理する、いわゆる仕様の中身です。彼らが、指定管理者の皆さんが出してきている中身については評価という意味ではどうですか。皆さん方が、直営でやっていた部分と指定管理に移行するこの事業の内容とでは目をみはるようなものもございまして、評価できるものというのはどうなんですか。ここが肝心なんだよ。

○岩井健一教育管理統括監 両施設の管理運営につきましては先ほど申し上げましたが、課題というわけではございませんが、職員配置につきましては人事異動と一緒にこれまでやってきたということで、所長につきましては行政職、それから指導部門については学校現場の先生方などから配置がえをしてきたということで、職員が継続的に長らくサービスに当たっていくということがある程度限られていたという状況がございまして。そういう中であって、今回の指定管理者の募集に当たって、業務仕様書の中で、例えば先ほど申し上げましたが、組織及び人員配置については指導職員として社会教育主事の資格者を配置してくださいとか、あるいは学校教育の経験者、3年以上の経験を有するものを配置しなさいとか、そういったことで仕様書を定めておりまして、指定管理者のやる業務につきましても条例等の規定に基づきまして、基本的にはこれまでや

ってきた事業を踏襲しながら自主事業をやっていたら、サービスの範囲というんですか、そういう民間のノウハウを生かした事業に取り組んでいただきたいということで仕様書を設定しまして、応募してきた中から沖縄県青少年の家に係る指定管理制度運用委員会で選考した結果、今の学校法人KBC学園を管理者として対象としているわけでございます。

○翁長政俊委員 運営体制の問題も私は重要だと思いますけれども、いわゆる子供たちを預かっている、野外や体験活動をさせる上で社会活動に資するような形で子供たちの教育というのが、青少年の家の目的でもあるわけです。この部分の事業内容が、皆さんが従前やってきたものに比べてどうなんですかと。指定管理者、集まってきた皆さんの横並びの評価の仕方ではなくて、皆さんが従前やってきたものと、このプレゼンテーションをやって指定を受ける業者との事業の内容の差です。ここはどうなのかということを知っているわけです。

○石垣安重生涯学習振興課長 主催事業でございますけれども、主催事業、少なくとも現行の主催事業のものをベースにしてより拡充したいということ。自主事業については新たに取り組めますので、取り組むと。また、いろいろと関係団体、NPO法人とかそういった団体の連携を強化するということです。

○翁長政俊委員 もういいですよ、あなた総論でしゃべるものですから。何をやる、どういう事業が出てくるのかと知っているのに、総論的なことを言うと、自主事業をしますと。私は、自主事業の中身を聞いているんだ。中身を言わないで、この題目ばかりでいうものですから中身がわからないんだ。プロポーザルする採点方法がわからないんだ。

○石垣安重生涯学習振興課長 自主事業の主なもので紹介をしたいと思います。自主事業、例えばキッズアドベンチャー、糸満青少年の家、名護青少年の家の共通の事業ですけれども、中身は触れ合い、感動、夢、冒険ということで、いろいろな共同宿泊体験学習です。キャンプとか、冒険活動－後ろの名護岳を使ってやるとか、そういった自然と施設を使った宿泊学習です。小学校3年生以上を対象にした野外体験活動、キッズアドベンチャーとか、またサッカー少年スクールということで、プロのサッカー選手を招いて、そういった方々と交流をするというサッカー少年スクール等の自主事業がございます。

○翁長政俊委員 いわゆる選定をするための理由の中身というのが私たちはと

っても知りたくて、これに劣化がないかというところを私どもはチェックをしたいわけです。これはこれで終わります。

最後に、指定管理者を受ける皆さんは民間の営利事業者ですから、各年度ごとの決算というのは教育委員会に報告する義務はありますか。

○石垣安重生涯学習振興課長 毎年、そういう状況を把握する必要がありますので、指定管理者のほうから前年度の維持管理の状況の決算等を求めることとしております。

○翁長政俊委員 収益が出たときに、この収益の処分については経営主体の全体の中の収益という形で入れられるんですか。それとも、これをプールしておいて、青少年の家の改善とか、維持とかそういったものに使われていくという処分のされ方をするんですか。

○岩井健一教育管理統括監 指定管理者の法人自体の事業目的が、こういうような業務をやるということであれば、区分経理にしていくようなこともないかと思いますが、私どもとしても先ほど生涯学習振興課長が申し上げたように、沖縄県立青少年の家の設置及び管理に関する条例施行規則において事業報告書を聴取するということになっておりまして、その中で青少年に管理運営に関する業務、先ほど設置目的にかかわるような業務の実施状況とか、収支状況報告なども求めるようになっておりますので、全体としてできましたらサービス向上のほうに使っていただいて、よりよくうまく解決するような収支に使っていただきたいと思います。

○翁長政俊委員 私は、この会社が単体の事業をやっているならいいんですが、いろんな事業を展開しておりますので、当然民間法人ですから、決算のときに収益が上がれば収益の処分という問題が出てくるわけです。この処分をするときに、いわゆる全体の収益という形で、親会社なりにすべて収益が集まっていくというやり方が普通だろうと思いますけれども、こういう指定管理や、いわゆる社会福祉関係の事業ということになると、やはり剰余金の処分についても、そういう社会教育活動あたりに資していくような形での処分のされ方のほうがより透明性があっていいのではないのかなと思うから、ここの部分は足かせがかけられるのかどうかわかりませんが、そういう指導、助言というものはやっていかれたほうがいいのではないかと思いますので、最後に教育長ここの部分をお聞かせください。

○金武正八郎教育長 施設が、これまでの子供たちの社会教育のため維持できるようにすることが一番ですので、そういうことについては両者がしっかり話し合って、そういう形に沿えるようにお互い協議をしながら進めてまいりたいと思っております。

○赤嶺昇委員長 ほかに質疑はありませんか。

渡嘉敷喜代子委員

○渡嘉敷喜代子委員 一点だけ確認をしたいと思います。今回、新たに自主事業が入ってくるんですけれども、先ほどの説明の中で、これを条例の範囲内というけれども、その条例の範囲内でどういうことまで許容範囲なのか教えていただきたいと思います。

○岩井健一教育管理統括監 沖縄県立青少年の家の設置及び管理に関する条例につきましては、その第3条で業務がございまして、例えば青少年の団体宿泊訓練、あるいは青少年の体育及びレクリエーションの活動に関する事とか、第1号から第9号まで定められておまして、おおむねこれに該当する事業をやっていたとというのが定められておまして、自主事業の内容についてもこれらに該当するものであるという評価をしております。

○渡嘉敷喜代子委員 あくまでも、青少年が対象であるということですか。

○石垣安重生涯学習振興課長 自主事業の対象だという御質疑だと思いますけれども、これは子供だけに限らず、一般的な、全体的な対象者も想定している事業となっております。

○渡嘉敷喜代子委員 これは、青少年が対象の自主事業であるという思いで私は聞いてましたけれども、今の答弁で大人もかかわってくるということであれば、研修とか、大人の皆さんの研修とかも入ってくると思うんですよ。そのときに優先順位がどうなっているのか、そのあたりがちょっと気になります。

○岩井健一教育管理統括監 青少年の家の設置目的につきましては、その沖縄県立青少年の家の設置及び管理に関する条例第1条で、青少年の団体宿泊訓練、その他青少年に対する研修とか、青少年教育指導者、その他の教育関係者に対

する研修を行うとともに、青少年の健全育成を図るといふようなことから社会教育の振興ということが設置目的にございまして、その中でそういう目的のもと業務が定められているわけでございますけれども、その業務の中では青少年の家の設置の目的を達成するために必要な業務ということで、設置目的には社会教育の振興に資するということもありますから、これからすると必ずしも一般利用ということは否定されているわけではありませんので、一般利用に当たっては、教育委員会が必要と認める事業をやっていただくということで、ある程度、協定なりそういったもので定めていくことになろうかと思ひます。

○渡嘉敷喜代子委員 今のところ、そのあたりの教育委員会との調整をやられていないわけですか。今後、こういうことが出てくると思うんです、どんどん。そこで、本当にどういふ規制をかけていくのか、自主事業が入ってくるだけにそのあたりが不安でならないんです。今、その規制をかけてないわけでしょう。今後どうしていくのですか。

○石垣安重生涯学習振興課長 指定管理の議決をいただければ、直ちに指定管理の方と今後調整に入ってくる段取りになります。その中で、そういったことも指定管理者と協議をしていきたいと思ひております。

○渡嘉敷喜代子委員 先ほど、翁長政俊委員からの指摘もありましたように収益を目的として、指定管理なわけですから、収入がなければ運営していけないという状況で、できるだけ収入を上げていこうということがあるわけですね。そのときに、本当に収益に処分がどういふことになるのかです。そのことも含めてしっかりと頑張っていただきたいなど、業者との話し合いの中で規制をかけるとか、そのあたりをしっかりとやっていただきたいと思ひます。

○赤嶺昇委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○赤嶺昇委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第19号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、乙第20号議案指定管理者の指定について審査を行います。

ただいまの議案について、教育長の説明を求めます。

金武正八郎教育長。

○金武正八郎教育長 議案書の80ページをお開きください。

乙第20号議案指定管理者の指定について説明を申し上げます。

本議案につきましては、乙第19号議案と一括して募集及び選定したものでありますので、議案の概要についても乙第19号議案と同じであります。

以上が、概要説明でございます。

よろしくお願いいたします。

○赤嶺昇委員長 教育長の説明は終わりました。

これより乙第19号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

西銘純恵委員。

○西銘純恵委員 1点だけお尋ねします。名護市と糸満市ということで、一番遠いところに位置している施設を、ましてやこの指定管理を受ける会社は那覇市にあると、これが1カ所に指定をさせた理由についてお尋ねいたします。

○石垣安重生涯学習振興課長 一括にした理由ということですが、まず、今回の2施設につきましては両施設が青少年の家であるという類似性があること、そのことから利用者に効率的な活動の場を提供できるということ、また効果的な施設管理業務ができることにより維持管理費等の削減もできること等を勘案し、一括公募といたしました。

○西銘純恵委員 1つの業者がやるということは効果的な管理業務というのが少しわかるんですが、効率的な活用というのはどういう意味でしょうか。

○石垣安重生涯学習振興課長 効率的ということですが、例えば、現在おのこの施設で契約しているものがございます。そういうのを一つにして契約ができるとか、そういったことで経費の縮減ができるんじゃないかなということがございます。

○西銘純恵委員 経費の縮減とおっしゃったんですが、ちょっとよくわからないので説明をお願いします。

○石垣安重生涯学習振興課長 単独で契約するよりも、2つまとめて契約すれば経費の縮減等もできるのではないかと思います。例えば、委託の電気保安の保守、それから消防施設の保守等、警備委託そういったものの契約を単独でしておりますので、それを両施設一括にすれば経費の節減ができるんじゃないかなということを考えています。

○西銘純恵委員 指定管理として2カ所の施設を受けるけれども、その再委託といいますか、その部分の経費は指定管理を受けた所が直営でやっているよりは落としていくということですか。どれだけを見越して、維持管理費の計算、積算、指定管理をするときの積算の根拠にもなるかと思うんですけれども、どういう数字を比較されたんですか。

○岩井健一教育管理統括監 経費節減につきましては、単独でやるよりも一括して、そして指定管理料の積算において節減努力を期待するというところで、10%減ということでございますので、両施設を通して、そういう節減効果を期待しているということでございます。

○赤嶺昇委員長 休憩いたします。

(休憩中に、委員長が答弁の不十分を指摘する。)

○赤嶺昇委員長 再開いたします。
石垣安重生涯学習振興課長。

○石垣安重生涯学習振興課長 委託料の積算ということですが、私ども今度の指定管理についてはすべての維持管理の、先ほどからありますように企業努力等を含めますので90%、10%落とした額で計算しておりますので、個々の委託料の積算については基準とかそういうものはございません。

○西銘純恵委員 とにかく、半分に抑えるということを先に決めて数字が1割削減になったというやり方になったのかなと中身を聞いていて思うんです。通常は、数字を積み上げてきちんと積算の根拠を明確にし幾らでとやるはずですが、そうになっていないというところに問題があるのではないかと。それからもう一点です。県でずっと直営でやってきたと。2カ所を1つの会社に保

守管理とかを任せたら儉約できるということであれば、県が6カ所の施設をやっぱり同じような発想で、清掃はどこにやるとか、委託を1業者にやっていくということを過去にやれば県のおっしゃる維持管理を削減していくことができたのではないかといいところまで指摘せざるを得ないんです。だから、2カ所を1つのところに委託をさせるというのと、6カ所を1つにして、清掃業務、警備業務とか、みんな今の経費をどう削減するかという観点に立てばそういうことはなされていなかったんですかということをお願いしたいんです、いかがでしょうか。

○岩井健一教育管理統括監督 個々の施設の清掃とか、具体的な業務について、事実として一括しての6施設まとめた業務委託ということは、事実としてこれまではやっておりません。

○西銘純恵委員 今の答弁は、少なくともできるだけ経費を落として教育をどう向上させるかということで、例えば直営で継続をするのにどういう問題があってという、そういう維持管理費を頑張って落としていこうじゃないかという努力をやって落としてきたけれども、そして人件費も6名でしたら、この一定のキャリアがある教員を配置するのではなくて、もう少し人件費を落とすという立場であれば、中堅とか、経費を計算してそこに配置をするとか、5000万円以上の人件費をどうするかという努力もあったのかどうかということも含めて、それでも直営では難しいということなのかどうか、それが問われると思うんです。この努力について、どうだったんですか。

○岩井健一教育管理統括監 個々の施設の職員配置につきましては、職員給与を計算して、安い給与の職員を配置するというわけではございませんので、人員配置につきましては、県全体の教育職の人事異動の中で配置しているわけでございまして、結果として給与費が人件費が先ほど御説明したような額になっているということでございます。そして、協定書、指定管理業者を予定している人員配置につきましてはそれなりの資格を持った方を配置させていただいて、これまでやってきた県の業務を基本的にはやっていただくということを前提としながらも、自主事業などによってサービスなども向上していくということを全体的に勘案したということでございます。

○西銘純恵委員 今の答弁を聞いたら、ますます教育庁がやるべきことをやらないでいきなり指定管理という方向にもっていったとしか思えないんです。だ

から、そういう意味ではもっとその社会教育施設については人件費がかかっているから、個々についてはやはりその考慮をした上で人事異動をする。そこは知恵を使ってやってこなかったんですかということ逆を指摘したいです。そういう努力をして、なおかつ、この県の職員の年齢構成が高いのかよくわかりませんが、どこに問題があったのかということをやはり総括するべきではありませんか。その上で、これしかありませんと、指定管理にという提案が出てくるべきではないですか。

○岩井健一教育管理統括監 県の人事異動につきましては、必ずしも給与費の多い、少ないでやっているわけではございませんで、あくまでも適材適所という形で人員配置をしていっております。その結果として、先ほども申し上げたように平成21年度予算については1億4000万円程度の管理経費がかかっているということでございまして、今回の指定管理に当たっては、先ほどから申し上げているように公の施設の管理のあり方について見直しをしまして、効果的な施設管理業務、それから維持管理等の縮減によって公平で均等なサービスを県民に提供していくというようなことから指定管理者制度になじむものとして私どもは提案しているわけでございます。

○西銘純恵委員 いよいよ、引き下がれなくなりそうです。適材適所ということで、その施設がそれなりの教育の立場からあるということです。だったら民間がやってどうしてこんなに人件費が削られるんですか。必要な人が配置されるのであれば、それなりの人件費にならないといけないんじゃないですか、おかしいです。

○岩井健一教育管理統括監 指定管理上における人件費の積算につきましては、先ほども説明申し上げたかと思うんですが、賃金構造基本統計調査におけるその他の教育学習支援事業の全国平均額を用いております。これについては、我々としては妥当なものだったと思っております。もちろん現在配置している職員の給与が我々として妥当ではないということではなくて、結果としてそういうようになっているということでございます。

○西銘純恵委員 やっぱり今のは民間にしたら、適材適所という表現が全国平均で配置しますということは、本当に仕事の中身について一切考慮しない、そういう立場になっていないかと一応指摘をして終わります。

○赤嶺昇委員長 ほかに質疑はありませんか。

上原章委員。

○上原章委員 何点か確認したいと思います。事前にいただいた資料で、今回の指定管理者を決める選定方法を、その構成員、それから選定結果の点数等も事前にいただいて一応理解はしております。それで、今回やりとりを聞いて、結果として人件費が2つの施設で12名、1億400万円。1人平均すると約900万円と。この数字を見ると、今後この施設がサービスは落とさないという中で、私も今回指定管理はこれはもう必要なのかなと思っています。ただ、今回青少年の家、利用者の方々の理解をしっかりといただかないといけないと思うんですが、地域の小学校とか、学校現場、そういったところへの御理解というのは、しっかり今回の指定管理をする中でいただいていると教育委員会としては認識しておりますか。

○岩井健一教育管理統括監 指定管理者の導入に関しては、この趣旨等について理解が得られるようPTAとか、あるいは子供会等への関係団体では説明はしております。

○上原章委員 その説明等の中で、おおむね皆さん理解をされたということで認識していいんでしょうか。それとも逆にそういう批判的な声もあったんでしょうか。

○石垣安重生涯学習振興課長 これまでの県でのサービス、そういったのが低下しないようにと、そういったものをしていただければというお話がありましたので、おおむね御理解を得られたものかと思っております。

○上原章委員 先ほど指定管理をする中で、2つの施設の効果ということで、この委託する、そういった1本化できるという話があって、それでちょっと気になったんですけども、これまでこの2つの施設と取り引きしていた業者とか、また委託を受けてそこの維持管理に携わっていた人たちの立場というのは、この指定管理をする中で全くこれは白紙になるんですか。それとも、皆さんとしては、当然効果も効率化を一つにこれも見据えながら、地域、これまでこの施設とお仕事をしていた人たちもこれはしっかり優先的に大事にしてほしいという、そういった側面も教育委員会としては指定管理先との提携を結ぶ中で議論はされているんでしょうか。

○石垣安重生涯学習振興課長 いろいろ今施設契約等がございます。その中で、毎年の契約でございますので、基本的にはその年度で切れるということでございます。

○上原章委員 先ほど、私は指定管理制度というのは今の厳しい財政の中でしっかり取り組まないといけないのかなという立場なんですけど、これまで県がこの指定管理制度を導入する中で、これまで幾つか取り引きしていたのをこの指定管理の新しい方針の中で取り引きができなくなった。これまで抱えていた従業員等も含めて、非常に生活が窮しているという声も実は届いているということもございます。そういう意味では、本来目的をこの指定管理の中で、私としてはそういったところへの配慮は常に行政側が持っておいて、指定管理先と提携を結ぶ中で可能な限りそういったところは配慮してあげるべきではないかなと思うんですが、いかがでしょうか。

○石垣安重生涯学習振興課長 今度、指定管理の議決を議会でいただければ、これから指定管理のほうと具体的な今後の調整があります。当然、その中でこれまで受けていた取り引き先との話も出るかと思えます。そういう中で、そういう関係との引き継ぎというんですか、そういったのができないか、そういう協議の中での話題は出るかと思えます。

○上原章委員 確かに、効率で見るとどちらがいいかと、ぱっさり決めなくてはいけないところもあるかと思えますけれども、ただそんなに額的にもそう差はない中であれば、私はこれまで長年おつきあいをしていたところというのは大事にすることも必要だと思いますので、ぜひもしその方向で進むのであればこれまでやってきた人たちの声もしっかり受けとめながら進めていただきたいと要望して終わります。

○赤嶺昇委員長 ほかに質疑はありませんか。
奥平一夫委員。

○奥平一夫委員 皆さんの答弁をお聞きして、青少年の家の指定管理の大きな理由にサービスの向上と経費節減とおっしゃっていますけれども、現在キャリアを積んだ職員がずっとこの職場に勤めていらっしゃるわけです。その中で、適材適所、先ほども答弁されましたけれども、キャリアを積んだ職員が今現在

実際そこでしっかり子供たちの面倒を見ている中で、なぜ指定管理をしていわゆる人件費を半減してまで、キャリアのない、キャリアがあるかどうかわかりませんが、恐らくそういう皆さんを集めて今度指定管理の職員としてもらうはずなんですけれども、なぜそこでサービスの向上が図れるんですか、教えてください。

○岩井健一教育管理統括監 先ほども申しあげましたとおり、指定管理者の要員配置につきましては業務仕様書の中で、指導系の職員については社会教育主事の資格保持者とか、あるいは3年以上の学校教育の経験者、あるいは3年以上の社会教育団体での指導歴、あるいは青少年教育とか、野外活動、レクリエーション指導等の指導歴が3年以上ある人たちを4名以上配置してくださいというようなことで業務仕様書に定めてあるものですから、そういう業務仕様書に基づいて指定管理がなされているということが予定されているものですから、これまでの専門性とか、サービス等については当然維持されていくということと、それから先ほど申しあげたとおり、例えばサッカーの関係で外部講師を招いて実習事業してやっていくというようなことであれば、そういったことが効果的になされていくのではないかと期待しております。

○奥平一夫委員 どうも皆さんのお話は建前論だけで、サービスの向上ができる、もちろん経費節減もですが、逆ではないですか。経費節減をして、できるだけサービスの向上を図るといのが本音ではないですか。

○岩井健一教育管理統括監 経費節減が先ではないかというお話ではあるんですが、確かに募集に当たって指定管理料を示して、そういうような中で指定管理は先ほどの人件費が大分落ちているんですけれども、そういう指定管理料を前提に業務仕様書に基づいてやっていくということですので、経費節減とサービス向上というものは一体的にできるものとして期待しております。

○奥平一夫委員 最後に、そういう経費節減の中で、本当に恐らくこの主体は青少年なんです。そういう意味では、これまで行ってきた青少年の家の中で展開してきたこの事業を劣化させることなく、一番気になるのはやっぱり子供たちの安全、それをどう確保するかということも非常に心配なんです。それをだれが責任を持ってそうするのかというようなことも含めて本当に指定管理になりますと結局収益を目指すわけですから、そういう意味で非常にそういうところに走りがちなところがあるわけです。ましてや、ここは大手の会社は社員が

たくさんおりますから、職員についても恐らくローテーションで経営をしていくということにもなりかねません。この辺は、しっかり本当に教育委員会のほうで指導しながら、いかに安全に子供たちに青少年活動をしてもらうかというところに力点を置きながらやっていただきたいなと思っております。

○赤嶺昇委員長 ほかに質疑はありませんか。
翁長政俊委員。

○翁長政俊委員 この指定管理料、だれが決めたの。皆さんが提示したの。プロポーザルしたときに相手側が応札してきたのですか。

○岩井健一教育管理統括監 指定管理料は県が提示して、指定管理料の上限額はここですということで設定しまして、それを3年分の予算につきましてはこの議会で債務負担行為の設定ということで予算計上することを提案しているわけです。

○翁長政俊委員 金額は、学校法人KBC学園が一番低かったのですか。

○岩井健一教育管理統括監 県が提示した指定管理料と同額で応募しているということでございます。

○翁長政俊委員 私は逆論すると、ちょっと心配しているのが全国的に指定管理料のあり方で、どうも事業をやっていって後で破綻するというものが出てくるんだ。要するに、皆さんが指定した金額では上質なサービスができずにきちんとした経営管理ができないという形で破綻をしていって、契約を打ち切るといふ事例が出てきているんだ、全国的に。この契約金額の妥当性というものは、これは積み上げ方式できちんと試算をしていって、今回契約をしたら3年か。3年以降については、これはきちんと検証して、本当にこれで妥当なのかというやり方はきっちり検証する必要があると思いますけれども、こういう事例があるということも念頭においてやってください。

○岩井健一教育管理統括監 指定管理者の業務遂行状況については、先ほども申し上げたように収支の状況等も含めて報告を受けることになっておりますので、その報告内容を検証しながらきちんと業務が遂行されているかどうか検証していきたいと思っております。

○赤嶺昇委員長 ほかに質疑はありませんか。
仲村未央委員。

○仲村未央委員 今のやりとりの中で1位になった学校法人KBC学園は、示した額と全く同額の指定管理料を提示してきたということでしたが、A社とB社はちなみに幾らだったんですか。

○岩井健一教育管理統括監 同額であったということであります。

○仲村未央委員 確認だけですが、今のつまり積み上げ方式ではなくて、皆さんが提示したその額に対して全く3社が同額を示してきているということで、その額の積算根拠というのは、いわゆるこの3社の積み上げ方式ではないということを確認してよろしいんですか。

○岩井健一教育管理統括監 指定管理料の限度額の積算につきましては、個別に具体的な経費を積み上げているわけでございませんで、おおむねこの額ということで、上限額として示したものであります。

○赤嶺昇委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり。)

○赤嶺昇委員長 質疑なしと認めます。
よって、乙第20号議案に対する質疑を終結いたします。
休憩いたします。

午後0時11分 休憩

午後1時25分 再開

○赤嶺昇委員長 再開いたします。

次に、教育委員会関係の陳情平成20年第50号外48件の審査を行います。

ただいまの陳情について、教育長の説明を求めます。

なお、継続の陳情については、前定例会以降の新しい事実についてのみ説明をお願いします。

金武正八郎教育長。

○金武正八郎教育長 教育委員会所管に係る陳情の処理方針について御説明申し上げます。

お手元の陳情に関する説明資料をごらんください。

審議対象は陳情48件で、内訳は継続40件、新規8件でございます。

継続審議となっております陳情40件については、前定例会において御説明申し上げた処理方針に変更はございませんので、説明を割愛させていただき、新規の陳情について御説明させていただきたいと思っております。

説明資料の53ページをお開きください。

陳情第192号県立南部農林高等学校と県立南部工業高等学校の再編統合計画案に反対し、現行どおり単独農業高校としての継承、発展、充実に求める陳情が、南風原町議会議長から提出されております。

その処理方針について、御説明いたします。

近年、国際化、情報化、経済のグローバル化の進展により産業構造も多様化し、産業社会や企業から求められる人材の資質、能力は多岐にわたっております。

このような観点から、県立高等学校編成整備計画では専門性の習得はもちろんのこと、さまざまな場面で応用できる多様な知識、技術、創造力、職業人としての自立性、豊かな人間性を備えた人材育成を目指しております。

両校の再編統合においては、バイオテクノロジー活用による地域素材の産業化や、環境、エネルギーに配慮した工業技術の活用について学習するなど、専門の知識、技能を高めることができ、また農業と工業に関する教科、科目を総合的に選択できる特色ある学校づくりを進めることで、地域の産業を総合的にとらえることのできる人材の育成を図ることとしております。

県教育委員会としましては、これまで培ってきた両校の伝統の上に、将来の本県の産業を担う生徒をはぐくむため、引き続きPTA、同窓会、地域住民等の理解を得て、再編統合を推進してまいりたいと考えております。

次に、説明資料の54ページをお開きください。

陳情第193号ブラジルに現存する古典的な沖縄三線の鑑定に関する陳情が、沖縄ブラジル協会会長から提出されております。

その処理方針について、御説明いたします。

県教育委員会では、県内に存する伝統的な三線については、その価値が高いとされるものを文化財として指定し、保存継承を図っているところです。県認定の鑑定士という資格制度はありませんが、琉球楽器三線保存育成会という民

間団体の組織があり、月1回の定例で三線鑑定会が実施されております。

ブラジルに伝存する三線の鑑定方法については、沖縄ブラジル協会及び琉球楽器三線保存育成会と連携をとりながら検討を進めていきたいと考えております。

次に、説明資料の55ページをお開きください。

陳情第196号子供たちに行き届いた教育の保障を求める陳情が、沖縄県母親大会連絡会共同代表外1人から提出されております。

その処理方針について、御説明いたします。

1 これまでも児童生徒の教育活動を充実させるために必要な教育予算の確保に努めてきたところであり、今後とも全国都道府県教育長協議会等を通して国へ要望するなど教育予算の充実に努めていきたいと考えております。

2 全国学力・学習状況調査や教員免許更新制度については、国の施策として実施されてきたものであります。全国学力・学習状況調査の次年度以降の調査方法等については、現在、文部科学省において検討されております。

また、教員免許更新制度に関しては、文部科学省は、平成22年度より教員免許制度の調査、検討を開始することとしており、その中で現行制度の効果等を検証し、現在の教員免許更新制のあり方についても検討を行うとのことであり、

県教育委員会としましては、文部科学省の動向を注視しながら適切に対応してまいりたいと考えております。

3 就学援助事業は、市町村において実施されており、それぞれの実情に応じてなされているものと認識しております。県教育委員会としましては、市町村教育委員会へ通知をし、就学援助事業の適切な実施を促しているところであります。

また、全国都道府県教育長協議会等を通じ、就学援助の充実について関係省庁へ要請しているところであります。

県では、就学意欲がありながら経済的理由等により高校・大学への就学が困難な者に対し、奨学金の貸与を行い、有為な人材の育成に努めております。

今後とも、教育の機会均等の確保のため、必要な就学援助が行えるよう、働きかけていくとともに、奨学事業の充実を図ってまいりたいと考えております。

4 30人学級につきましては、きめ細かな指導により児童一人一人が基本的な生活習慣や社会的規範を身につけ、基礎、基本の学力の定着を図ること等から小学校1年生、2年生で実施しております。

当面、小学校1年生、2年生で実施し、今後の計画については国の動向や全国の実施状況等を踏まえ、研究してまいりたいと考えております。

次に、説明資料の57ページをお開きください。

陳情第203号県立南部農林高等学校と県立南部工業高等学校の再編統合に反対し、単独農業高校としての継承、発展、充実を求める陳情が、八重瀬町議会議長から提出されておりますが、陳情の趣旨が第102号と同じでありますので、陳情第192号の処理方針に同じであります。

次に、説明資料の58ページをお開きください。

陳情第204号労働安全衛生委員会の設置を求める陳情が、沖縄県教職員組合中央執行委員長から提出されております。

その処理方針について、御説明いたします。

1 労働安全衛生法では、50人以上の学校で衛生管理者、産業医及び衛生委員会を選任、設置すること、10人以上50人未満の学校では衛生推進者を選任することが義務づけられております。市町村立学校における衛生委員会の設置状況につきましては、5月1日現在で、対象校9校のうち5校に設置されております。また、衛生推進者の選任率は77%となっております。各学校の衛生委員会及び衛生推進者をサポートするため、市町村教育委員会単位で総括的な衛生委員会を設置することは、有効な手だての一つであると考えております。

県教育委員会としましては、職場における教職員の安全と、健康の確保と、快適な職場環境の形成を促進する観点から、今後とも市町村教育委員会へ積極的に指導助言を行ってまいります。

2 昨年12月末に、分析検討委員会から教職員の勤務の実態や意識に関する調査の分析結果の報告及び改善策についての提言を受けました。その提言を受けて、県立学校においては、定時退校日、ノ一部活動日等を実施するほか、校内に負担軽減検討委員会を設置するなどして学校現場における負担軽減を図っているところであります。

県教育委員会としましては、分析検討委員会の提言や県立学校での取組状況等を市町村教育委員会に提供し、具体的改善策を検討するよう促していきたいと考えております。

3 教職員の精神性疾患の要因につきましては、社会の複雑化や多様化、人間関係の希薄化など学校を取り巻く社会環境の急速な変化に加え、多様な人間関係、数量化しにくい業務、高い倫理観の求められる職業であるなど職務の特殊性も大きく影響しているものと思われまます。

県教育委員会としましては、管理職を対象としたメンタルヘルス研修会を実施し、日ごろから目配り、気配りすることを喚起するとともに、医師による健康相談などの相談事業に取り組んでいるところであります。

また、教職員の職場環境の充実を図るため、学校においては衛生委員会を設置するなど、労働安全衛生体制の確立に努めております。

今後とも、教職員相互が信頼し合い、気軽に話し合い、悩み相談ができる明るい職場環境づくりを目指し、職場支援体制の充実を図ってまいります。

次に、説明資料の60ページをお開きください。

陳情第205号幼稚園の制度改善に関する陳情が、沖縄県教職員組合中央執行委員長から提出されております。

その処理方針について、御説明いたします。

1 公立幼稚園の1学級当たりの幼児数は、国の幼稚園設置基準に基づき、設置者である市町村が主体的に判断するものと考えております。

2 公立幼稚園教員の採用等については、設置者である市町村が幼児数の動向や財政負担等を総合的に勘案して定めるものと考えております。

3 公立幼稚園の教育環境整備に当たっては、実施主体である各市町村において幼稚園の教育環境整備等を盛り込んだ独自の幼児教育政策プログラムを策定し、その推進を図っていくものだと考えます。

県教育委員会としましては、上記1、2、3について、市町村教育長協議会に陳情の趣旨を伝え、意見交換をしてまいりたいと考えております。

次に、説明資料の62ページをお開きください。

陳情第210号子供と向き合うゆとりを学校に取り戻すための陳情が、沖縄県教職員組合中央執行委員長から提出されております。

その処理方針について、御説明いたします。

1 報告書類の簡素化等については、電子メールの利用や市町村教育委員会、教育事務所と連携して文書の重複化を避けるなど、改善を図っているところであります。

2 研究指定校においては、研究報告書等の簡素化を図るとともに、学力向上対策に係る発表の持ち方については、各学校・地区の実態に応じて工夫しているところであります。

3 スクールカウンセラーについては、平成21年度は、小学校67校、中学校91校、高等学校38校、合わせて196校に配置しております。スクールソーシャルワーカーは、県内6教育事務所に8人配置しております。

今後とも、その成果及び状況を踏まえ、適切な配置に努めてまいります。

4 県立学校における生徒理解、支援カルテについては、さまざまな課題があるとの指摘を受けたことから、支援カルテ課題解決のための有識者会議において検討していただき、提言を受けたところであります。

県教育委員会としましては、その提言を踏まえ、県個人情報保護条例との整

合性等に留意し、新たな記録簿を策定することとしております。

今後は、学校や関係機関、県民等から広く意見を聴取しながら進めてまいりたいと考えております。

小学校、中学校における児童生徒理解に係る記録簿等の作成については、設置者である市町村教育委員会の判断によるものであり、県教育委員会としましては、市町村教育委員会からの求めに応じて適切に対応していきたいと考えております。記の5については、陳情の趣旨が陳情第204号記の2と同じですので、陳情第204号記の2の処理方針に同じであります。

次に、説明資料の64ページをお開きください。

陳情第213号県立特別支援高等学校への分教室設置に関する陳情が、分教室設置に反対する父母の会代表から提出されております。

その処理方針について、御説明いたします。

高等学校における特別支援学校の分教室については、障害の有無にかかわらず、特別支援教育の理念に沿って可能な限り地域での共生を目指すものであり、理解啓発の推進、共生化の拡大、地域化の推進、中学校知的障害特別支援学級卒業生の進路選択の拡大等を目的としております。

県教育委員会としましては、県立沖縄高等特別支援学校の分教室を中部農林高等学校、南風原高等学校に設置することとしております。10月に、入試説明会を開催し募集を行ったところ、第2希望を含めて中部農林高等学校分教室に19名、南風原高等学校分教室に19名、合計38名が志願しております。

今後、母体校と設置校との連携を含めた教育課程の編成や施設等の整備を進め、開設に向け万全を期してまいります。

以上で、陳情の処理方針の説明を終わります。

御審査のほど、よろしく願いいたします。

○赤嶺昇委員長 教育長の説明を終わりました。

これより、各陳情に対する質疑を行います。

質疑に当たっては、陳情番号を申し述べてから重複することのないように簡潔をお願いいたします。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行うようにお願いいたします。

質疑はありませんか。

仲村未央委員。

○仲村未央委員 継続審査になっている特別支援教育のさらなる推進に関する

陳情第112号です。38ページです。これに関連して行うということになりますが、この委員会のほうでも私のほうから提供いたしまして、特別支援教育について本会議との連動もありましたので、美崎特別支援学校の幼稚部の件で聞けないかということでしたら、これに関連して対応可能だということで、この委員会でそういう整理になっておりますので、美崎幼稚部の件についてまずお尋ねをしたいと思います。本会議での答弁には、教育委員会としての対応としては9月の段階の入学希望調査、その結果を踏まえて1学級で対応していきたいということでの答弁が教育長からありました。この対応について変更はありますか。

○**金武正八郎教育長** 美崎特別支援学校幼稚部の入学選抜につきましては、11月21日の県教育委員会で決定されました沖縄県立特別支援学校幼稚部入学者選抜実施要綱の方針に基づき実施する予定でございます。

○**仲村未央委員** その実施要綱に基づきということですが、昨日、12月10日、入学説明会があったのでしょうか。その中において、その説明会に何人の方が入学希望者ということで説明会を受けられたのかお尋ねいたします。

○**東風平朝淳特別支援教育監** 13名が説明会に参加していると聞いております。

○**仲村未央委員** 先ほど教育長がおっしゃっていた要綱、これは入学説明会に当たっては何人を募集人員として、そもそも定員として募集をしたのでしょうか。

○**東風平朝淳特別支援教育監** 5名を標準として、学校長の判断により8名までということで学校へは通知をしております。

○**仲村未央委員** そうなると、昨日の入学説明会で13名の方が入学希望ということも含めて13名いらっしゃったということであれば、5名で基準があり、さらに学校長の判断で8名までということになると、この8名を超えていくという可能性があるわけですが、その場合の対応についてお尋ねいたします。

○**金武正八郎教育長** もし定員オーバーした場合は総合的に判断をして、児童がどういう支援が必要かという総合的に判断をして、美崎特別支援学校の就学

数、幼稚園の数を定めていきたいと思っております。

○仲村未央委員 本会議でも、その総合的な判断ということが出たわけですが、その総合的な判断、中身、具体的に何をもって総合的と言っているのか。

○金武正八郎教育長 これまで、特別支援学校幼稚部の入学選抜に当たっては、まずこれは入試選抜であるということ。そしてもう一つは、定員が去年は美崎特別支援学校、西崎特別支援学校もありましたけれども、定員がある場合には併願をしていただくと。そして、いらしたときにはその子供たちにまず応募した後この子供たちに対してどういう支援が一番大事なのか、つまりどういう支援、どういう病状を持っていて、どういう手当てをすればよいかを、学校と、そして父母と、そして市町村と医師も交えて相談となります。その中から、幼稚園のほうがいいのか、そして美崎特別支援学校幼稚部のほうがいいのか、そういう形で支援を総合的に判断してまいります。

○仲村未央委員 その総合的な判断の結果、今1学級で対応可能とされている8名を超える場合、このときには当然学級の増設を検討するということで理解してよろしいですか。

○金武正八郎教育長 これまで、去年も美崎特別支援学校も6名おりました。それから、これまで必ずしも西崎特別支援学校も2年、8名でございます。そういう形で調整をしておきますので、私たちとしてはそういう調整を努力していきたいと思っております、そういう支援を総合的に。

○仲村未央委員 そういう調整というのは、私が先ほどから聞いているのは、最終的に8名を超えた場合、総合的な判断した結果、当然学級増設につながるのではないかと聞いているわけですが、学級の増設の検討というのは今の総合的な判断の中に学級増という選択肢はないということですか。

○金武正八郎教育長 特別支援学校幼稚部の、児童のまず一番大事なことはクラスを2クラスにするかどうかという問題ではなくて、その入学してきた子供にどういう支援が必要なのか、そしてどうあるべきなのか、そういうことを協議してやっていくことが私は今大事だと思っております。ですから、まず2月の応募のときに何名来るのか、来たときにどういう支援が必要なのか、そういうときに総合的な判断をしていきたいなと考えております。

○赤嶺昇委員長 休憩いたします。

(休憩中に、委員長から学級増の質疑に対する答弁がないとの指摘があった。)

○赤嶺昇委員長 再開いたします。

金武正八郎教育長。

○金武正八郎教育長 今のところは考えておりません。

○仲村未央委員 どうして総合的な判断の前に考えていないという、増設がないという判断が先にできるのかというのがわからないんです。

○金武正八郎教育長 これまでも特別支援学校幼稚部の定員につきましては、希望した方が5名来た場合、4名の場合もあるし、3名になる場合もある。その応募のときに大きく変動があるんです、そしてこれが1点。だから定員がはっきり定まらないと。だから定員が来て初めてわかるのであって。

○仲村未央委員 教育長の想定は、減ることしか想定されていないですが、想定の中には当然今13名の方が希望者として入学説明会にいらっしゃっているわけですから、8名を超える可能性だってあるわけです。教育長が言うように減る可能性もある、でもふえた場合に、8名までが上限とみずからおっしゃっているわけですから、これが9名になったり、あるいは13名になったりしたときになぜ学級増設ということを検討の一方におけないのかということを知いたら、学級増設を考えていないとおっしゃるから、そこがなぜですかと聞いているわけです。

○金武正八郎教育長 定員をオーバーした場合でも、これまで私たちはしっかりとこの子に対して、例えば幼児の障害の状態、どのような支援が必要か、それからこれまで地域の支援はどうだったのか、そして何が必要か、教育的ニーズは何なのか。それをしっかりと父母と、そして地域の支援した方と、幼稚園と私たち支援をして、どちらのほう支援が大事かということをやって、それをもとにこれまで定員を超えた場合もやってきているわけです。今回も定員を超えた場合は、そういうことでまず努力をしていきたいということでございま

す。

○**仲村未央委員** 今の教育長の答弁ですと、オーバーした場合には、それを超えないあたりにまで、その適切な支援場所を探して、学級増設はしないということ的前提をしながらその地域の併願したところに振り向けていくと。あくまで、それは1学級の定員が8名との上限であって、それを超える部分については調整をしていくというのがさっきからおっしゃっている総合的という中身なんでしょうか。

○**金武正八郎教育長** はい、この特別支援学校幼稚部の設置目的は、市町村の中で支援ができない障害の子、重度の子をまず見るということ、それからもう一点は、その幼稚園の中で障害の子供たちを支援していくための指導員とか教諭をいろんな支援をしたり、相談にのったりセンター的機能をするという2つの機能でございます。ですから、決して8名の人を振り分けるわけではなくて、その入ってきた子供たちに一人一人にどういう手当が必要か、どういうニーズが必要か、地域でできるものなのか、これはどれくらいの重度なのか、そういうことを総合的に判断をしてこれまで対応してきております。

○**仲村未央委員** 重度の子がどうのということでありましたけれども、それも含めて当然適切な専門的な教育を受けられる機関というのは限られているわけです。そういったこともあわせて繰り返しますが、8名を超えた場合、2学級の増設ということは検討するんですか、しないんですか。

○**金武正八郎教育長** 先ほどから申し上げましたとおり、基本的に私たちは入試要綱に沿って行います。そして、これまでやってきたことをしっかりやっていきたいと。それでも、やはり重度の子で美崎特別支援学校でしか支援ができない者が来た場合は、そういう可能性も検討のうちに入るのではないかなと思っております。

○**仲村未央委員** 今のそういう可能性というのは、どういう可能性ですか。2クラスを検討するという意味ですか。

○**金武正八郎教育長** 学級増も含めて、志願児と、そして私たちの支援の中のことを含めて総合的にそこの中で考えていきたいと思っております。

○赤嶺昇委員長 休憩いたします。

(休憩中に、委員長から質疑に対して的確に答弁するようにとの指摘があった。)

○赤嶺昇委員長 再開いたします。

金武正八郎教育長。

○金武正八郎教育長 願書を受け付けまして、児童のいろんなことを判断して、重度で美崎特別支援学校に必要であるということになったときに学級増も含めて総合的に考えていきたい。

○仲村未央委員 学級増も含め総合的に考えていきたいということなのですが、その学級増を検討する場合に去る本会議で赤嶺昇議員のほうから予算の措置についての総合的な判断は2月の時点で間に合うのかと。学級増の対応は、予算が可能なのかということで答弁がかみ合っておりませんでした。今の学級増になった場合の予算措置は、2月の段階のその判断の時点で対応可能なんですか。

○島袋道男総務課長 人件費に関しましては、かなり大きなものです、教育庁全体で1350億円ほどが人件費ですから。その中で支援学校費という費目ではあるんですが、その中で十分にやりくりができるものだと。例年、どうしても執行残というのが出ますので、可能だと思っております。

○仲村未央委員 人件費も含めて、その2月の段階で学級増の対応は可能であるということですが、教育長。

○金武正八郎教育長 総合的に判断して、必要性が生じればそういうことも検討していきたいと思えます。対応可能でございます。

○仲村未央委員 それでは、そのやりとりの経過の中で、1クラスということ的前提にしているかのような答弁がありましたが、今の答弁、最終的な答弁では必ずしも1クラスありきではないということで理解してもよろしいですか。学級の最終的なあり方は、2月の段階で最終的に決まるものであって、それを超える希望者がいた場合、しっかりとそれは2学級も含めて、学級増設も含め

て対応できると、また対応すべきだと思うんですけどもいかがですか。

○**金武正八郎教育長** 希望者ではなくて、しっかりと必要な子供たちが確認されて必要な場合にはそれだけやっていきます。

○**仲村未央委員** 教育長、本当に真剣に私は聞いております。先ほど来おっしゃる総合的などという抽象的な表現の中で、あたかも最終的に結論を出したかのように見えて、本来はその定数の範囲内に落とし込もうということになっていないかということを知っているわけですが、根本的には。そこに対する明快な態度を見せてほしいんです。それは当然ありきではないと。その8名の上限枠に合わせて整理をして、8名を超える比較的、希望のあった中で、重度、軽度を見たときに、その中で比較的軽度な子をそこから排除していくようなことがないかということを知っているんです。そこまで言葉にしなくても、それはその趣旨を理解して、今の増設のあり方については答えてほしいんです。

○**東風平朝淳特別支援教育監** 障害の程度で排除ではないです。子供たちが適切な教育が受けられるところを支援していくということで、市町村のほうへの対応になっていくということもあるということです。これは、排除という言葉は不合格という言葉と似たようなもので、できるだけ使わずに自分たちは適切なところへ対応していくということで理解しております。

○**仲村未央委員** 排除ではないということであれば、入試選抜を行うということでした。その入試選抜の基準、絶対基準を示してください。絶対評価ではなく、個々の障害の程度、その子に応じた評価がどのようになされているのかという基準、それは相対評価ではないです。それについての基準を私たちに示していただきたいと思います。

○**東風平朝淳特別支援教育監** 基準というものは、各学校の合格の判定の中でやっていく基準がございますが、応募してくる方々、幼児には5種類の障害の程度の診断書等が出てくることになっております。それから、そのほかのものも判定ができないような状態で発達障害がまざってくる場合もございます。この辺からすると、学校教育法施行令第22条の3に合致しているかということ、まず特別支援学校の中に入る程度ですので、それからその障害に合致していても軽度のほうは地域の市町村での保育等で適切な教育が受けられるということで、その進路選択をしていく状況にあります。重度、これは特別支援学校

の中で受けていく子供たちはほとんど重度の子供たちを、地域で支援ができない子供たちを受け取るという形の障害の基準になっております。

○仲村未央委員 専門機関における教育を希望するときに、当然それは親の希望として選択肢がある中で、この県立の幼稚部を選んでくると。そういうときに、今おっしゃるような学校教育法施行令第22条の3とおっしゃったんですが、それも後で文書でお示しいただきたいと思うんですけども、それが地域で支援ができるという程度の障害なのか、これは県立という専門機関、教育機関の中で適切な支援が必要とされるのかということの判断をしっかりと保護者や関係者を含めて説明できる内容なのか、それをこれまでどのように対応してきたのかどうか、伺います。そして、その資料提示もお願いします。

○東風平朝淳特別支援教育監 県の示す沖縄県立特別支援学校幼稚部、入学者選抜実施要綱の中で選抜の方法を各学校に指示してございます。まず、選抜の委員会の中では、所定の出願書類、発達検査、行動観察及び面接の結果をもとにして選抜を行うということになっております。この中には専門の先生方も入って選抜をしていくということでもあります。

○仲村未央委員 我々は専門家ではないので、ぜひ資料は提示いただきますが、本当にこれが説明ができて、基本的に透明性がきちんと確保されているのかどうかというのはその視点からしか我々はわかりません。ただ、今回この美崎特別支援学校の件に関する経過を言いますと、もともと今3歳、4歳の在学児がいて、その中において来年の継続ができるかどうかというところから出発しているんです、今いる在園児がです。ということは、今いうような、本当にその子供たちが3歳なり、4歳なりの皆さんのいう選抜の中で選ばれたりすること自体がまずは問われたわけです。それは一環性があるのか、そしてその途切れない支援というのが基本的に障害児特別支援教育の中で求められるときに、人数に限りがあるからもともとは継続もできないかもしれませんということ言われてきた、このことの経過を今どのように振り返って総括しているのか、そこから辺もあわせて、先ほどいう絶対基準であるということとあわせて説明してください、総括してください、この流れを。

○金武正八郎教育長 今仲村未央委員がおっしゃるとおり、懸念されることはこれから起こると私は思います。これからやっぱりそれにこういう課題がありますので、これにはしっかりと一つずつ対応をしていかななくてはならないと思

っております。ただ、これまで去年までしっかりとこの入学者選抜実施要綱に基づいて定員オーバーした場合でも決してこちら一方的にするわけではありません。つまり、入学ができないということでやるわけではなくて、父母も、それから地域の幼稚園も、学校もお互いの了解を得ながら、調整をしながら了解を得て、合意を得てこういう形になったということでございます。ですから、西崎特別支援学校のほうも去年8名おりましたけれども、そのうち3名の方もそういう支援員をサポートします。そこの幼稚園でどうですかという父母の了解を得ながら、そういうお互い相談をしながらやってきているわけです。私たちの単純な裁量で、こうこうで不合格、これは合格とかいうそういうことでは決してございません。やはり一人一人がどういう支援が、やっぱり大事なことはこの障害を持つ子供たち一人一人にニーズがあって、それぞれに支援が必要ですからしっかりとできるように、特別支援学校幼稚部でできることをしっかりとはっきりさせながら、そこで支援していくことが大事だと思っております。

○仲村未央委員 もちろん単純な裁量ではないはずですが。ですので、継続が前提ではないかというところが出発点だったところを思えば、どうして4歳から5歳に上がるときに、今いる在園の子たちがそれを受けられなくなるような危機に面したか。あのときの整理は何だったんですかと。まさに単純な裁量ではないとおっしゃるから、その視点に立つならば、なぜ3歳まで、4歳まで通えたのが5歳になったら通えなくなったのかとなる可能性があったのかということは今どう振り返って、どのように整理されているんですかと私は聞きましたけれども。

○金武正八郎教育長 ですから、先ほど申し上げましたように、今回美崎特別支援学校の5名の方が来年も継続したいという気持ちで出発したわけです。こういう問題が生じたのは今回が初めてなんです。多分、これから出てくると思います。これだけ周知されて、議会でも取り上げる中で、非常によい機会だと思っているんです。ですから、周知されていくと思います。それについてはこれから対応していかざるを得ないと思います。今回の5名の継続についても、前の文教厚生委員会でも答弁したように5名の継続は、過去は各学校の内規として隠してありましたけれども、継続を優先するということがありました。それを今回表に出して、入学者選抜実施要綱の中にも出しましょうと答弁したわけです。そういう形で今整理をしてきております。ですから、今回についてもこれは一つの経過ですので、まず私たちはこの今回の美崎特別支援学校の問題

について、まずはこれまでどおりやっっていく中でやっぱり課題を整理して、来年、再来年あります。特に、私が懸念しているのは、ほかのところは島尻特別支援学校1名なんです。それから、名護特別支援学校1名なんです。西崎特別支援学校も4名です。宮古地域1名、八重山地域1名です。こういう今状況なんです。こういう意識を持ってもらって、たくさん特別支援学校幼稚部のこういう支援があるということをやっただけで、特別支援学校幼稚部をできるだけ活用していただけたらと。美崎特別支援学校のものについては今そういう課題がありますけれども、これから一つ一つしっかりと課題に対応しながらいきたいと考えております。

○仲村未央委員 今回5名の方が基本的に継続を求めて、そのことでの問題が非常に明るみになってよい機会だと教育長がおっしゃったこと、そしてそこで5名の継続を判断されたこと、これは評価しています。このことは本当に大事なことだったと思います。否定しているわけではなくて、今までそういうことがなかったんですとおっしゃる、まさにその陰に何人の方がこれまでその入試という選抜にあって、あたかも5名が上限であるように設定される中で、もしかしたら継続ができなかった子もいたかもしれない、入れなかった子もいたかもしれないと思うことの全体的な反省とか、周知のあり方に問題があったとか、そういった視点に立つ上での整理というのはないんですかということを知っています。

○東風平朝淳特別支援教育監 平成20年、平成21年に関しまして、これまでずっと適切な判断のもとにその適切なニーズにあった子供たちが平成19年度までは入っております。平成20年度から、希望が多くなってきた状況がございます。それから、先ほどの途切れのない支援というのは、ずっとその場での支援を続けていくことではないととらえております。子供の状態によって、その時期、その支援のニーズに合わせて別の場所での支援もあるととらえております。

○仲村未央委員 後段おっしゃった途切れのない支援というのは、別に私もその意味で使ったわけではないので、別にあえてつけ加えていただかなくてもその意味で使ったわけではありません。それを説明してほしかったんです。何の判断に基づいて継続ができなかったのかということを知りたいんです。それはいいとして、今もう一つ、平成20年度までは反省することもなく、周知も含めて適切だったと言っているんですか。

○**金武正八郎教育長** 平成20年度までは本当に応募者が、3名とか、1名とかいう形で大変少のうございました。これにつきましては、3歳児から幼稚園が始まる、また保育園との連携、やっぱり幼稚園は本県は5歳児で始まりますよね。ですから、5歳児になって初めて適正就学指導委員会が入ってきて、この特別支援が必要ですよということがわかってきて親たちがくると。今回の美崎特別支援学校の父母の方がおっしゃっていることも、この3歳児、4歳児の周知をしっかりとすべきではないかということ是指摘されております。それについては、私たちはしっかりと受けとめて、周知はまだまだ不十分だったと思います。そのために、今回、新たに11月に各市町村の保育園担当、保育担当、それから障害児の担当、そして市町村の担当、中頭教育事務所担当、そして本県の担当が集まってそういう周知をしていこうと。その中でも、市町村でも担当自体もそういうことがなかなかわからなかったということも出て、そういう面で私たちもこれはこれから課題だなと思っておりますし、これからこの機会を通してどんどん周知を広げていきたいと思っております。

○**仲村未央委員** そのとおりだと思います、教育長。沖縄の幼稚園は5歳児に特化していますので、一般的には。三、四歳児の教育機関における今言う特別支援というのは、やはり周知不足や理解が至らないところ、市町村においてもそれがなかなか県立という選択に直結していない部分があると思っております。今保護者の皆さんが一生懸命とっていただいたアンケート調査では、既に8名を超える希望者がいるということで、再三教育長のもとにも署名を出してきていますし、そしてまたきのうの入学説明会でもアンケートをとられたようです。これについても、やはりぜひ今という視点で、本当に不十分だったという認識の中で見落としがないかということを確認して、最初の2学級ということを当然これは選択肢の中において議論を、今から予算措置も含めて対応があるものだという含めて検討していくべきだと思いますが、いかがですか。

○**金武正八郎教育長** 先ほども申し上げましたけれども、私たちが設置目的に合う特別な重度の児童生徒が8名以上を超えた場合には、やはりそういう学級増も含めて視野に入れていきたいと思っております。

○**仲村未央委員** それでは陳情第213号の新規です。県立特別支援高等学校への分教室設置、これもいわゆる特別支援教育の分野です。これについては、陳情者の趣旨は時期尚早ではないかという、時間がもっと要したらどうかというような趣旨の陳情です。これについてはいかがでしょうか。時期尚早とか準備

不足の感はないのか、その辺についてはどのようにお考えでしょうか。

○金武正八郎教育長 特別支援学校の高等部の分教室に関しましては、4月の初めに学校長にしっかりとことしから平成19年特別支援教育がスタートしました。ノーマライゼーション、みんな、だれでもこの社会の中で生き生きと活躍できる社会をつくる必要だということで、特別支援学校の分教室を入れたいということを表明いたしました。それをもとにして、準備委員会等を立ち上げてやってまいりました。そして、公聴会の中でいろいろありました。これは、まずは研究の指定校であり、設置ではございません。今までの学校と同じように設置をするということではないのです。まずは研究をしていこう、モデル校なんです。先行的にまずやってみて、その課題とかそういうものを見つけていこうということが今回のスタートでございます。そして、研究指定校に手を挙げていただくということで、校長先生が、大体交通の便とか、中部地域と南部地域一つくらいという形で当たりましたら、学校長のほうから、私たちのほうでやってもいいということを受けまして今回の経緯になったわけでございます。また中身についても、分教室という定義自体が空き教室を利用してほかの教育課程をそこで実施するという認識ですので、教育課程は母体校の教育課程なんです。ですから、基本的には母体校から離れて不便があるとか、例えば交流が少し離れるとかそういうことがございますけれども、教育課程を進めていく上で幾分かは足りない部分はあっても、子供たちの学びを保障することは十分だと私は思っておりますけれども。

○仲村未央委員 今回の教育庁の方針の分教室というのは、研究指定校で、モデルケースで、いわゆる本格的な分教室の設置ということではないということですか。今の御答弁の趣旨は、あくまでもモデルということですか。

○金武正八郎教育長 そのとおりでございます。研究指定校でございます。

○仲村未央委員 この研究指定校に何年指定をして、その果てにこのモデルが達成されたら何が起こるんですか。何の研究をするんですか。

○東風平朝淳特別支援教育監 研究をしていただくということで、3年間をめぐとしております。研究の課題として、分教室における教育課程の編成及びそれに係る生徒の募集等ということになっております。

○**金武正八郎教育長** 分教室のモデル校は、障害のある子、障害のない子たちが1つの学校の中で同じように分け隔てなく生活できるということをまず考えているわけなんです。

○**仲村未央委員** この理念のところではなくて、例えばこのモデル校が成功したら、何か達成されたら全学校にこれを進めていこうという意味なのか、それとも例えば併設校、他都道府県の場合について、教育長は本会議の中で滋賀県の例を出していましたが、あれはモデル校を経て併設学校になっています。特別支援学校といわゆる普通学校と、そういったモデルを想定しているのか、何を想定したモデルケースなんですかということを行っているんです。

○**金武正八郎教育長** 要するに、特別支援学校で学んでいる子供たちが普通高等学校のほうに来て、その子たちと一緒に部活動をしたり、生徒会活動をしたり、そしていろんな行事を共にしたりすることが、その中でさらにもう一步踏み込めばその子供たちの両親、本人たちが了解であれば授業の中でも交流入ってくる、1人単独で。そういうこともこれから研究の視野に入れていくわけです。ただ、今これからの学校の研究の中でこれからやるものですから、こういうものを作って、まずは本県の中でそういうノーマライゼーションが学校の中で、高校の中でまずやると、そういうやることを何が大きな目的かということ、学校の先生方、そして父母の皆さん、そして地域の皆さんがノーマライゼーションでこの子供たちを受け入れてくれるような、そういう実績をつくっていききたいというのが大きなねらいでございます。

○**仲村未央委員** 聞いているのは、例えば滋賀県を教育委員長が見に行ったとおっしゃっていたから、これを資料提供いただきました。そしたら、滋賀県の場合は併設校なんです。平成18年に、普通高等学校と特別支援学校が併設をするという形で誕生している。その前のモデル研究、指定校として2年間時間をかけて、その間に説明会を行う、学校の中での検討委員会を行うということで、3年くらいかかっているわけです、併設に至るまで。だから、今回教育長がおっしゃるモデル校とか、研究指定校というのは何をしようとするモデル校なのかということです。もっと広げようということなのか、併設校に持っていくのか、それとももっと学校を、対象をふやして、全学校にできれば分教室を置いていきたいということを想定したモデル校なのか、ここでとまるんですか。

○**金武正八郎教育長** 分教室に関しましては、滋賀県においてはこれは分校な

んです。大阪府はまた別の過程で、あるいは分教室でもなくて、高等支援学校の分教室でもなくてコースとして、そしてあるところは特別支援学校の施設が足りないもので、教室を借りてそこで授業だけをやっていると、交流とかそういうのではなくて、そういう分教室なわけです。私が今回目指しているのは、そういうこれまでのやっている分教室もやりながら、地域の中で地域の子供たちがその学校に通ってそこから高校生と交流をして、そういう一つのモデルをつかって、この実績でみんなで作っていただければ広げていきたいなと思いませんけれども。ただまずは第一歩ですので、今回まずこれを今私たちがやる中でも、学校長のみんなやる中でも不安なんです。この子供たちが学校に来て、これで本当に大丈夫なのかというのが一番不安なんです。ですから、その子供たちが学校に来て大丈夫です。普通の子供たちと同じように野球もできます、何もできますということをもみんなが認知していただいて、そして学校をそうしてやっていただければ、私は一つの成果として、これからどうするかというのは次の一歩が見えてくると思っております。

○赤嶺昇委員長 休憩いたします。

(休憩中に、委員長から質疑と答弁がかみ合っていないとの指摘があった。)

○赤嶺昇委員長 再開いたします。

金武正八郎教育長。

○金武正八郎教育長 私の思いとして、子供たちがいろんな形で、そういうことが広がってほしいなと思っております。ただ、まずはこの分教室を設置するだけでも、これだけの世論、いろんな人たちからいろんな不安とかそういうものがあります。それをまず払拭して、できるんだという実績をつかって、その次に私としては広げていただきたいなと思っております。

○仲村未央委員 それで、今回、入試説明会で19名ずつ、中部農林高等学校に19名、南風原高等学校に19名、合計38名が希望されたと。これは、分教室というのは何教室設置することを想定して、例えば志願のときに募集人員とかそういうのはどう告知をされたんですか。周知も含めて、つまり入学説明会で何名を募集しますということで働きかけた結果なのですか。分教室は何教室設置しようということになるのか。

○東風平朝淳特別支援教育監 1クラス10名を定員として、中部農林高等学校、それから南風原高等学校のほうへ置きたいと、久米島高等学校もそうですけれども、これからですが。

○仲村未央委員 結局、最終的には何クラスというのはいつ決まるんですか。

○金武正八郎教育長 これも特別支援学校幼稚部と同じように、11月21日に南風原高等学校の分教室については1クラス10名、それから中部農林高等学校については1クラス10名、久米島高等学校の分教室については1クラス8名として定員は定めてあります。

○仲村未央委員 定員を超えた場合の対応ですけれども、これはどうなるんでしょうか。定員を超えた場合には、当然学級増を基本に対応していくということですか。

○東風平朝淳特別支援教育監 はい、高等特別支援学校においては入学選抜を基本に考えております。

○仲村未央委員 当然、通常の県立の普通高校ですと入試というものがあります。今おっしゃる選抜というのは、何をどのように基準を持って選抜することを今言っているんでしょうか。

○東風平朝淳特別支援教育監 学力検査と、運動能力検査と、作業能力検査等を高等特別支援学校の検査と同日にやっていく予定となっております。高等特別支援学校で、この諸検査をやることになっております。

○金武正八郎教育長 これまでやっている高等特別支援学校の選抜方法ですと、言葉は悪いですが入学できない方もおります。今回、ちなみに第1希望で101名おりますけれども、45名の定員でしか高等特別支援学校のほうは入学することはできません。

○仲村未央委員 共通する学級の増設については、いわゆる相対的にふるいにかけていいほうからとっていくとか、こういった基準ではなくて、絶対基準の中で選抜が行われると理解していいのですか。それによって、その数に基づい

て最終的には教室の数というのは決まってくるという考え方なのか、それとも教室が既にありきで、定員がありきで、その枠の中でいわゆる漏れた子はもう入れないということなのか。そうであれば、先ほどの美崎特別支援学校の場合とはそこは違うのかどうかお尋ねいたします。

○**金武正八郎教育長** 美崎特別支援学校の場合とは違います、美崎特別支援学校も基本的には同じでございます。入学者選抜実施要綱に基づいて定員を打ってやります。ただ、美崎特別支援学校の場合のような話がありましたように、特別にいろいろな事情がありますので、そういうことをやりますけれども、高等特別支援学校というところは高等学校の一つ、例えば各特別支援学校、名護特別支援学校、美崎特別支援学校、島尻特別支援学校、それから大平特別支援学校というところにも高等部がございます。ですから、ここのそういった言い方、表現がちょっと悪いんですけども、そこに行く方もいますけれども、さらに選抜をしていろいろな能力を、いろいろな免許とか取れるような生徒たちを対象にやるところでございます。ですから、高等学校の選抜と全く同じでございます。教科もやります、体力もやります。作業学習の能力もあります。

○**仲村未央委員** 今の理解だと、いわゆる特別支援学校幼稚部と同じ県立ではあっても違うと今理解をしました。それで、先ほどモデル云々というところで、準備不足の感が非常に否めないというのが感じるころなんですけれども、具体的に聞きますけれども、例えば分教室に通う生徒は、例えば制服とかそういうものは設置校と一緒になんですか。そこら辺お尋ねいたします。

○**東風平朝淳特別支援教育監** 制服については、設置校の制服でやっていこうということで決まっております。

○**仲村未央委員** 長くなっておりますので終わりますが、先ほどの資料提供をよろしくお願いいたします。

○**赤嶺昇委員長** ほかに質疑はありませんか。
渡嘉敷喜代子委員。

○**渡嘉敷喜代子委員** 今の陳情第213号についてお尋ねします。先ほど、教育長は4月に校長に説明をしたということでしたけれども、そのとおりですか。

○金武正八郎教育長 4月最初の金曜日ですか、第1回の校長会のときに全校長に方針をお話いたしました。それで協力できるところはお願いしたいと。

○渡嘉敷喜代子委員 それで、どの時点で中部農林高等学校とか南風原高等学校が決まったのかですか、何月の時点で。

○東風平朝淳特別支援教育監 中部農林高等学校が9月、南風原高等学校が10月にお話を進めて、10月21日に教育委員会で決定をしております。

○渡嘉敷喜代子委員 4月の校長会でこのことについて説明をした。そして、学校へ話をしたのが、中部農林高等学校が9月、そして南風原高等学校が10月ということですか。そして、4月から説明会、10月23日にやっております。その間の日程を教えてください。何をやったのか。結局やったんだけれども、いつから始めたのですか。

○東風平朝淳特別支援教育監 大まかにお話しします。4月から準備委員会を設置し、6月より庁内各関係課から構成される作業部会、検討委員会を開催しております。検討委員会の開催回数は、6月から10月まで4回であります。

○渡嘉敷喜代子委員 9月に中部農林高等学校、それから南風原高等学校は10月に説明をしたと。その時点で、中部農林高等学校とか、校長から職員に説明をしているわけですか。そうですか。10月23日に高等特別支援学校の職員に説明していますか。そのあたりどうなんですか。

○東風平朝淳特別支援教育監 10月23日です。

○渡嘉敷喜代子委員 その説明委員会の中で、どのような問題点が指摘されましたか。10月23日の説明会の中で。

○東風平朝淳特別支援教育監 高等特別支援学校の職員会議には保護者の参加もあり、時期が早いということがございます。それから教育課程がまだ不確定であるということが言われております。

○渡嘉敷喜代子委員 たくさんの指摘があったわけです。このような状況で、本来に来年の4月に走り出すことができるのかということのたくさんの指摘が

あったと思うんです。そして、代表質問の中で教科ごとの教師の配置もできるのかということ質問しました。そのことに対して、教育長は答えていない、答弁していないんです。こういう答弁の仕方しています。使用教科ごとの教師配置となっているのかどうかということに対して、もしそうでなかったら母体校との格差が出るのではないかという質問に対して、分教室の教員の配置につきましては知的障害教育が生活に結びついた教科指導が重要であると。そして、その教育に精通した指導力を有する教員を配置すると、その教員が何名なのかということもう答えてないです。それについて答えてください。

○東風平朝淳特別支援教育監 中部農林高等学校の分教室、南風原高等学校分教室と共に3名を予定しております。

○渡嘉敷喜代子委員 その3名の教員が主要教科、それぞれで分担してやるということですか。

○東風平朝淳特別支援教育監 そうです。

○渡嘉敷喜代子委員 この説明会の中で、1人の教員がすべての教科を担当するというような答弁をしているようですが、確認したいと思いますがどうなんですか。特別支援学校から行く先生の中で担当するわけですか。その教員が3教科目をすべて担当するというような答弁の仕方をしています。どうなんですか。そこで、特別支援学校の教員といえどもオールマイティーではないというような指摘が出ていませんか。

○東風平朝淳特別支援教育監 中部農林高等学校の分教室と、南風原高等学校の分教室は3名の教員で分担することになっております。

○渡嘉敷喜代子委員 先ほどの仲村未央委員への説明で、あくまでもこれはモデル校だということですのでとの答弁がありました。この学年が来年4月に施行します。平成22年度、平成23年度は採用しないのか、募集しないのか。そのあたりをお尋ねしたいと思います。

○東風平朝淳特別支援教育監 学年進行で計画しております。

○渡嘉敷喜代子委員 学年進行で毎年とっていくわけですか。そうであるなら

ば、それでも研究していこうとしてなるのかどうかですか。研究していこうというのは、1つのモデルを3年間続けていくというのが普通だと思うんですけども、今回そういうモデル校とするならば、それでもずっと続いていくわけですか。その後に先ほどの質疑があったように、併設学校にするのか、あるいはすべての高等学校にそういうことをしていくのかそういうことはっきりわからないわけですか。

○**金武正八郎教育長** まず、モデル校、研究指定校といっても3年間やったらやめるということではございません。私たちとしては、これはしっかりと継続していくというまず大きな決意を持っています。そして、その中で研究指定校をやりながらしっかりとその一つ一つの課題を解決していったら、3年後は正式にこの学校で分教室をスタートできるように私たちは目標にしているわけでございます。

○**渡嘉敷喜代子委員** この3年間というのは、そこは分教室としては皆さんは思っていないんですか。あくまでもモデルとしてということなんですか。

○**金武正八郎教育長** 私たちは、分教室として基本的にはスタートしておりますけれども、3年の間にはいろんな研究をします。その中で、今後のことについてもいろいろな課題が出てくると思いますので、一つ一つ整理をしていったら課題を解決していくと。いろんなほかの方々もおっしゃっていますので、そういう課題を一つ一つ解決していくという形でやります。ですから、3年後は必ず分教室としてしっかりとスタートできるということを目指していきたいと思っております。

○**渡嘉敷喜代子委員** 現場の教師との話し合いの中でも、だから拙速だと。何でこんなに急いでやるのかということが言われています。そして、この陳情の中でも時期尚早ではないかということも言われています。教育委員の皆さんが視察した滋賀県についても、2年、3年かけてやっているわけです。こういう事業をやるときに、皆さん本当に何年かけてやるんですか、正直なところ。この1つの事業をやるためにいろいろ研究したり、調査したりしてやっていくわけですが、その持っていく前に。いつもこういうことやっているわけではないでしょう。今回、4月に中部農林高等学校とか南風原高等学校というのは、9月や10月に手を挙げたわけです。それから教職員の皆さんにも説明をしていると。ところが、そこで本当に皆さんの理解を得たかどうかもわからない状況です。

そして、私は代表質問の中でも設置校と母体校との教員の意見交換もやりましたかと聞きましたときに、教育長は答えてませんよ、そのことについても。そのあたりで、本当にこんな短期間でやっていいのかどうか、時期尚早ではないかというのが今回の学校の説明会で多くの指摘があったわけです。どうしてこんなに急ぐのかということなんです。そして、現場の教員はあと1年だけくださいという思いだったと思うんです。準備期間を少なくとも1年くださいと、そうではなかったですか。教育長への報告はなかったですか。

○**金武正八郎教育長** 平成19年度に特別支援学校編成整備計画が立てられました。その中で、分教室についても研究をしていく必要があるとの記述がありまして、それに基づいて、平成22年度はそういうことで研究指定校としてスタートしてみたわけです。滋賀県の場合も2年間は研究指定だったと思います。そして、その後スタートしたと思います。

○**渡嘉敷喜代子委員** 平成19年度に設置しますということはやっているわけです。ところが、平成19年度からここ平成21年度までは何を検討してきましたか。実際に、検討委員会が設けられたのが6月でしょう。それから走り出したのではありません。その間何しました、平成19年度から。

○**島袋道男総務課長** 平成19年度の特別支援学校編成整備計画では、小学校、中学校、高等学校の知的障害児童生徒のための分校や分教室について関係市町村教育委員会と連携しながら検討するというのが特別支援学校編成整備計画の中身でして、それを受けて、例えば那覇市と、小学校、中学校への分教室の設置について意見交換をしたりですとか、そういうことをやってまいりました。

○**渡嘉敷喜代子委員** いま普通高等学校に分教室を置くということでの問題です。普通高等学校に置くということについて、そこまでどういう皆さんに働きかけをしたのかということを知っているんです。小学校、中学校のことを聞いていませんよ。

○**金武正八郎教育長** これについては特にやってごさいません。

○**渡嘉敷喜代子委員** ですから、先ほどから言うように少なくとも検討委員会が始められたのが6月であると。そして、中部農林高等学校と南風原高等学校が決まったのが9月、10月と。そういう中で、本当に学校の現場の教師の理解

がどれだけ得られているのか。そして、配置校にしても受ける体制ができてい
 るのかそのあたりも疑問です。そういうことで、陳情にもあるように現場の教
 師は時期尚早ではないかと、そういうことを言われているわけです。なぜ、こ
 こまでに急ぐのかということが皆さんの疑問なんです。

○金武正八郎教育長 分教室につきましては、中部農林高等学校と南風原高等
 学校の両校が手を挙げていただきまして、その前にもいろんな学校にもいろん
 なことをとりましたけれども、やっぱり各学校長とも難しいということがあり
 ました。手を挙げていただいた中部農林高等学校も、南風原高等学校も校長が
 それについての理念、そしてその子供たちにこれから必要なこととか、そうい
 うものをしっかり職員に伝えて、理解を得て、私たちに回答してもらったと認
 識しています。中部農林高等学校のほうは説明にきてほしいということで、う
 ちのほうからも職員会議で説明をして、その後同窓会やPTAにも説明をして
 います。職員会議の中でもいろいろ反対の意見も、不安な意見もございました
 けれども、大方私たちは理解を得られたと思います。PTAのほうは、私たち
 の取り組みについて遅いのではないかと、こういうことはもっとしっかりとや
 るべきではないかという形で逆にやっていただきました。南風原高等学校の場
 合は、校長に私たちがぜひPTAにも説明したい、職員にもやりたいとお話を
 しましたら、最初、職員に説明をやると言ったら自分で責任を持ってやると、
 PTAにもやりたいと言ったら逆に校長が私がここでやるからという形で南風
 原高等学校のほうは校長先生がいろいろな形で学校の職員の理解を得ているも
 のと私たちは理解しています。

○渡嘉敷喜代子委員 校長の理念であって、それが末端の教員たちがどれだけ
 理解して、協力していこうという体制ができていのかということとはちょっと
 疑問です。それで、教育長がモデル校としてというけれども実際には本格的に
 指導していくことになるわけです。こういう形でやっていて本当に大丈夫なの
 かというのが現場の声なんです。大丈夫なんですか。

○金武正八郎教育長 私は大丈夫だと思っています。まず一つは、分教室とい
 う認識自体が、分教室というのはいっている教室を借りて、そこの教育課程を
 実施するというのが基本でございます。それにプラスアルファとして、この学
 校の交流をこれから研究していこうと、例えばこれから1月末に合格発表が入
 ります。10名生徒が入ります。父母が入ります。その中で職員もつきます。そ
 の中で、どういことを研究していくかということ、父母と本人の了解を得れば

その生徒は学級の中に1人で入っていくことも可能です。そういうことを詰めていこうということなんです。研究ということはそういうことなんです。教育課程自体は、特別支援学校の過程はしっかりできているわけです。それにプラスアルファ、積み上げのものをこれから研究していこうというものでございますので、私は基本的には大丈夫だと思っています。

○**渡嘉敷喜代子委員** いろいろな中学校からこの子供たちが集まってくるわけです。300名の普通高等学校の中に生徒10名投げ込んでいるわけです。そうすると、生徒指導の問題も出てきます。そのことで、生徒指導のことで母体校と配置校の教員との話し合いをやっていますか。まずそのことが心配なんです。特別支援学校と、中部農林高等学校、南風原高等学校の生徒指導の先生との意見交換はありましたか。

○**金武正八郎教育長** これから配置しますので、これからしっかりとやっていく予定でございます。

○**渡嘉敷喜代子委員** 今、何度話をしても平行線になると思います。そして、今回の分教室を施行するに当たって、2名とか3名だったら絶対にだめだと私たちはとめないといけないと思ったんです。でも、応募者が38名、19名、19名という中でその子たちの親の希望もあってするわけですから、その子たちの本当に普通高等学校に入りたいという希望を持って来るわけですから、それだけ責任が重いんです。もう絶対失敗は許されません。そこで、本当にこのような状況で大丈夫なのかなという思いはするけれども、本当に今19名、19名で38名、20名しかとれないわけです。その中でふるいにかけて、その子たちの受け皿はどうなるのか。それから高等特別支援学校の希望者が109名ですか、その子たちも今45名しかいません。その子たちがふるいにかけて、漏れた子供たちは受け皿どうなるのか。そういうことも気になるんです。

○**金武正八郎教育長** まず、高等特別支援学校がなぜ4月かというのは、まず第1回はここで試験を受けて、次は地域の特別支援学校、名護特別支援学校、美咲特別支援学校、島尻特別支援学校、大平特別支援学校がございまして、まず、そこで入らなかった生徒は、ほとんどの生徒がその特別支援学校で受け入れていただいて、サポートしていただいています。そして、今回の早いのではないかということについても、私は今回これだけマスコミとかでいろんな不安とかいろんなことを言われている中で、19名の生徒が応募してきたということはし

っかりと重く受けとめたいと思います。ですから、成功させるために、その学校の職員、そして地域の人と話し合いをこれからして、しっかりと進めていきたいと思っています。

○渡嘉敷喜代子委員 普通高等学校において、障害のある子もそうでない子も一緒になって教育を受けるということはとても大切なことです。これは、学校というのは社会の縮図ですから、そういう中でお互いに切磋琢磨して育っていくということは大切なことです。そこで、やはり失敗は許されないということと、本当にこのまま進んでいいのかなという不安はまだあります。そこで、本当にそれに教育委員会がどれだけ本気になってやっていくのか、環境整備はどうなるのか、中部農林高等学校においては教室もないという状況ですけれども、本当にここで言われています、皆さんの陳情処理方針の中で、母体校と設置校の連携を深めた教育課程の変遷や施設等の整備を進め、開設に向け万全を尽くしていきたいと。本当に施設も整備されているのかどうかということが不安になってならないんです、そのあたりどうなんですか。

○前原昌直施設課長 中部農林高等学校につきましては、今予備教室がございますので、そこを1年目は改装して対応したいと思います。2年目、3年目につきましては、次年度に本格的な整備をしたいという予定でございます。

○渡嘉敷喜代子委員 何度も繰り返すようですけれども、やはりこの子たちが本当に普通高等学校に行ってもよかったと、充実感が味わえるようなそういう教育システムになってほしいと。決して実験台にさせてほしくない、そんな思いでこの質疑は終わります。

それから、58ページの陳情第204号労働安全衛生委員会についての質疑をします。私は代表質問で、メンタルヘルスを受ける教員の実態とか要因についての質問をしました。多忙化した教職員の中で病気休暇が377件のうち精神疾患を受けている人たちが153件もあるという中で、やはりこのメンタルヘルスを受けなければいけない教職員の実態と要因について教えてくださいという質問をしたときに、相談件数についての説明をしているんです。私は、こういうことでしかできませんと、要因はわかりませんという事前の質問どりの中でそう言われて、本当に要因をしっかりと押えていかなければメンタルヘルスもできないのではないかと、そして改善もできないのではないかという思いでこの質疑をしたんです。そして、これから本当に要因についても調査して、これからなんですか、正直な話、全然把握されていないんですか。

○諸見里明県立学校教育課長 教職員のメンタルヘルスに係る要因です。例えば、精神疾患であるとか、そういう要因につきましても、やはり教育長が何度も答弁しているとおり、特定の要因を限定するというのは難しい話でございます。複合的な要因がございまして、今のところ社会の複雑化であるとか、多様化、人間関係等そういう形でしか掌握できないものだと考えています。

○渡嘉敷喜代子委員 陳情第204号の陳情処理方針の中で、教員が高い倫理観を求められているとか、そして多様な人間関係とかそういうことを挙げています。やはり、そういうことは学校における教員の期待感とかそういうことが多い中で、本当に子供たちと向きあった教育ができているんだろうかと、多忙化の中でそのことが問われているんだろうと思うんです。そのことをどうお考えですか。多忙化との関係はないとお考えですか。

○諸見里明県立学校教育課長 多忙化もその一因だとは考えておりますが、やはりこれも多忙化そのものが精神疾患とかの直接の原因なのか、その辺との因果関係がまだはっきりしないところであります。

○渡嘉敷喜代子委員 昨年の12月に教職員の勤務実態の意識調査をやっています。それをどう分析してやったのかということについてここにちょっと書かれていますけれども、ノ一部活動日とか、定時退校とかそういうこと挙げていますけれども、実際には事務的なものがかなり多いということを受けるんです。そのあたりはどう考えていらっしゃるでしょうか、事務の簡素化。

○金武正八郎教育長 4点ほど取り組みをやっております。まず、調査依頼や事務の見直しということで、文書の統合、そして最終意向調査等願書、具体的には最終意向調査等願書依頼文書等を統合したり、特別支援学校においては月別生徒数調査と5月1日現在の生徒数調査を統合したり、そういう文書の統合をしております。文書の面ではそういうことでございます。

それから、行政連絡会議でも、指定校を研究合同発表会を廃止しております。そして、10年研修会も県立学校は17日間あったのも12日間に縮小しております。小学校、中学校では18日間あったのを13日間に5日間縮減とか、そういうことをやっています。また、文書発出の簡素化についても電子メールを利用したり、書類を様式化したり、市町村教育委員会事務所と連携して文書の重複化を避けるとか、そういう一つ一つ取り組んでいるところでございます。

○渡嘉敷喜代子委員 これまで事務的な書類というんですか、改善しない前はどれだけの数あったのか、そして改善した後はどれだけの数あるのか、ちょっと今出せますか。

○諸見里明県立学校教育課長 調査報告事項の簡素化に努めておりますけれども、これも教育事務所、市町村教育委員会と連携しながらやっているところがございます。平成21年度は、まず県立学校においてですけれども、公印が省略できる130件の文書について電子メールによる発送等で業務の簡素化に努めております。文書の発送については以上です。

○渡嘉敷喜代子委員 そうすると、130件を電子メールに変えたということになると、教職員の皆さんが事務的な処理するものは全くないということですか。報告するものがないということですか。

○金武正八郎教育長 そういうことではございません。つまり、私たちは調査を受けまして、各学校、行政、例えば教育庁内で取り組めることは何か。事務所で取り組めることは何か。学校で取り組めることは何か。それぞれ個人として、職員として取り組めることは何かをひとつ明らかにして、一つ一つ減らしていこうという形の御報告でありまして、その全体が幾らあって、その中で幾らというのは把握しておりません。今後これも把握していきたいと思っています。

○渡嘉敷喜代子委員 130件あったものが電子メールに変えただけのことであって、報告そのものは変わらないということですか。

○諸見里明県立学校教育課長 違います。130件を一つの例として、電子メールではそういう形でやっていますということですがけれども、ほかの文書についても不必要なものは省略したり、各課にまたがる重複した文書等も、これも一本化して簡略化できるようにしております。

○渡嘉敷喜代子委員 だから、その簡略化するの、何パーセント簡略されるのかな、件数は幾らなのかなと先ほどから私は聞いているのです。

○金武正八郎教育長 その件について、まだ集計とか把握しておりませんので、

これから具体的に各学校の中で改善委員会を立ち上げていますので、その中でも何をやっているかということがこれから上がってくると思います。ことし4月にスタートしたばかりですので、1年間見て、その後どういう形で改善したかどうか。それを踏まえて、次何をすべきなのかということをはっきりしていきたいと思っています。

○**渡嘉敷喜代子委員** やはり事務的なことを含め、そして生徒指導の問題とか、子供たちと向き合っている時間が少ない、保護者からのいろいろな期待感がある中で、本当に教師は精神的にまいってしまうだろうと、当然他都道府県に比べて153件、103名というのは大変な数です。断トツです。そういうことで、いかにして教員の負担を軽減していくのかということをはっきり調査したわけですから、その中でやはり改善していけるものを積極的に改善してほしいと思います。

○**赤嶺昇委員長** ほかに質疑はありませんか。
桑江朝千夫委員。

○**桑江朝千夫委員** 38ページについてですが、さっきの委員会の中で5名の特別支援学校に通っている子が継続をするということが決まりました。これは、ある面教育長の英断といいますか、あるところ政治的判断が出てきたものと評価できるものと思っています。今後も、またそのような形でぜひ我々の要望をしっかりと聞いていただきたい。現状というものを把握していただいて、父母の要望、地域の要望というか、お子さんを持った父母の要望も十分に取り入れる形で教育長の判断に期待したいものと思っています。まず、予算の面で、先ほどの質疑の中で、当初予算で2月に教育長が1学級ふやすとしても当初予算で対応できるんだということではありますが、その確認と同時にこれは1学級ふえると教員というのは何名対応になるのでしょうか。

○**東風平朝淳特別支援教育監** 今、特別支援学校幼稚部の学級が1クラスふえると、5名を基準として8名までですので、それで1クラスふえると1人教員がふえることになります。

○**島袋道男総務課長** 給与費の件でお答えいたします。ほとんど99.6%とか、99.7%とかいう執行率ではあるんですが、この0.3%の残りの部分で数千万円単位で残っているというのがこれまでの状況です。ですから、1人分ぐらいは

大丈夫だと思っています。

○桑江朝千夫委員 1学級ふえると、美咲特別支援学校幼稚部の教員の1人は可能だと見ているんですが、2月に判断された人事異動に関しても時期的には指名された教職員の方とか対応は十分できるんでしょうか。

○諸見里明県立学校教育課長 基本的には対応が可能でございます。

○桑江朝千夫委員 1学級ふやしてもらいたいというのが美咲特別支援学校の父母の要望であります。当初の質疑から、総合的判断で適正なクラスで決めるんだということを盛んに言うておりますけれども、我々が今懸念しているのは普通に考えて5名の継続が認められた、その前にも平成18年度、平成19年度から入学希望者がいて選抜という形で5名に落ち着いた。当然、普通に考えたらもう5名の希望者が出てくるものだと、普通に考えると。その対応をしていくのが普通なんですけど、しかし教育長は8名以内で1クラスにするんだというのが先ほどの話でした。午前中の答弁は、そのように私は聞こえたんです。そこで総合的判断をしてやるというのが、重度、軽度からその5段階の基準に照らし合わせて判断をするというのですが、私たちが懸念をしているのは、実際に父母のアンケートによると13名の希望者がいて、5名の継続でプラス8名の希望者がいるという中で、適正な判断という基準において、希望している親御さんたちを説得して、ここではなくて近くの特別支援学校幼稚部の支援学級があるからそこが適当なんだよというような説得をしながら、その懸念があるんです。教育長が、後半には2学級もやぶさかではないと私はとらえているんですけども、今我々の懸念を払拭していただきたい。委員の皆さんの試験選抜という言葉に抵抗がありますが、そういう言葉を使わせてもらいますけれども、十分に父母の要望にこたえる準備をしていただきたいんです。今の時点で、新規に8名の美崎特別支援学校幼稚部への入学希望者がおるといのは把握していますか。

○東風平朝淳特別支援教育監 きのうの説明会の中で、学校側もアンケートをとっております。その報告が7名です。

○桑江朝千夫委員 若干、こちらの資料と1人の誤差はあるんですが、今後どのような準備をしていきますか、7名の希望者があるという認識のもとで。

○東風平朝淳特別支援教育監 説明会の中ですので、まだ2月の段階で実際に願書を受けつけて、その生徒が該当の子どもであるのかどうか等も確認をしながら何名というのが決定します。その中でまた対応を考えていきたいということです。

○桑江朝千夫委員 述べたいのはそれなんです。教育長は、本会議でも2月の段階では8名から10名いても結局は5名になるんです、だから1クラスになるんだというような答弁、そこに持ってこようとする作業があるじゃないかというような懸念があるわけです。今の段階で7名の希望者がいるという認識をしているのに、その準備ではなくて今後2月までには新たな減を予想しての準備をしているように見えるんです。ですから、今の段階で2学級、1学級増をするという準備も必要ではないですかということを知りたいのですが、いかがですか。

○金武正八郎教育長 この定員につきましては、10月21日の県教育委員会の中で決定されて7学級ということで走っています。ですから、基本的には私としてはそれを遵守しながらいきたいと思えます。ですから、例えば応募者がたくさん来る場合でも2月にならないとはっきりとわからないものですから、それを受けて実際審査をして、そこで必要ないろんな項目がありますので、8名を超えた場合は、私たちとしては学級増についても視野に入れて総合的に判断をしていくということで検討しているわけです。

○桑江朝千夫委員 新たに第1回目の入学希望者がいる中で、7名と把握された中で、この件に関しては改めて教育委員会の議題に上げることはないですか。

○金武正八郎教育長 この2月の募集を受けて、そういう事情があれば県教育委員会を開いてやらなければいけないんじゃないかと考えております。

○桑江朝千夫委員 それは、時期的に2月以降の教育委員会での協議ということになりますか。

○金武正八郎教育長 そのとおりだと思います。

○桑江朝千夫委員 それで1学級増なり、2月の教育委員会で決まると、4月の始業式そういったスケジュール的に予算の面も入れて、そしてふえることに

よって学校の備品、この子供たちの教育備品等が必要になってくると思うんです、この人数の分だけ。あるいは、その子に合った器具が必要になってくる。その準備等も今当初予算で大丈夫、それもすべて大丈夫なんですか、準備なしで。

○平敷昭人財務課長 備品等の必要なものが具体的に出てくれば、特別支援学校の中で一般管理運営費というのがございますので、その中で必要なものは対応することになるかと思えます。

○桑江朝千夫委員 教育長、5名の継続をしっかりとさっき文教厚生委員会で言っていた。これで、父母の皆さんも喜んでいます。我々も一つ仕事ができたなと感じがしているんです。また、そういった大きなところからの教育長の判断も求められていると思っています。少し総合的判断という部分で、信頼する面が薄れている心配があるんです。この大きな識別をするという、ふるいにかける作業になっているような形で、本来そうではなくて受け入れてともに子供たちを育てていくということの中でしっかりと判断していただきたいと思えます。

○赤嶺昇委員長 ほかに質疑はありませんか。

西銘純恵委員

○西銘純恵委員 38ページの陳情第112号特別支援教育のさらなる推進に関する陳情に関して質疑を行います。美咲特別支援学校幼稚部の件ですけれども、2クラスもということの方針は出していただくということになったんですけれども、私はこの問題は教育委員会が10月21日に入学定員を決めたと、そこに問題があると思っていますが、10月21日は告示の日であって、教育委員会は別の日だったと思いますが、確認からお願いします。

○金武正八郎教育長 10月21日に県教育委員会が開催されています。

○西銘純恵委員 10月21日に県教育委員会をやって、そして美咲特別支援学校幼稚部を1学級と告示されたということですか。クラスの決定をする時期というのが、教育委員会の報告書を見まして、大体10月中旬ぐらいに教育委員会の会議で決定をしているというのを見て、この10月という時期が何を根拠にして、実際美咲特別支援学校の入学説明会というのは12月10日、きのうなんです。ほ

とんど12月中に説明をすると。そのときでないと入学希望するとか、しないとかがとれないからだと思っているんです。だけれども、10月には既にクラスの入学定員を決定するというところに、やっぱり今のような実態を把握しないまま決定されているんじゃないかと思っています。そこについて答弁お願いします。

○金武正八郎教育長 これにつきましては、定員の確定については美咲特別支援学校だけではなくて、特別支援学校高等部等に関する定員の設定を毎年この時期にやっております。その調査を9月以前にやるということなんですけれども、この定員については県教育委員会をやる前の文教厚生委員会の中では8名と出ていました。それでどうするかという話がどんどん出ました。しかし、調査したら7名になりました。その7名に基づいて1クラス設定したら、今度は9名出ました。今回は13名出ました。次は15名くらい出るかもしれない。毎年、こうして定員というのは動いていくものですからそれは承知していますけれども、今回は非常に特別にこういう形で周知が図られてどんどん上がってきたせいだと思いますけれども、いいことだと思います。ただ、決して県教育委員会が10月にやるのは意図的ではなくて、毎年ここでやっているということでございます。

○西銘純恵委員 小学校のクラスを定めるのは何月ですか。小学校、中学校の学級数を定めるのは何月でしょうか。

○金武正八郎教育長 小学校の場合は4月10日でございます。新年度に入ってからです。

○西銘純恵委員 ということは、実際の希望を見て実数を見てクラスがつくられているということですか。だけれども、この特別支援学校幼稚部については先にクラスを決めてやっていることが問題になっていると。

○金武正八郎教育長 高等学校の選抜は7月に出しております。ですから、特別支援学校高等部に関することは10月に出しております。ですので、4月に出すことについては義務教育課長に答えさせます。

○上原敏彦義務教育課長 基本的に、小学生、中学生の場合は転出入が多いということで、それは事前にもある程度クラスは確定しますけれども、はっきり

するのが4月10日ということでございます。

○西銘純恵委員 義務教育、そうじゃないというところで選抜テストのこともずっと言われていますけれども、特別支援教育について法律が確立されて、皆さん教育の推進についてという文部科学省の通知というのは特別支援学校幼稚園部の教育についてもきちんとやるということで、新たに条件整備を含めて進めていく、向上させていく立場にあるということは認識されていると思うんですよ、そうですか。

○金武正八郎教育長 特別支援学校幼稚園部に関しても、特別支援教育については充実を図るということになされています。そのために、今年度から各幼稚園1園当たり50万円相当の特別支援費の手当をして今充実を図っているところでございます。

○西銘純恵委員 法的にも整備をされてやっていると、そうしますと、私が一般質問でもお尋ねしたのですけれども、一般の子供たちは少子化傾向にあって過去10年間で子供の数は10%減っているけれども、特別支援学校の生徒は14%ふえています。そういうことであれば、このニーズに合わせてクラスについても過去のもをそのままやるのではなくてふえていくという、実際今度それが顕在化したので、これをきちんととらえていただいて、ふえるものに対応していくという視点で、教育を充実させていくという視点でやらないとまた1クラスに戻すかという形のことになったら困るわけです。その意味で、私は今度この文部科学省の平成19年4月1日皆さんのところにも届いた特別支援教育の推進についての通知、これをもとにしてお尋ねしたいと思うんですけれども、平成19年4月1日に施行される学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令の中で、障害のある児童の就学先の決定に際して保護者の意見聴取を義務づけをしたと、ここが私は皆さんがきちんと把握されているかなというのを疑問に感じるんです。それまでは器があって、そして市町村の教育委員会と県で普通幼稚園に入れるか市町村の幼稚園に入れるかそしてここに入れるかということをやとりをしたと思うんです。でも、やはり保護者の子供に最良の教育をどう保証するかということ考えていくのが義務づけられたというところが、やはりもっと厳しく受けとめていただきたいと思うんです。その方向で考えたときに、保護者の皆さんどうしてこんなに惑わすんですかと問いたいんです。動揺させるんですか。不安に落とし入れるんですか。

○東風平朝淳特別支援教育監 適正就学指導委員会というものがございまして、その中で保護者の意見を必ず聞くことということで、その意見も一緒に県に上がってくる形になってございます。

○西銘純恵委員 ですから、最終的には保護者が希望するということがあっても2月の時点では変動がありますということをお今の表現で言われたと思うんですけども、でもこの適正就学指導委員会にしても、先ほどの通知を参考にさせていただきますけれども、7項で教育活動等を行う際の留意事項等ということで、障害種別と指導上の留意事項ということで、種別だけで、種別の判断は重要けれども当該幼児の児童生徒が示す困難により重点を置いた対応ということになっています。だから、障害種別で軽い、重いということではなくて、その抱える家庭環境が何を求めているのかということに重点を置いて判断してほしいということになっているので、やっぱり認定委員会そのものも県教育庁としてはそういうところも考慮して、保護者の意見も最大限に考慮して判断してほしいということで、やっぱりそういう市町村のほうにも投げる必要があるんじゃないかと思うんですけども、どうでしょうか。

○東風平朝淳特別支援教育監 今回の推進についての通知は、平成19年の4月1日付ということで各市町村にも配ってございます。その周知徹底もしているところです。

○西銘純恵委員 教育庁がやっているんですか、市町村に周知徹底というのは。何か協議会とかやりましたか。

○東風平朝淳特別支援教育監 理解推進事業の中で、各市町村にも周知をしているということです。

○西銘純恵委員 特別支援学校幼稚部の学級の教員の体制について、前の質疑の中で特別支援学校幼稚部は教員1クラスに担任が1名と、そしてプラス1名と。2クラスでしたら1クラス、1クラス教員2名とプラス1名ということで聞いたんです。

○東風平朝淳特別支援教育監 今回の学級人数がいろいろございますけれども、学級が1名の生徒の学級のときには教員1名の対応になってございます。それ

から1つの学級でも生徒3名以上の1学級になりますと、教員2名を、教育相談として1名プラスで入っている状況です。

○西銘純恵委員 教員の配置についてなんですけれども、特別支援学校、重複は生徒3名に教員1名ということで聞いているんですけれども。

○東風平朝淳特別支援教育監 義務教育においては、小学校、中学校、これは特別支援学校の場合には小学部、中学部ということになりますけれども、一般学級と重複学級がございます。重複学級の場合は、先ほどお話ししていた3名に1学級という形になっています。ただ、特別支援学校幼稚部に関してはその規定はございません。

○西銘純恵委員 特別支援学校幼稚部に関しては規定がないので、ただ生徒5名で教員2名を配置していたと。これは県の規定ということですか。

○東風平朝淳特別支援教育監 先ほどの小学部、中学部における学級編成は、公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律にある生徒数です。公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律の中に特別支援学校幼稚部のほうは入ってございませんので、県では5名を標準とするということで1学級おいてございます。学校教育法施行規則第120条の中に「特別支援学校の幼稚部において、主幹教諭、指導教諭または教諭1名の保育する幼児数は8名以下を標準とする。」という規定がございます。

○西銘純恵委員 次年度、2クラスになるということが決定されたら教師をプラスするということでありましてけれども、今後の検討課題で結構なんですけど、特別支援学校幼稚部の先生方に確認したら本当に教員1名で生徒2名しか見れないと、何かあったときに必要な教師数を2名の子どもしか見れないと、そんなことおっしゃったんです。現に、美咲特別支援学校幼稚部では今でも2.5名といいますか、介助員がいるということは現場では御存じですか、つかんでいらっしゃると思うんです。3名体制で見ているということをおっしゃっていますので、クラスをふやして教師が足りないと、手が足りないということがないようにクラスをふやすというときに教員体制をきちんと実態に合わせて充当していただけたら、これは現場を確認する中で出てくる問題だと思うんですけれども、現場の皆さんときちんと教育を進めるときに教師体制がどうかということを検討をしながらやっていただきたいと思います。プラス1名といったもので

すから、これでは足りないんじゃないかという立場でふやすことも含めて検討課題にさせていただきたいということを要望したいんですけれども、いかがでしょうか。

○金武正八郎教育長 子供たち一人一人にしっかり支援ができるように、いろいろな形で方策を考えて対応してまいりたいと思っています。

○西銘純恵委員 この件については終わります。

次は、58ページ陳情第204号をお願いいたします。労働安全衛生委員会の設置を求める陳情ということですが、国際比較と申しますか、日本の教員の労働環境、それと子供たちの置かれている教育水準については、最近皆さんOECDの比較ということでいろいろ調査資料が情報としては相当あると思うんですが、日本の教員の位置というのはどのようなランクづけと申しますか、OECDの中で教員の皆さん、それはすぐ答えられますか。一番大事な点だと思っているんですけれども。

○金武正八郎教育長 休憩をお願いいたします。

○赤嶺昇委員長 休憩いたします。

(休憩中に、執行部から持ち合わせの資料がないとの説明がある。)

○赤嶺昇委員長 再開いたします。

西銘純恵委員。

○西銘純恵委員 陳情第196号の55ページの中に、日本の国の教育予算OECD平均の30カ国加盟国中27位という低さであるというものであるとかですね、この間皆さん陳情ごらんになっているから日本の教育の水準と、そして今の58ページでは文部科学省の勤務実態調査で出されている数字について、一般の勤労者と比べて労働時間どうなのかということを含めてつかんでいらっしゃるかということをお尋ねしたかったのです。

○平敷昭人財務課長 OECDの関係では、平成21年9月に公表されたものですが、2006年における日本の国内総生産GDPに対する教育指数の比率は3.3%と、これはOECDの報告ですが、加盟30カ国の中で、しかもデータが存在

する28カ国中27位という数字になっております。

○西銘純恵委員　そういう教育予算の中で教員が足りないということで、教員の教育現場というのが長時間労働であるし、過密労働、この2点が指摘されているんです。これは、県内の教職員の実態調査をなされてどのようにつかんでいらっしゃいますか。

○諸見里明県立学校教育課長　改善委員会からの改善策等提案を受けました。それによりますと、過半数以上の教員が持ち帰り業務、それから時間外業務は常態化しているということ、それから9割近くの教員が勤務時間内には時間がとれなかったとして時間外業務をやっているということを挙げております。実態調査の教職員の多忙化の状況としては以上です。

○西銘純恵委員　実態をつかんで、具体的にいつまでにどのような改善をしていくという計画というのは立てられているのでしょうか。

○諸見里明県立学校教育課長　先ほど教育長からも答えてもらったんですけども、改善委員会を設けまして具体的に改善策を提示されましたけれども、県教育委員会では調査依頼や通知文書の見直し、発出入文書の簡素化、それから行政連絡会議等の見直し、年次有給休暇等の取得促進の通知等を発しております。それから学校におきましては、具体的にはノー残業デー、そしてノー部活動デーの設定を促しています。全県立学校で負担軽減検討委員会等の設置をお願いしています。それから、働きやすい職場づくりを目指して年次有給休暇等の取得の促進等を行っています。

○西銘純恵委員　年次有給休暇取得を何割まで持っていくとか、休暇をとったときに代替教員をどうするとか、そういう具体的な計画を出した上でやっているのでしょうか。

○諸見里明県立学校教育課長　具体的な数値目標を掲げて、年次有給休暇等をとりなさいという形ではやっていないですけども、とにかく教員は少ないですのなるべく取得しなさいという通知文書を出しています。

○西銘純恵委員　改善の1例をお聞きしたんですけども、実際現場は取得ができないという状況にあると、これを代替教員をきちんと入れると、1つの学

校で二、三十名の教員がいる中に年次有給休暇をきちんと取得させていくためにはプラスアルファの人材をどうすると、そういうことをなくして今おっしゃった学校への通知というのはまったく紙切れじゃないのか。実際、取得ができない実態を全く改善できないのではないかと思います。ですから、代替教員をどう配置するかというところもやっぱり沖縄県内の小学校、中学校の教員の学校自体掌握されているでしょうから、それで県教育長は具体的に年休取得のための配置をこのようにやるので皆さん年休をきちんととってくださいと。それがあって初めて計画、そして取得ができるんじゃないですか。

○諸見里明県立学校教育課長 教職員の代替配置につきましては、1カ月以上の病休であるとかいろいろ理由によって代替の措置はしておりますけれども、1週間であるとか、二、三日であるとか、そういう場合の有給休暇の措置は財政的な面もあってやっていないのが状況であります。

○西銘純恵委員 今のやりとりで実際は取得できないと、今に甘んじなさいと、皆さん休めませんということにしかならないと思います。だから、それを具体的に財政的な裏づけも含めて検討してほしいんです。そうじゃないと検討と言えないと思います。

○金武正八郎教育長 やはり、職員が安心して年休がとれて、しっかり余暇を楽しむことができることが大事なことでと思っています。ですから、年次有給休暇をしっかりとれるようにいろんな方法を考えていますが、私たちは、今校内改善検討委員会というのがございます。その中で、年休をとりやすくするような学校の環境をどうすればいいのかとか、行政にはどのようなことが必要なのかということを学校の校内改善検討委員会等で検討していただいていると、今学校の中でいろいろな改善があると思います。そういう中でそれも含めて検討していると思っています。

○西銘純恵委員 本当に、本気で改善する気があるのかなということを疑いたくなるんです。例えば、パートで民間で働いている女性の皆さん、妊娠したときに休んでいいと、でもその人がいないとその部署が全くあいてしまうと、代替がないといたら休めないわけです。休み上げますと言ってもやめるしかないです。だから、そういうことを教育の現場で本当に言っているのかなと思うんですがどうですか。

○諸見里明県立学校教育課長 女子教員の産前・産後休暇、育児休暇等につきましてはきっちりと保証しております。ついでに申し上げたいんですけれども、例えば九州では産前・産後休暇の代替措置とか非常勤教員でやっているところもあるんです。本県は、しっかりと臨時的任用教員で対応しておりますので申し上げます。

○西銘純恵委員 私の例えでお尋ねしたのが全くよくなかったようで、産前・産後休暇ということではなくて、実際法律で定められた年次有給休暇というものをどう行使させるかといったら、それを代替、穴埋めをきちんと保証しないと教育の現場は過密、長時間労働をやっている皆さんが穴をあけられないので休めないというところに具体的に手当てをしますということを明確に出してほしいということなんです。そうしない限りは、年次有給休暇、他都道府県でもし年次有給休暇取得率が高いと。何割ですか、沖縄県は。そして、事例として高いところをいただきたいと思います。そこに学ぶべきだと思うんです。

○諸見里明県立学校教育課長 全国との比較は持ってございません。平成19年度調査ですけれども、年次有給休暇の取得状況が本県全体で、5日以下が17.6%等々わかれています。6日以上から10日は35.9%、それから21日以上が3.0%等となっています。平均は出していません。

○西銘純恵委員 平均の年次有給休暇行使率をお尋ねしたんですが。

○諸見里明県立学校教育課長 数値を出してありません。

○西銘純恵委員 年次有給休暇行使率がわからないで、どんなにして、いつまでに改善するという計画を立てられるんでしょうか。それともう一点、年次有給休暇行使の時期、5日以下とか日数でわけて出されていましたがけれども、時期というのは365日どこでもとられているんでしょうか。

○諸見里明県立学校教育課長 先ほどの回答を訂正いたします。調査はしております。今手元にはありません。毎年調査をやっているそうです。

○西銘純恵委員 皆さん、この陳情第58号、教師が多忙で労働安全衛生委員会をきちんと設置する、それは病気になって後の手だての陳情なんです。病気にならないように、多忙化を解消するためという大もとの部分で、教育委員会

として現場の皆さん本当に大変だからどうかしないといけないというのを全く感じていないのではないかというのを感じるんです。

○武内正幸福利課長 病気休暇前の予防という形になるかわかりませんが、メンタルヘルスの相談予防というのを行ってまして、教職員並びに家族も含めて7カ所の指定医療機関において5回まで無料で相談ができるという体制をつくっています。そういうことによって相談の内容といいますか、いろいろ分析しながらその辺の相談に対応していくというんですか、またメンタルヘルスの別の対策といたしましてはスクールカウンセラーを配置したり、教職員の悩み相談は先ほど言いましたような専門の医療機関等に相談できるような体制をつくっております。それから、これは公立学校共済本部の連携事業なんですけれども24時間のフリーダイヤル事業とか、医師への相談、これも県内3カ所の指定を受けまして3回まで無料相談とか、そういう形で随時受け付けるようにしています。それから、管理職等職員を対象にした心の健康づくり推進事業ということで、研修会等これは職権の10年経験研修とか、その層に応じて研修を行いながら相談を受けやすい状態と、職場環境づくりの相談を受けていくという形の取り組みをしております。

○西銘純恵委員 先生方は元気で、意欲があって、学校に行って初めて子供たちと教育活動ができると思うんです。子供たちは肉体労働もするわけです。教員は子供が寄ってきたら一緒にやるわけです。精神的にも、例えば普通の職場でしたらお昼時間ですから食事しましょうということになるかもしれないんですけれども、そういう時間も、結局、子供が寄ってきたら毎日を生きている子供とのやりとりを大事にする、そういう意味ではこの教職というのは本当に特別に大事にしなければならない職種だと思うんです。これを業務が多忙だから病気になる人も沖縄県はとりたてて高いわけです。どう予防するかということで先ほどの8項目ですか、改善をするために業務を減らしていくということも出されたわけですから、年次有給休暇をとると今一点だけ私質疑しているわけですけれども、年次有給休暇をとるというのを具体的に少なくとも今何パーセント、50%とれていますか。そして、とれていなければ70%までいつまでに上げるんですか。それが計画なんです。50%とれていますか。

○赤嶺昇委員長 休憩いたします。

(休憩中に、執行部から資料を確認中との説明あり。)

○赤嶺昇委員長 再開いたします。

西銘純恵委員。

○西銘純恵委員 ストレス疾患研究会というのがあるのを御存じでしょうか。調査結果を10数年前に出したそうなんですけれども、教員の実態が世界的にもどうなのかと、それと教育をやっていくというのに教員自身が大事にされているかというのいろいろな資料が出るわけですから比較が必要だと思うんです。このストレス疾患研究会がやったときに、全産業別、職種別に見た男性のトップが小学校教員、女性のトップも教員ですと、長時間労働というのは。そして、慢性疲労症候が物すごく高いけれども教員は労働意欲の低下が低いというんです。疲労は蓄積しているけれども、子供たちの教育という場面で疲労感が低いという、このような特殊な状況にあるというのを皆さんメンタルケアやっているとかがおっしゃるけれども、実際今の教員の状況をつかんでいられないんじゃないか、それで具体的にお尋ねいたしますけれども。58ページの陳情処理方針で、労働安全衛生委員会の対象校9校のうち5校に設置されておりますということで書いているんですけれども、労働安全衛生委員会が設置されていないところをどのようにいつまでに設置をされるというようなやりとりはされたのか。そして、産業医もきちんと入れた労働安全衛生委員会になっているのかどうか、そういう質的な部分も含めて労働安全衛生法に基づいて教員の皆さんを掌握していくというか、フォローしていくようなことをやろうとしているのかお尋ねします。

○武内正幸福利課長 県立高等学校におきましては、皆さんに前に申し上げたと思うんですけれども、労働安全衛生委員会、それから産業医、労働安全管理者を100%設置しているということですが、市町村におきましては50名以上の対象校が9校あって、その4校がまだということで、その4校につきましては小学校2校、中学校2校ありまして、それは1市町村の教育委員会にかかっていまして、それは去る10月にその教育委員会に足を運びまして法的な設置もございまして、できるだけ早目に設置していただきたいと、そういうことでアドバイス等の助言はいたしております。先方においても取り組んでいきたいという旨のお話を伺っています。

○西銘純恵委員 そうというような仕事を私お尋ねしているんです。それと50人以下も義務ではないけれども、産業医の面接指導、それをしなければならない

ということになりましたけれども、これについては産業医の面接指導を受ける対象者が何名いて、産業医というのは市町村に一人ずつでいいのか、その計画は少なくとも必要とする数というのは既に皆さんは積算をされたんでしょうか。

○武内正幸福利課長 産業医の設置につきましては、法的な義務づけがなされていないものですから、それはどのような形で市町村は対応するのかという場合に教育委員会の内部にそういう産業医をおいて相談を受けるという教育委員会もあるわけです。それと50名以下におきましては、推進委員という委員を選任することになっていきますので、推進委員に相談を受けながらそれがもっと必要とあるならば専門委員の方に相談を受けてもらおうと、これが面接指導ということで労働安全衛生法の改正によりまして、平成18年4月以降面接指導が義務化されてきましたので、相談しやすい環境を早目につくってくださいということで各教育委員会並びに各現場には働きかけをしております。

○西銘純恵委員 産業医が面接による指導をする対象人数は何名で、それを年間面接を何回やるということでやれば何名の産業医ということで皆さん出していますか。

○武内正幸福利課長 これは何名において何名の対象を受けるかという定めはございませんので、それは各市町村の教育委員会において産業医をお願いする場合にはその予算的な経費もつけなければいけないわけです。そういうのも含めて体制がとれたところで進めていくという形態なんです。

○西銘純恵委員 今の答弁でしたら、市町村は財政が厳しいですから、これはなかなか受けないよと、そういうことになったらそれでいいんですかということになるわけです。だから、教員の皆さんに病気や精神的疾患を含めてどう克服していくか、回復に向けてもそうですけれども、予防も含めて必要じゃないんですかということであれば、例えば那覇市でしたらどれだけの学校を持っているのでどれだけの皆さん見てほしいとかこれは市町村任せですか。

○武内正幸福利課長 先ほどメンタルヘルス相談事業ということでも申し上げましたけれども、指定医療機関があるわけです。その指定医療機関を通して専門の医師にいろいろ相談できるという体制をつくっているわけです。それは、家族も含めて5回までは無料の相談ができますと、それから本部の24時間相談

事業という中においても家族も含めて3回まで無料で相談できますという、予防対策も全市町村にかかわらず7カ所のブロックごとに指定医療機関をおいていますので、そこで気軽に相談ができるような体制はつくっております。ですから、市町村単位というものよりは全体的な視点で考えております。

○西銘純恵委員 そうしますと、この置かれた産業医が実際、相談活動ができるのは年間何件と見ていますか。そういうのも計算した上で、人数とか、7名とおっしゃいましたか。

○武内正幸福利課長 7カ所の指定医療機関です。特に、対象人員を定めているわけではございませんので、自由に相談ができる体制という形だけを整えているということでございます。

○西銘純恵委員 これは個々の教員の皆さんわかっていますか。

○武内正幸福利課長 こういういろんな指定医療機関とか、パンフレットを各事業所に配っていますので、それは学校に設置されているものだと理解しています。

○西銘純恵委員 事業所というものがよくわからないんですが、すべての学校の教員あてに届いたんですか。

○武内正幸福利課長 事業所というのは、こちらでいいいますと学校現場になります。それからこういうパンフレット等の小さなものにつきましては組合員の方にすべて行き届くように配っておるものであります。それからホームページ等でも広告してございます。

○西銘純恵委員 いずれにしても、産業医や労働安全衛生委員会とかそういうものについては過労死を予防するといえますか、今の教員の現状は大変な状況にあるということを感じた上でつくられたものということは明確だと思うんです。だから、やはり先ほど最初に言った業務をどう見直していくか、子供との関係では業務量は減らせないと思うんです。子供とどれだけ向き合うかというのが教師の仕事ですから、それ以外の報告物とかそれを減らしていくというのが一番の焦点にならないといけないと思っていますので、これは今年度からやられましたか。経過をまた尋ねていきたいと思っています。

最後の質疑をいたします。64ページの陳情第213号です。県立特別支援学校の高等学校への分教室設置に関する陳情ですが、私は陳情者の拙速にやっていると、平成19年から平成23年までかけて学校の再編というのをやったけれども、実際は手がけたのがことしということになっているのではないかと、きちんと準備期間が平成19年からあったはずでしょうということにそこからやりきれなかった。そして、話し合いをもっとやりきれなかったところに問題があるのではないかとということ指摘したいんですが、これについてはいかがでしょうか。

○**金武正八郎教育長** 先ほども話したように、19名の志願者が来て、既に子供たちも走っていますので、しっかりとそういうことを改修できるように関係者、保母、それから学校の職員等も4月に向けて子供たちが安心して、そしてしっかりと夢を持ってこれるように頑張っていきたいと思っております。

○**西銘純恵委員** 本当は時間があればもっとやりとりしたいんですけども、平成19年度からそういう計画を持っているということであれば、準備期間が今年度の4月から入ったというところに拙速で、地域の皆さんのいろんなやりとりを不十分なまま出発しようとしているのではないですかということ指摘したかったんです。でも、別の答弁をなさったものですから一応それについてお答えをお願いいたします。

○**金武正八郎教育長** 私たち教育委員会としましては、4月から万全を期して準備を進めてきたつもりでございますし、これからそういう不安を解消するようにいろんなところで努力をして、4月に子供たちが安心をして、そして夢を持って入学できることを取り組んでいきたいと思っております。

○**西銘純恵委員** 本会議で、教育委員長が学校を視察してきたと言ったのが、併設校の視察ということで報告されたんです。ですから、分教室を設置するという課題で視察に行ったんじゃないかと、こういう結論が出せるのかなというのも思っているんですけども、教育委員長いらっしゃらないので。

○**金武正八郎教育長** 教育委員会の皆さんは滋賀県に行かれましたけれども、うちの関係担当職員等は調査のために数県訪問をして、また幾つかの学校を訪問してその報告書も出しております。

○西銘純恵委員 教育庁の議決機関は教育委員会です。学校の定員を決めたりやるのも教育委員会です。だから、教育委員会が分教室という肝心のものを視察していないというところを私は指摘しているんです。皆さんが行ったということは、それを別に問うていないんですけれども。

○東風平朝淳特別支援教育監 教育委員へは、大阪府、長野県の県外視察をしてきたものを報告をさせていただきます。

○西銘純恵委員 今の答弁、皆さんが視察してきたものを報告したということですか。

○島袋道男総務課長 教育委員会制度というのは御存じのとおり、レーマンコントロールの教育委員の方が大所高所から判断するのであって、一々全部の事案を視察してこなければ判断ができないという制度ではないと理解しております。事務局で集めた資料を、そういった資料を提供して、そういったものに基づいて判断していただくと。これが委員会制度だと理解しております。

○西銘純恵委員 今の答弁は納得ができません。なぜかと言うと、分教室は初めての試みです。従来やってきた教育の中身と違うことをやるときには、やっぱり重要な決断を必要とするわけです。

○金武正八郎教育長 県教育委員の皆さんには、教育委員会を開設する前に、そういう報告、そういう状況をしっかりと報告、これからの研究のあり方などを報告をして、承認を得て定員を定めております。

○西銘純恵委員 私、教育委員長が併設校とおっしゃったことにも、分教室が併設校と言ったら、併設校です。その違いも判別もできない状況にあるのかなど。逆に、そういう意味ではもっと教育委員会を含めて皆さんしっかり学校自体も全く違いがありますから。分教室なのか、併設校なのか。例えば、盲学校を併設校にするといったことに相当もめましたでしょう。それと一緒になんです。だから、これは言葉の問題ではなくて、中身を理解しているのかどうかというところも問いたいんです。だから、もっとしっかりやっていただきたい。

最後の質疑は、新たな特別支援学校の施設整備が喫緊の課題というのが陳情者の皆さん触れているんです。これについて、陳情処理方針を書いていないものですから、もう一度お願いします。

○島袋道男総務課長 分離校の話ですけれども、通学区域の見直しですとか、それから増築ですとか、今の高等学校への分教室設置等を行っております、これで大方過大化とか、過密の教室不足等は解消されると考えております。

○西銘純恵委員 大平特別支援学校は、設立当初から施設面積は全く変わらないのに教育に必要な農地も教室につくりかえていったと。だから、今の答弁は過去につくられた敷地の中に、過密に生徒も、教師も押し込んでいるのが今の実態ではないですか。これを大もとから身近なところに特別支援学校に通えるということも含めて、抜本的に見直しをするべきではないですかというのが陳情者の意図にあると思うんです。それを見ないで、ある意味では教育環境そのものは悪くなってきているのではないですか。だから、抜本的に見てほしいということを陳情者自身が言っているわけですから、これについて御意見を伺います。

○金武正八郎教育長 大平特別支援学校は、新しい教室の増築、それから通学区とかそういうものでいろんな形、分教室も今設置していますのでそういう取り組みを進めています。そういうことも踏まえながら、やっぱりもう一度生徒の動き、そういうのもしっかり踏まえて、また次の特別支援学校編成整備計画もございますので、そこら辺も視野に入れて、しっかり調査をして、そののほうに反映していけたらなと思っております。

○西銘純恵委員 教育は本当に待たないです。今教育を受けている人は既に成人になっていくわけです。きょうの新聞でも高等支援学校は定員45人に既に109名と。これはもう分離校も含めて将来の計画ではなくて、これからすぐに手がけないといけない課題だと思いますので、しっかりやっていただきたい。

○赤嶺昇委員長 ほかに質疑はありませんか。
上原章委員。

○上原章委員 38ページの第112号。特別支援教育についてなんですが、この特別支援学校幼稚部の入学希望調査を9月に県は行っていると聞いておりますが、この9月に調査を行わなくてはいけない理由というのはありますか。

○東風平朝淳特別支援教育監 特別支援学校幼稚部も含めて、高等部と一緒に

定員を今策定している状況です。9月のニーズの調査等にかけて、10月に決定をしているところです。

○上原章委員 ですから、この9月のタイミングで調査をしないといけない理由は何ですか。

○東風平朝淳特別支援教育監 9月の末日に、知的の特別支援学校幼稚部の入学希望等などをとるために、学級数を策定するために9月の末日に希望調査をして10月に決定をしております。9月の入試説明会のものをさかのぼって一月先に決定するようにしております。

○上原章委員 9月の時点で皆さん調査をして、来年度の特別支援学校幼稚部を1学期5名という決定をしているわけですか。この時点で、特に今陳情が来ている美崎特別支援学校については、調査では何名との数字は出ているんですか。

○東風平朝淳特別支援教育監 9月末日の調査によりますと、美崎特別支援学校幼稚部としては7名の希望者がいるということで把握しております。

○上原章委員 これは5名の在生も入っているんですか。

○東風平朝淳特別支援教育監 9月の時点で5名を含めて7名と。

○上原章委員 今回12月10日に入学説明会があったということで、この入学説明会というのは県内に6学校あるわけですがけれども、この12月に大体やるんですか。

○東風平朝淳特別支援教育監 入学説明会の日は、各学校によって設定が違っております。

○上原章委員 この12月の美崎特別支援学校については、12月10日にやっているわけですがけれども、大体この時期にやっているわけですかと聞いているわけですがけれども。6学校。

○東風平朝淳特別支援教育監 さかのぼっていきますと、12月前後に入試説明会をするということで、各学校準備をしていくわけですがけれども、その入試の

募集要項の準備等を11月にするために県全体の特別支援学校の説明会をやっております。10月には予算要求が必要となるため、その流れになっております。

○上原章委員 今回の12月10日の美崎特別支援学校の説明会の中で、先ほど県は志願者のアンケートというか、その調査をしているわけです。私の手元にも保護者のほうでアンケートをとった数字も来ているんですが、先ほど7名、県のほうは改めて志願者がいるという答弁だったと思うんですが、この7名には先ほどの在学生の5名も入っているんですか。

○東風平朝淳特別支援教育監 9月のものは入っていて、5名プラス2名で7名。きのうのものは参加者が13名、継続される方も5名いて、新しい方が7名、12名です。

○上原章委員 教育長、9月の時点で皆さんが調査して、在学生を含めて7名。今回12月になって入試説明会の中で、皆さんが今確認している数字は在学生5名、新たに希望したい人が7名、計12名。私どもの保護者からの陳情の中には、もう1名、8名いらっしゃるといって、プラス8名で、13名と数字が来ているんです。この9月で調査した皆さんの部分と、12月になって開くわけです。この間に多くの保護者の皆さん、そしてこの子供は1日体験とかいろんな学校を回る中で、子供たちを学ばせたいと。私が今質疑をしているのは、先ほど教育長がこの特別支援学校幼稚部の採用に関してはあくまでも子供たちの重度の必要のあるとの前提で特別支援学校幼稚部の受け入れをやるという、これは私、非常に大事なことだと思います、その前提で聞いていますので。皆さんの基準の中で、もし13人が必要ということに今後そういう選抜の中に進むと思うんですけれども、9月の調査の中で、そして12月の時点でこれだけ希望者がふえている。私は、この9月の時点で当然予算等の確保とかいろいろこれは時期的なものも大事だと思いますけれども、毎年これは希望者の調査をしないとイケないわけなんですけれども、9月をそれで、私はもう1歩この12月の時点でしっかり調査をして、皆さんが4月の入学式に間に合うように今後これは2クラス必要だなと。いろいろこの辺を推進する中で、ある程度また教育委員会の定例会でもしっかりその辺の確認をしながら、私はこの志願者のお母さんたちが、親御さんたちがしっかり安心して入試に志願ができる、これは道筋をしっかり教育委員会として受け皿をつくるべきではないかと思うんですが、いかがですか。

○金武正八郎教育長 その調査結果も受けまして、2月の願書受付をもって、そして子供たちに支援できるように対応してまいりたいと思っております。

○上原章委員 それで、もう一つは1学級5名と、校長の裁量で8名までと。この1学級5名のクラスは教員は何名ですか。

○東風平朝淳特別支援教育監 1学級生徒5名を標準として8名までということで、それが生徒が1名だと教員1名の配置です。生徒3名以上になりますと教員2名の配置ということになっております。

○上原章委員 極端に言いますと、生徒3名も8名も、教員は2名ですか。生徒3名以上という表現は。

○東風平朝淳特別支援教育監 そのとおりです。

○上原章委員 これは、その生徒3名も8名も、2名の教員で見るというのは、教育的に安全面とか、また質の面とか、これは私はおかしいんじゃないかと思うんですが、教育長どうですか。

○金武正八郎教育長 先ほどから大変済みません。基本的には教員1名に定員8名でございます。しかし、本県の場合には、いろいろな子供たちの重度とか、支援が必要という形で、今生徒3名に教員1名、支援員1名をつけて3名にしたりいろいろなことをやって、基本的なことは決まっております。基本的に決まっているのは、1クラス生徒8名に1名の教員をつけるのが基本でありまして、それにその症状とか、その子供たちのニーズに応じて1名加えて、もう1名支援員を加えて3名でやっているという状況でございます。

○上原章委員 これは現場の重度の障害の程度で、いろいろ必要な教員や補助教員をつけると。現場では、現実には実際、特別支援学校幼稚部というのは具体的に何名ぐらい必要性はあるんですか。

○金武正八郎教育長 一つの例として、美崎特別支援学校の幼稚部は5名の児童に対して教員は2名です。そして、介助員を1名つけて3名で対応していく。

○上原章委員 わかりました。この現場に応じて、またこのお子さんに応じて、

しっかり支障がないようにやっていくと理解したいと思います。それと先ほどの話に戻りますが、今の時点で在学生在が5名、新入を希望している人が7名ないし8名と。また、それ以上に説明会に来ている方で選択を今まだ最終的に決めていない、そういうことも含めるとこれは明らかに2クラス以上、私はこれは必要になるのかなと今感じているんですけども。教育長は、総合的に判断してその2クラス制も含めてしっかり今後対応したい、検討したいという話でしたけれども。そこで、この明らかに特別支援学校でしっかり見なくてはいけないというお子さんで、美崎特別支援学校を希望している人が、ほかの特別支援学校に回されるということはないですか、皆さんのその教育委員会として。

○金武正八郎教育長 今のところ、それは想定しておりません。その中で、親御さんが希望すればそういう対応もしますけれども、特に今のところは美崎特別支援学校は美崎特別支援学校で、子供たちの支援をどうしていくかということを考えていきたいと思います。

○上原章委員 ぜひ、その点も現場でそのようなことが起きないようにお願いしたいと思います。美崎特別支援学校以外で、5人以上今希望者があると思われるところはありますか。

○金武正八郎教育長 ございません。

○上原章委員 西崎特別支援学校も選抜で入れなかったケースが去年あったと聞いていますので、今回教育委員会の中で8名までは校長の判断で広げることができる、これもしっかり現場で、定数は5名だからだめですとか、そういうことがないようにしっかり教育長の立場で各学校と連携をとってやっていただきたいと思います。

○赤嶺昇委員長 ほかに質疑はありませんか。
佐喜真淳委員。

○佐喜真淳委員 51ページの陳情第178号なんですが、その記の中で9番の不登校児童生徒への支援の拡充なんですけれども、不登校、発達障害児を含めて沖縄県は不登校児は何名いらっしゃるんですか。

○上原敏彦義務教育課長 平成20年度の集計がございますけれども、文部科学

省の問題構造調査によりますと、本県の場合、不登校児童生徒数、私立の学校も含め小学校が402名、それから中学校で1463名でございます。

○佐喜真淳委員 発達障害児は何名ですか。

○上原敏彦義務教育課長 その中の発達障害児についての調査はしてございません。

○佐喜真淳委員 文部科学省という話だったんですが、沖縄県独自ではやっていないということですか。

○上原敏彦義務教育課長 県が一応報告して、最終的に文部科学省が決定してこちらにまた帰ってくる形になっております。

○佐喜真淳委員 この不登校の原因はどうとらえているんですか。

○上原敏彦義務教育課長 不登校につきましては、いろいろな要因があると思いますけれども、特に小学校の場合は、心理的な面、情緒的による面が多くて、中学校の場合、遊び非行等の社会的な要因、背景が本県の場合多いとなっております。

○佐喜真淳委員 原因というのは、今言った数の方々に確認した上での原因なんですか。それとも皆さんがそうだろうという感覚的なものですか。調査した結果としてそうなっていますか。

○上原敏彦義務教育課長 これは、学校の教師が統計的な面で判断して出しております。

○佐喜真淳委員 実際にそうなんですか。何で聞くのかというと、うるま市の問題もあつたらうし、不登校の原因があるはずだ。今おっしゃったことも含めてなんですけれども、実際に不登校の生徒の方々に何が原因かとか聞いて、あるいは父兄の方に確認はしているのか。つまり、その追跡調査を皆さんがやっていて、その数字をつかんで、対応策をやっているんだったらいいんですけども、しっかりとこれは調査された、要するに先生方が単純に調査の報告書として上げているだけなのか、そのあたりしっかりとつかんだほうがいいんじ

やないですか。

○上原敏彦義務教育課長 基本的に、学校では学級担任等が子供たちがかかわっていますので、子供たちとのかかわりの中でそう判断したと考えております。

○佐喜真淳委員 ということは、原因があるということで、その対応策もやっているということなんですか、学校単位で。確認しますけれども、その不登校というのはふえているんですか、減っているんですか。

○上原敏彦義務教育課長 不登校につきましては、ふえております。

○佐喜真淳委員 ふえているということは対応が足りないということです、ある意味。要するに、今子供たちというのは、非常に社会環境も含めて、学校現場も含めて非常に悩みが多いと思うんです。ですから、精神的な苦痛等いろいろなものを含めて、総体的にだんだんと学校に行かなくなる。それを学校現場からしっかりと原因を調査して、皆さんがやっているように特別支援教育コーディネーターを中心としたという、要するにコーディネーターがどう判断をして、不登校を学校に呼び戻すというか、そういう対策をしているはずなんですけれども、それが結果としてあらわれていないということなんです、毎年ふえているということは。角度を変えて確認しますけれども、一番最長の不登校は何カ月とか、何年とかあるんですか。

○金武正八郎教育長 不登校の定義は、30日以上ということになっております。

○佐喜真淳委員 最長、30日以上なんだけれども。場合によっては、1年、2年もあるだろうし。

○金武正八郎教育長 データはございませんけれども、そういうのもございます。

○佐喜真淳委員 私は、皆さんの対応の仕方によっては不登校であっても皆さんの努力によって、また学校に登校する生徒もいらっしゃるかもしれないし、そのデータがないとわからないんです。一番最長で、どれくらいの児童が1年生から6年生まで来ていないと。しかし、結果としては卒業していくかもしれないじゃないですか。正確な数字というのは今言った402名、小学校で。中学

校で1400名余り。そういう数字というのがしっかりとデータを持っていたほうがいいと思うんです。400名のうち、400名の小学校のうち、30日以上不登校なんだけれども、例えばAという子は3カ月、Bという子は2年とかそういう数字がないと多分対応の仕方ができないだろうし、なぜそういうことを聞くかという、父兄から私のほうに電話がきたんです。そうすると、9月から学校に行っていないと。以来、学校も何も対応していない。いわゆる放置されている状況なんです。だから、そのあたりの対応をするときに皆さんもこう処理方針にやっているけれども、実際に底辺までいっていないような気がするんです。だから、こういう質疑をしているんだけれども。不登校児1名がいたと、それをしっかりと登校させるために現場サイドがしっかりと対応しているかということを確認したいんだけれども。

○金武正八郎教育長 不登校の問題につきましては、毎年増加傾向にございます。やはり、精神的な面もありますけれども、まずいろんな人間関係を築かないといけないということが一番の大きな原因ではないかなと思っております。子供たちの休むこと、不登校になることについては、各学校では担任が一番最初の出会いですから、その子供たちのうちに行って、子供がどういう支援が必要かということを目録をとってやるのが基本であります。そして、それが難しい場合には、浦添市、宜野湾市にもあると思っておりますけれども、各市町村が適応指導教室を持っているんです。そして、そのところと連携をとりながら3者が連携をとりながらこの子が学校に戻ることを支援しています。先ほど、お話があったことについては、やはり私たちとしてはそういうことがあってはならないと思っておりますので、ぜひもう一度職員にそういうことがないようにぜひ周知を図っていきたいと思っております。

○佐喜真淳委員 地域、学校、父兄を含めて連携をとっていくのは当然だと思うんですけれども、ただ余りにも数字がアバウト過ぎて、いわゆる皆さんの行動指数というか、どういう連携をして、どう改善されたという、しっかりと目標と結果というのが皆さんの答弁ではあらわれてこないから、結局、その父兄の方々、9月に、8月だったかな、不登校になって、きょうまで学校サイドから、あるいは教育委員会も含めてですけれども、何ら改善策というか、努力指数が見えてこない。これは、当然各市町村によって問題差があると思っておりますけれども、ただこれは教育委員会によってしっかりとその対応策を議論していただきたいと要望させていただきたいと思っております。

あと、55ページの陳情第196号なんですけど、余りこの質疑はしたくないんで

す。要旨が自公政治の長きの悪政によるということから始まっているんです。やりたくはないんだけど、ただ確認だけをさせていただきたい。政府が変わって、事業仕分け作業において、今まで全国学力・学習状況調査は全校対象だったものがピックアップしてやるということ、このあたりは政府から具体的な説明がなされていますか。

○金武正八郎教育長 全員受けることから、一部受けるということには連絡がございませけれども、その他制度がどうなるかということについてはまだ承知しておりませぬ。まだ連絡がきておりませぬ。

○佐喜真淳委員 これは始まってからはそう長くはない。教育長として、この全国学力・学習状況調査を、今の政府の方針に基づいて抽出された場合、率直にお伺いしますけれども、どういう感覚を持っていますか。やはり、今までは全校でやって、データ化しながら学力の差が出る、沖縄県というのは一番低くて、秋田県との教員交流とかいろんなありますけれども、これはある意味、学校間の学力のバロメーターになるんですけれども、実際これがいきなり急に抽出的なものになったときに教育委員会としてはどういう考えを持っていますか。

○金武正八郎教育長 全国学力・学習状況調査は2つの目的があると思えます。私たち教育委員会の施策の成果、課題をしっかりと改善をしていくための一つのデータになります。あと一つは、子供たち一人一人の達成度、子供たちがどういう学習状況になるのかということをしっかり把握をして、子供たちに指導をしていく一つの目安になります。ですから、今回全体調査ではなくて、抽出になった場合は一人一人の子供たちの様子を伺うことができなくなるものだと私は思っております。

○佐喜真淳委員 僕は、ある意味、やっぱり政府に対してもいいテストであれば、しっかりと継続的にやってほしいという要望はやるべきだと思うんです。そういうところは、地域の、沖縄の子供たちにとって必要であれば、要請行動をやってほしいし、もう一点、教員免許更新制度なんですけど、これはいつ制度化されて、その制度化された背景というのはどういうものだったか確認のため教えていただけますか。

○上原敏彦義務教育課長 まず、制度の意義というのは、教員としての必要な

資質、能力が保持されるよう定期的に最新の知識技能を身につけることで、教員が自身と誇りを持って教壇に立てるよう、そういうことを目指すということで考えております。これは、今年度スタートでございます。

○佐喜真淳委員 今年度スタートだということで、ただ平成22年度にはまた検討しながら、この継続するかどうかもわからない。実際、政府は今どういうふうなことを県のほうに説明しているのか、具体的にわかれば教えてください。

○上原敏彦義務教育課長 平成21年度にスタートしておりますけれども、次年度につきましては文部科学省からはこういう形で一応来ております。現行制度の効果等を検証する予定であるということで、必要な調査検討をするということで、それで今後の教員免許制度の更新制のあり方について、検証の後に方針を出したいということをお述べております。

○佐喜真淳委員 この検証とか、そういうものは期間というものは決まっているんですか、そういう通達もないんですか。検証期間というか、今知っている制度ではあるけれども、文部科学省は検証すると。その検証期間というものを含めて県のほうに通達は来ているんですか。

○上原敏彦義務教育課長 一応、平成22年度に検証するということのみです。そういうことで来ております。

○佐喜真淳委員 教育長、確認したいんですけれども、まだこれことしスタートです。前回、仲村教育長のときで、凡事徹底の。るる、この制度についていい点を説明されていたんです、たしか。これは今背景的な目的も言っていただきましたけれども、こう1年目で、そして2年目で、もしかするとこれがなくなるかもしれない、平成23年度から。そういう中で、制度そのものの是非を含めて、教育長としてはこれは継続的にやったほうがよいのかを含めて所見をお述べいただけますか。

○金武正八郎教育長 これは法律で定めていますので、来年もそのまま継続されていくと思います、しっかり方針が出るまで。しかし、今全国都道府県教育長協議会でもこれについていろんな議論がありまして、賛否両論、問題点とか、指摘もございまして、私としましても、文部科学省がどう制度を考えているのか、どう走っていくのかということをしつかりと踏まえて考えていきたいと思

います。

○佐喜真淳委員 スタートして間もない制度の結果も出ていないのに、検証して、その場ですぐやめるとか、私は全国学力・学習状況調査もそうなんですけれども、自公政治の長年の悪政とか言って、自公政治がやっていることに対する反対をやっているようなものなんです。教育がそうであっては困るんです。だからこそ、私はしっかりと教育委員会は、方針と指針を持っていいものを継続するように政府にしっかりと要望してほしいんです。

○金武正八郎教育長 このことにつきましては、全国都道府県教育長協議会の中でも議論を今しております。その中で、近々全国都道府県教育長協議会の中で全員としての意見を文部科学省のほうに出すと。

○佐喜真淳委員 ぜひ声を上げるというのも大切だし、やはりよいものを継続してやる、悪いものは改善していくということで。ただ、政府は方針を決めるとか、その前に沖縄県のスタンスとして持つべきものは持つてほしいということです。これはまたしっかりと、教育委員会でもんでもらって必要であればしっかりと訴えてください。

あと、新規の62ページ、陳情第210号です。うるま市の問題に係る陳情で、あの処理方針の中でスクールカウンセラーというのがあるんですが、平成21年度では合計196校となっています。このスクールカウンセラーの設置率というのは何%くらいですか、100%ですか。

○上原敏彦義務教育課長 パーセントではなくて、学校数でよろしいのでしたら小学校67校です。

○佐喜真淳委員 小学校が何校あるかわからないですけれども、何校中67校という表現でいいと思うんですけれども。

○上原敏人義務教育課長 小学校が277校中67校、中学校が157校中91校、県立高等学校が60校中38校。

○佐喜真淳委員 今、内訳を説明いただいたのですが、目標値として全校で配置する予定なんですか、必要あるのかないのかを含めてです。

○上原敏彦義務教育課長 基本的に文部科学省のほうは、中学校のほうで3学級以上の学校に配置できたらいいと答えております。

○赤嶺昇委員長 休憩いたします。

(休憩中に、委員長が全校に配置基準がないかどうか確認する。)

○赤嶺昇委員長 再開いたします。

上原敏彦義務教育課長。

○上原敏彦義務教育課長 基本的に基準は中学校のみだそうです。

○佐喜真淳委員 確認しますけれども、中学校のみということは、この91校は文部科学省の基準からすると100%配置されているということでしょうか。漏れている学校もあるんですか。

○上原敏彦義務教育課長 漏れている学校はございます。先ほども申し上げたとおり、基準が3学級以上であって現時点では全学校には配置できておりません。

○佐喜真淳委員 できたら、基準の学校の91校、全校ですかといたらそうではないとのことですか。では、何校配置されていないのですか。

○上原敏彦義務教育課長 3学級以上の学校が、中学校は139校あります。その中で91校に配置されているということになります。

○佐喜真淳委員 要するに、今言った40校以上は配置されていないということです。その40校以上、今後配置する予定なのか、いつごろまでに配置するという計画はあるのか、お答え願えますか。

○上原敏彦義務教育課長 スクールカウンセラーについては、国の補助事業でしてその補助事業の範囲内で配置しているということになります。

○佐喜真淳委員 休憩をお願いいたします。

○赤嶺昇委員長 休憩いたします。

(休憩中に、佐喜真委員から質疑に答弁していないとの指摘があった。)

○赤嶺昇委員長 再開いたします。

上原敏彦義務教育課長。

○上原敏彦義務教育課長 拡大したいんですけども、現状では予算的に厳しい状況にあります。

○佐喜真淳委員 予算的に厳しいから、現状維持でいいということで理解しているんですか。ただ、なぜそういうことを私が聞くかということ、今皆さんが抱えているいじめ問題、いわゆる死亡事故が起こった、そういう背景からしたときに、こういう形の処理方針になったと思うんですが、いわゆるスクールカウンセラーという配置が大切だという位置づけだと思うんです。だから、残りの学校は予算がないから、それはもう手をつけないという判断をしてしまうわけです、今の答弁を受けて。受けてしまうから、計画とか、あるいはこれからの皆さんの陳情処理方針を見ると、その成果及び状況を踏まえて適切な配置に努めていく。どんどん進化していかなくてはいけないはずなのに、その計画そのものがないのが少し私はいかがなものかなと思っているわけです。教育長、どうですか。

○金武正八郎教育長 スクールカウンセラーにつきましては、やはりそういう不登校だけではなくて、子供たち、職員、また父母のカウンセリングの対象として非常に重要な役割を果たしております。そして、人数につきましては、やっぱり予算の範囲内で、効果的にこの成果が出せるように配置はしておりますけれども、その単独だけではなくて、そこをベース校として、いろんな形で割り振ってやったりいろんな支援をしております。それから、またそれ以外にスクールソーシャルワーカーとして県内の教育事務所の中に置いていますので、ただいろんな形で配置されていない学校も何らかの形でサポートができるようにほかの制度でやっておりますので、人数のところは今はまだまだですけども、そういう形で学校の中では限られた予算の中で支援をしております。

○佐喜真淳委員 角度を変えて質疑をさせていただきたいんですけども、学校裏サイトというのを知っていますか。

○金武正八郎教育長 よく聞きはしますけれども見たことはございません。

○佐喜真淳委員 なぜ、私がそういうことを聞くのかといいますと、東京都で調査したら100幾つだったか、結構あるんです。それはどういうことをやっているかということ、固有名詞を出して誹謗中傷を含めて、その中で不登校に発展していくとか、いじめに発展して自殺するとか、そういうのが出ているらしいんです。沖縄県としては、そういう調査も含めて検討する必要がないのかなと思って聞いているのですが。

○金武正八郎教育長 私も、これは生徒指導の担当の方からそういう裏サイトがあって、いろいろなパターンがあるそうですけれども、そういうことは承知しております。ですので、やはりそういうことに関して、私たちもこれから対処をしていかなくてはいけないなと思っていますので、生徒指導関係、それから学校とそういうものがどう認知できるのか、そしてこれからやっていくのかということのをこれからやってまいりたいと思っています。

○佐喜真淳委員 私も、本当に裏サイトを知らないです。ただ、そういうのが存在していて意外と大人たちがわからないようなところで子供たちへ悪影響を及ぼしているとか、非常に窮屈ないじめとか、誹謗中傷を含めてやっているのが内地ではあると。だから、沖縄にも可能性があるということを含めて、やっぱり教育委員会もしっかりと対応してほしいし、あと先ほどの全国学力・学習状況調査もそう、免許更新制度もそう、スクールカウンセラーもそう、今いった裏サイトも含めて、しっかりと教育委員会の方針というか対処をしないとどんどんぶれてしまう。だから、やるべきことはしっかりやって、声を出すところは声を出して、国や政府に対しても継続するものは継続するという強い姿勢を持ってもらいたいと思いますので、どうぞ教育長、最後にその件につきまして。

○金武正八郎教育長 佐喜真淳委員が今おっしゃったことは、やっぱりいろんな形で検討して、また全国都道府県教育長協議会もごぞいますし、その中で議論もして、しっかりと伝えていきたいなと思っています。

○佐喜真淳委員 教育現場が、今大変な状況になっていると思うんです。いろんな方々から聞いても、いろんな本を読んでもそういうことですから、教育委

員会が悪いのではないと思います。しかし、やっぱり教育に携わる教育委員会としてはしっかりと方針を含めて地域にしっかりとコミュニケーションがとれるようにやっていただきたいと思います。

○赤嶺昇委員長 ほかに質疑はありませんか。

奥平一夫委員。

○奥平一夫委員 陳情番号第204号労働安全衛生委員会の設置を求める陳情なんですけれども、学校現場が本当に大変になっているということがこれまでずっと質疑の中で言われていることなんですけれども、労働安全衛生委員会をきちんと全校に設置をして、しっかりそういうものに対応していこうということだと思えるんですけれども、この労働安全衛生委員会の設置を求める陳情で一番問題となるのは沖縄県の学校現場における超過勤務、この超過勤務の実態を教育長がどのように認識をしているのかということをもっとお聞きしたいと思うんですが。数字ではなくて結構です。この超過勤務ということに対して委員長がどう思っているのか。

○金武正八郎教育長 先の調査で、そういう実態があるということは認識をしております。

○奥平一夫委員 いわゆる超過勤務に基づく学校現場の多忙化の実態を、それについての現状をどのように認識されているかということに対して。

○金武正八郎教育長 調査に基づいて、職員の多忙化であるということは私も認識しております。それを踏まえて、教育委員会としてできること、教育事務所、そして市町村教育委員会、学校が何ができるかということをもっと今取り組んでおります。各学校においては、学校の検討委員会を立ち上げて4月から今取り組んでいるところでございます。

○奥平一夫委員 その取り組んでいる中で、さまざまなことを施行していらっしゃると思うんですけれども、この陳情処理方針の中でも定時退校日、ノ一部活動日を実施していると報告されているんですけれども、具体的にこの定時退校日であれ、ノ一部活動日であれ、全校一斉に行っているということですか。

○金武正八郎教育長 県立学校におきましては、定時退校日の設定状況が、設

定している学校が61校ございます。検討中が12校、設定していない学校が9校あります。それからノ一部活動日の設定につきましては、設定している学校が47校、検討中が12校、設定していない学校が23校あります。高校は60校ありまして、定時制6校、特別支援学校16校の調査の結果でございます。

○奥平一夫委員 例えば、その定時退校日を61校が実施をしていると。ノ一残業をすることによって、日々の業務が相当減らされたというような、そういう実感というのは先生方にあるんでしょうか、それはお聞きしていませんか。

○金武正八郎教育長 今ですね、定時退校日、ノ一部活動日、それからいろんな年休休暇の取得促進とかいろいろやっている状況の中で、まだスタートしたばかりで、まだその調査のほうは年度末か、次年度年明けになるものとおっております。

○奥平一夫委員 定時退校日なんですけど、これは週に何日くらい、あるいは月に何日くらいと設定している学校というのはどう決めてなさっているんですか。

○金武正八郎教育長 学校によってさまざまありますけれども、本庁でも週に1回、水曜日は定時退校日ですので、主に週1回だと思いますけれども、しかし学校によってはもう一度定めているところもあると思います。

○奥平一夫委員 この辺の事情、調査をされていますか。

○金武正八郎教育長 訂正いたします。週1回がほとんどです。

○奥平一夫委員 この結果については、いわゆるこの事業についてはずっと継続しながら、どういう形で、いわゆる業務量が減っているかということから調査をされると思うんですけども、これは1日だけではなくて週に2日も、3日もというような形でできるようになれば、先生方の業務上いわゆる雑務からも相当解放されるかなと思うんですけども、引き続きそれをやっていただきたいし、それからその検討中、設置していない、実施していないという学校に対してどういう指導を行っていくおつもりですか。

○金武正八郎教育長 県といたしましては、職員が多忙化であるという認識は

持っていますので学校にもそういうことをしっかりと認識していただいて、やっぱり職員が健康で、元気で仕事ができるためにもそういうのを設定していただきたいということで周知を図っていきたいなと思っております。

○奥平一夫委員 それからノー部活動日についてなんですけれども、ちょっと気になるのがそのノー部活動日を設定することによって子供たちの部活動というのが、いわゆるその日はもう部活はなしということになっているのか。それは、週にこの実施している47校というのは週に何日くらい、ノー部活動日を設定しているのか。

○金武正八郎教育長 ほとんどの学校が週1回だとデータからは思っております。それからもう一つは、全学校一斉にということではなくて、体育館の使用がいろいろありますので、先生たちも週に一遍は休曜日という形で部活によって休む日が異なると聞いています。

○奥平一夫委員 子供たちにとっては恐らく不満も相当出てくるでしょうけれども、例えば監督の先生がノー部活動日だというときに、それで代替する指導者、そういうことを置くということはないんですか、それともそういうことはないんですか。生徒にとっては、いわゆる非常に優秀な部活でしたら、1日も休むわけにはいかないという気持ちが多分あると思うんですけれども、この辺の代替の指導者で賄うということなどはやっていませんか。

○金武正八郎教育長 基本的には、どの部活も週に一遍は休みましょうということが基本でございます。全国高等学校総合体育大会とかの大会が近づいたときは、その監督が学校長に相談をして継続をするなりしております。やはり、どんな場合でも週に一遍は休んで鋭気を養ってやることも大事ではないかなと思っております。しかし、ある種目によってはそういうことがずっと継続の部分もあるかもしれませんが、そういうところは弾力的に判断をして、対応していこうかなとやっているところがございます。

○奥平一夫委員 それは弾力的に、ぜひ進めてもらいたいと思いますし、やはり負担軽減ということについても積極的に取り組んでいただければなと思っております。いわゆる報告ものとか、事務量については、先ほど西銘純恵委員からありましたので、これについては質疑はしませんけれども、ただやっぱり目標というのは必要だと思うんです。どこまで負担軽減をしていくのかというふ

○奥平一夫委員 だからこそ、やっぱりもっと真剣に教員の多忙化、現場の実態をきちんと解明をして、少なくとも多忙化が一つの原因とすれば、解明をして、これの改善を図っていく、このことをしなくてはいけないと思うんです。今紹介しました富山県が、これは平成19年度の比較ですけれども、病気の休職者が29名、うち精神疾患がたったの10名なんです。類似県でありながら、なぜ沖縄が同じ平成19年度を比べてみましても377名に対して153名という、異常な実態なんです。これは、本当に腰を据えて教育委員会、あるいは本当に全体で考えていかなければ貴重な人材です、今教育長がおっしゃったように。こういう先生方が、はっきり言って377名も3カ月以上お休みになるということは、観点を変えても、コスト的にも物すごく割高になるわけです。お休みになる先生のかわりに代替教員が必要になるわけでしょう。何億円という金が必要になるわけです。だから、はっきり言ってこういうことは言いたくありませんが、コストが物すごくかかり過ぎる。そしたらコスト削減させるためにも、この辺の問題に切り込んでいかないといつまでたっても解決しないと僕は思っているんですよ。教育長、見解をお聞かせください。

○金武正八郎教育長 奥平一夫委員がおっしゃられているように、そういうことが増加傾向である、全国で上位であるということは重く受けとめております。それについて、しっかりと対応していかななくてはいけないなと私たちは思っております。現在のところは、職員の多忙化について各学校いろんな形で取り組みを始めていますので、それをさらにこれから何がもっと必要かということをもまず検討して、やっぱり精神的に疾患になる要因についてどうなのかということについてデータを集められるようにしっかりと把握して、対応できるようなことをもう少し研究をして、これはしっかりと対応する必要があると思っております。

○奥平一夫委員 あらあら考えても今153名です。ですから、この10年間で2000名近い先生が精神疾患で休職をされた、復帰はおよそ2割くらいだと言われているんです。これだけ本当に貴重な人材が、本当に復帰もできないような先生方がもう何百名も出ているわけです。僕は、このことはもっと真剣に考えるべきだと思うんです。言わせてもらえば、皆さんの陳情処理方針でもこう書いているんです。「教職員相互が信頼し合い、気軽に話し合い悩み相談ができる明るい職場環境作りと。」。なかなか先生方からお話を聞くと、そんな状態ではないと。ましてや勤務評定をされるということもあって、管理はすごく厳しいと。

だから、何かを校長に相談をしたくてもなかなか言えない、校長も何か改善をしたくて校内改善検討委員会に言おうとしてもやっぱり評価が落ちるかなという気がする。こういう評価でみんな管理されているという感じがあるという話をよく先生方から聞くんです。そういう意味では、本当にそういう管理型、管理社会になっているような学校現場をもっと緩めて、本当に先生方が自由に勤務評価を気にすることがなくいろんなアドバイスなり、いろんなお話ができるような環境をまず教育長がつくっていくべきだと思うんですが、教育長の御見解をお伺いします。

○金武正八郎教育長 おっしゃるとおり、職員が学校の中で信頼しあって、気軽に話し合って、悩み相談ができるという明るい職場環境づくりをすることは大変重要なことだと思います。そのために、県立高等学校では労働安全衛生会議が設置されまして、特に週1回、職員の環境、健康、そして快適な職場改善のために月一遍、1年に7回開催されていますので、そういう形で学校は動いております。そういう中で、事前に管理者とか、衛生管理者が定期的に回るとか、そういう中で提案をしていただいて、学校の状況とか、学校はどういう状況かというのは労働条件もいっぱいありますので、しっかりとここに出していただいて、みんな議論して多忙化とか、精神疾患に陥らないように私たち行政もやっぱりしっかりやりますけれども、学校の中でもしっかり検討していただいて、みんなで支え合っていたきたいなと思っております。

○奥平一夫委員 精神疾患からの復帰を支えていくということも非常に大事でありますけれども、その前に予防ということが一番大事だと思うんです、予防していく。先生方が本当に多忙化によって休職しない環境をつくっていく、これは教育長が先頭に立って現場にきちんと指示をして、どうなっているのかと、ノー残業どうなっているのかと。少なくとも、週に2回、3日くらいやろうと、やりなさいという、業務内容も減らしていく。本来、学校現場というのは先生と子供が向き合える時間をいかに確保して、本当に子供たちと、子供の悩みを聞いたり、いろんな相談事を聞いたり、そういうことをするのが学校現場でしょう。それが今回本当に子供と向き合う時間が全くないという陳情すら出てきている、子供と向き合う時間を取り戻すためにという陳情がわざわざ出てくるという、だから学校現場が本来の目的を忘れてしまっているのではないかなと本当に思うわけです。ですから、そういう意味でもこの問題に対してぜひ教育長の決意を聞かせていただきたい。それでこの問題についてはこれで終わります。

○金武正八郎教育長 多忙化につつまして、精神疾患等につつまして、やっぱり職場が明るく元気に動くためには、学校には校長の管理者の果たす役割が一番大きいと思います。ですから、先日の全小・中学校長会の中でも、校長は職員を大切にできる校長であれと。毎日、校長は職員におはようと声をかけることをしっかりやっていただきたい。その中で顔色を見ていただいて、一人一人をサポートしていただきたいということも申し上げました。これは一つの例ですけども、これを手始めにして、しっかりと職場の中で先生方を大事にするようなこと、みんなが気軽に話せるようなことをしていただきたいと、それが基本です。そういうことができるように、行政としてもしっかりと学校を支援していきたいと思っています。

○奥平一夫委員 とにかく、建前ではなくて、本音で現場できちんと話せる、本当に管理を強化しない、勤務評価制度なんて本当はもうやめてしまったほうがいいと思うんです。評価して何になるんですか。もっと、先生方を自由に子供たちと触れ合う時間を確保できるようにやってください。

それでは次に、陳情第205号幼稚園制度の改善について質疑をします。まず、教育長の就学前教育についての認識、どういう認識を持っていらっしゃるのか。今年度から幼稚園教育が義務教育の基礎として位置づけられたということもあります。そういうことで、就学前教育がやはり学校教育の基礎として本当にきちんと位置づけられたわけですから、本当に重要な位置を占めてくると思うんです。そういう意味で、教育長の認識といたしますか、お伺いしたいと思います。

○金武正八郎教育長 幼児期の教育は、人格の形成を築く一番大事な時期だと認識をしております。ですから、私たち教育行政としては幼児の健やかな成長のために環境の整備をいろんな形で支援をしていく必要があると考えております。

○奥平一夫委員 幼稚園での5歳児の35名定員については、処理概要では市町村が決めるんだと、総合的に決めるんだということですけども、教育長の考え方、この35名定員というのはどう思われますか。

○金武正八郎教育長 基本的には、皆さんがおっしゃるように少人数というのはきめ細かな指導ができて、一人一人の基本的な生活習慣や規範意識、そしていろんな形で学習意識、基礎基本の定着によりますので、幼児も大体基本的に

は生活習慣の上からも少人数でいいと思います。これは基本的な考え方です。ただ、やはり法令で定められておりました、幼稚園の場合は市町村が基本的には幼稚園の設置、運営等はやりますので、その財政状況、いろいろなものを勘案して、希望は、私たちが今30人学級に取り組んでいるところですので、同じスタンスだと思んですが、気持ちは同じでございます。

○奥平一夫委員 確かに、各市町村は非常に財政的にも厳しい地方交付税の中にきちんと、恐らく予算としては措置されているはずなんですけれども、なかなか現場にきちんとおいてこないというのが現状だとは思いますが、ただやっぱり沖縄県の教育をつかさどる教育庁として、就学前教育がいかに大事かと今お話をされましたけれども、市町村の現場、いわゆる市町村だけに任せるというのではなくて、県みずから支援をするなり、あるいはアドバイスをするなり要望をしていく。そういう幼稚園教育が、まさに教育の基礎であるということの認識をもっと強く市町村のほうにも訴えて、いわゆる25人学級を勝ち取る、35人から25人を勝ち取るという、これを強く勧めるということにはまいりませんか。

○金武正八郎教育長 県としましては、沖縄県幼児教育振興アクションプログラムというのを今策定しております。以前にも、そういう関係した沖縄県の幼児教育はどうあるべきかという大きな方針とかそういうものを示しております。それらに基づいて、市町村の教育委員会にそういう形で幼児教育をみんなやっていこうという形で呼びかけているところでございます。しかし、これの一番のネックは財政的なものでございますので、市町村の教育長協議会とも連携をとりながら、やっぱり国のほうにいろんな形で、例えば私たちは全国都道府県教育長協議会、市町村は市町村の教育長関係の全国の組織を通して、幼稚園教育がしっかり保障できるように、充実されるように、そういう形で働きかけているところであります。

○奥平一夫委員 教育長は、各市町村の幼稚園の臨時的任用教員の数を御存じだと思ふんですけれども、この10年の間に幼稚園の臨時的任用教員がふえてまいりましてかなりの比率になっていると思ふんですけれども、この辺はわかりますか。どれくらいのパーセンテージを占めているか。

○金武正八郎教育長 正式任用教員が517人に対して、臨時的任用教員は195人で33.97%という形になっております。

○奥平一夫委員 僻地・離島あたりはわかりますか。申しわけございません、数字が出なかったらいいんですけれども。いいですよ、時間がないんです。就学前教育が本当にいかに大事かというのは、その幼稚園現場で勤める先生方の処遇をきちんと改善していくということも非常に大事だと思うんです。それと定数もしっかり少人数にして、今小学校も30人学級を目指して一生懸命頑張っているわけですよ。少なくとも就学前教育も同じほどに、もっと小さな子ですから、もっと定数を減らしていくという、そういうことをしていけないといけません。それに加えて職員の処遇が物すごく悪いんです。ちょっとこれを読ませていただきたいと思うんですが、「臨時採用の職員の件ですけれども、この臨時採用の件であっても学級担任として園児や保護者に対して、正式任用教員と全く同じ責任を伴う業務内容で教育活動を行っている。超過勤務や休日勤務も余儀なくされ、何年勤務しても昇給等は保障されておりません。幼年教育の理想に燃えて幼稚園現場に入った若者が、将来の不安や劣悪な待遇などから志半ばで幼稚園教員をあきらめざるを得ない例があつとを絶ちません。」、幼稚園、この臨時的任用教員の日給はどれくらいか御存じありませんか。日給、あるいは日当、時給でもいいです。

○金武正八郎教育長 奥平一夫委員がおっしゃったように厳しいということは承知しております。

○奥平一夫委員 では、私が知り得る限りで時給が650円くらい、日給が約6000円、月収が12万円以内です。そういう中で、正式任用教員と同じ教員として何十年も働いて入る方がいるんです。もう50歳以上の方もいるんです、臨時的任用教員で。50歳ならないかな、それくらいの方がいて、ずっと臨時的任用教員の給与は変わりません。ボーナスも、あるところはありますけれども、ほとんどない状態です。ですから、そんな状態で高い志をもって幼稚園教育に臨んだにもかかわらず、採用がない。この10年ほとんど採用がないんです。ちなみに、那覇市の2004年から2009年ですけれども、約5年間で採用が19名、退職者が35名。ちなみに、僕が住んでいる宮古島市は、採用はこの5年間のうちで3名、退職者が12名、少子化の件もありますけれども、ただほとんど臨時的任用教員を充てているという状態です。こういう実態があるわけです。このようなことに対して、教育長、何か御見解をお伺いしたいのですが。

○金武正八郎教育長 先ほど申し上げましたように、幼児教育は人格形成する

非常に重要な時期でもありますので、それを指導する先生方がしっかりと安定して、いつでもしっかりと子供たちに対応できるようにするためにはやっぱりそういう対応とか、そういうものも必要だと認識しております。それで、それにつきましては市町村教育委員会所管でございますけれども、私たちいろんな会議がございますので、そういう県議会議員のほうからも、文教厚生委員のほうからもそういうお話がきたということはしっかりと伝えていきたいと思ひますし、そういう機会で、全国的都道府県教育長協議会などある場合にも、そういう機会があればそういう形の中でしっかりと伝えられるようにしたいと思ひます。

○奥平一夫委員 本当に強く申し入れるなり、あるいは県で財政の支援もできないか、あるいは国と一緒にあって要請をするというようなことを先ほど教育長も話されておりましたので、本当にこれは学校教育と同じです、それ以上にもっと大事かもしれません。ですから、真剣になって取り組んでいただきたいと思ひます。2番目の陳情にもあります新規教員の採用年齢を引き上げていく、今各市町村でもかなり年齢を上げるというようなことが幾つもの市町村でも見られます。宮古島市も40歳近い方に採用制限も上げてやっているんです。なぜかという採用も10年近くなくて、今30代前半の先生と、40代中盤、後半くらいの先生の間がかなり空白になっている、いらっしゃらないわけです。そういう世代の溝をつくってはいけないと思ひます。常時、採用できるようなシステムにしていけないことには、そういう人材を継続して確保するという事は非常に大事だと思ひますので、この辺について、ぜひ教員の年齢制限を引き上げていくということについても、ぜひ教育長のほうからも各市町村に申し入れをお願いできませんでしょうか。

○金武正八郎教育長 私たち県の教育委員会でも、教員採用につきましてその補充の年齢をことし引き上げたばかりでございます。それに基づきまして、各市町村も今の話のように頑張っている方がおりますので、そういういお話を伝えていきたいと思ひます。私たちが、年齢を引き上げたのも市町村からの要望が出てきておりますので、今回は逆にこちらのほうから要望したいなと思ひます

○奥平一夫委員 最後になりますが、質疑ではありません。こんな小さな、資源もない沖縄県が、世界的に優位になるというのは人材をどう育成していくかということにつきると思ひます。そういう意味では、就学前教育も、就学前

保育も非常に大事です。そこをきちんと保育や教育をして、学校教育につないでいくという非常に大事な幼稚園教育ですので、ぜひ教育長も今後ともぜひお力を入れてくださいますようお願いをして、私の質疑とさせていただきたいと思います。

○赤嶺昇委員長 ほかに質疑はありませんか。
仲田弘毅委員。

○仲田弘毅委員 陳情第210号に関連する不登校、いじめ、生徒指導に絞って御質疑をさせていただきたいと思います。うるま市で起きた例の中学生の集団暴行致死事件です。このことはもう、まさに私たちが平成16年の北谷町の事件をほうふつさせるような事件でしたが、それをめどに生徒の指導支援カルテなるものがつくられたわけです。もう二度と、あのような凶悪な事件を中学生に起こさせたらだめだと。不登校、それから生徒指導、これらをチェックするための指導支援カルテであったわけですが、先月この指導支援カルテの課題解決のための有識者の会というところから教育長のところに、県立高等学校ではそれは廃止してくださいという勧告みたいなのがあったんですが、それに対して教育長の考え方をお聞かせください。

○金武正八郎教育長 指導支援カルテにつきましては、さまざまな課題があるとのことで指摘がありました。それを受けまして、私たちとしてはしっかりと原点に戻ってもう一度やり直すと、県民の意見を聞きたいと、みんなのために聞きたいと有識者会議を立ち上げまして、いろんなことで検討していただきましたので、その中で先ほど提言をいただきましたので、その提言を踏まえて新たな支援策ができるかどうかを今検討しているところでございます。これにつきましては、しっかりと校長会、生徒指導会、いろんな有識者会にも紹介をしながら作成をしているところでございますので、それを年明けましたら県のホームページに載せまして、いろいろな御意見を伺って、大事なことは子供は学校が育てるのではなくて、家庭、学校、地域、皆で育てることですので、皆の理解を得ながら皆がつくって、いい子供たちを支援する記録簿を、これから名称も決まってくると思いますけれどもつくっていきたいと思っています。

○仲田弘毅委員 上原義務教育課長、小・中学校に関しては、その指導支援カルテに関しては、41の市町村教育委員会に一任をするということになっているんですが、先ほどうちの佐喜真淳委員の質疑で、不登校の子供たちの実態、小

学校、中学校、先ほど答弁ありましたから別に数字はいいんですが、その子供たちの実態把握のためには、どうしてもこういう生徒指導のための資料というのは必要だと僕は思うんですが、義務教育課長はどう思いますか。

○上原敏彦義務教育課長 基本的に、小・中学生につきましては市町村教育委員会の管轄でございますけれども、義務教育課といたしましては、県立学校教育課の指導記録簿等の有効性等も考慮して、もし市町村教育委員会から相談があれば助言していくという形に考えております。

○仲田弘毅委員 具体的に言いますと、不登校にも2種類あるわけです。遊び型の本当に学校に行きたくなくての不登校、そして学校には行きたいんだけど何かの理由で心因性の原因でもって学校に行けない、その心因性の不登校の子供たちが、例の適用指導教室てるしのという、そういった子供たちを扱うこれは県立総合教育センターのほうで扱っていますが、こういった子供たちの資料というのは、やはり学校現場の管理責任者は絶対に把握していただきたいという気持ちがあるわけです。なぜかといいますと、不登校になっている子供たちの中でいじめによる子供たちは何名いるのかと聞かれて、実態把握がわからない、わからないならではどうしてこの子供たちを指導していくのかということになると指導のしようがないわけです。きょうは、諸見里県立学校教育課長がいらっしゃるわけですが、県立与勝高等学校の創立30周年の中で、我々PTA時代、昔、2・6・2の法則の話をやりました。いかなる組織においても、すべて2・6・2の法則で区切られると。つまり、優秀なのが2割、普通の子供たちが6割、そしてどうしても指導の先生方の手間暇をかける生徒が2割、ではその1番下の2割を切ればすべてよくなるかということ、切ったあとの8割にもまた2・6・2の法則ができる。だから、学校現場は底辺の子供たちをいかに引き上げていくかというのが大きな責務だと思うんです。その他のいろいろある中で、スクールカウンセラー、スクールワーカーとか、いろいろな手だてをやって頑張っているにもかかわらず、不登校の生徒が残念ながらふえている。これはやはり、今後文教厚生委員会も含めて執行部も真剣にそういった子供たちをどうするかと。幸いにも、このうるま市の事件あと、今月の1日に大変すばらしい記事が載っておりました。本会議で山内議員も述べておりましたが、私たちうるま市の組踊・肝高の阿麻和利が日本ユネスコ連盟から未来遺産に推薦されて、全国から10傑の中に入っている。100年後の子供たちに見せるための文化遺産として推薦を受けた。この組踊・肝高の阿麻和利は、不登校の子供たちをいかに現場に戻すかという一つの試みであったし、成

功例だと思っんです。今は2市2町が合併してうるま市になりましたけれども、その中の旧勝連町の教育委員会が子供塾を開いて、学校に行けない子供たちは全部ここに来なさい、歌が好きなのは歌をやりなさい、漫画を見たい者は漫画見なさい、勉強だけがすべてではないということでやり始めたのがこの組踊・肝高の阿麻和利なんです。そのときの教育長が上洲安吉という教育長で、歴代の県の教育長も一生懸命バックアップしていただきました。あのときの荒れた学校の、全部模範となってあれだけ実績を上げた一つの居場所づくり。ですから、こういったことをぜひ県は率先して頑張っていたいただきたい。そのためには、地域の教育力、地域力をぜひ取り寄せてもらいたい。今一番それが欠けている。不登校になった子供たちの集積場所が学校現場ではわからないではどうしようもない。ですから、地域の大人も、その学校の同窓生を使ってでも学校内部の生徒指導を絶対にやっていただきたい。生徒指導記録簿は、相当嚴重にやらなくてはいけないという御意見もあります。これは、個人情報保護法の中でもそうだと思うんですが、ぜひこれはクリアして、新たな沖縄県の、特に中学校における生徒指導担当の先生方の御苦勞は大変なんです。日課中であれば学校で指導もできますけれども、学校が終わって、下校しておうちに帰った子供たちの面倒まで見ることは不可能なんです。こういった子供たちをどうするかということは、やはり親の力も地域の力もかりていかななくては、そういった話はぜひ学校現場でやっていただきたい、そう思います。

○赤嶺昇委員長 ほかに質疑はありませんか。

比嘉京子委員。

○比嘉京子委員 今回の仲田弘毅委員のお話もそうですが、まずこの2割をどうやって減らすかというところに我々は今職員がこれだけ病氣休暇をとられているとか、心因的な問題であるとかというこのことはもっと真剣に、早目に分析をして、私は取り組んでいただきたいなと思います。一つは、まず何といても先生方の授業に向かうための準備のエネルギーが余りにもそぎとられて、私は学校現場が本当の意味での教育の場に今なっているかどうかということぜひ検証する必要があるのではないかと思うんです。そういう意味で言いますと、先ほどの子供たちと向き合うということを含めて、それから陳情第204号も陳情第210号もそうですけれども、安全衛生委員会を立ち上げて云々とあります。そして、先ほど定時退校日といいましたけれども、私は絶対量のいわゆる雑務といいますか、先生方の本来の教育に向かう時間ではない、その量が減らないと、きょうは定時退校日だからと帰ってもおうちに持ち帰るか、翌日に倍する

か、どこかにひずみが行くわけです。ですから、絶対量をいかに減らすかということが今緊急の課題ではないかなと。いじめ問題も、残念な事件の問題も含めて学校で本来の仕事ができなくなっている。その上に、1人で多くの子供を見ている。いわゆる、本来だったら、私たち中学時代だったら50名余りいましたけれども、でも家庭の教育力とか社会の情勢の変化から見ると果たして1人の先生でこれだけの人数が網羅できるのかということも含めると、私もどんなことがあっても業務をいかに減らすかということに集中的に取り組むのが先決ではないかと思うんですけれども、どうですか。

○金武正八郎教育長 職員の多忙化につきましては、先ほどの調査で実際に多忙化であるという結果が出ているので、これはしっかりと受けとめております。これを受けまして、大きなポイントは業務量を減らすということが大事だと思います。そして、そのためには県教育委員会、それから教育事務所、市町村教育委員会、そして学校。特に、学校の中で自分たちの校内改善検討委員会、その中で校務をいかに減らすかということをいろいろ検討していただいて、また私たちもその辺のところをしっかりと耳を立てて聞いて、いろいろな形で業務を減らしていくことが大事だと思っています。その業務を減らすという形で、文章とか、それから研修の日数を減らすとか、いろんところで今スタートしたところがございます。

○比嘉京子委員 この陳情第204号にありますように、8分程度しかとれない休憩時間とか、1日平均3時間の超過勤務とか、何ら有効な対策がなされていないと現場が言っているわけです。そして、報告書の文書作成等に膨大なエネルギーと時間が消費されているというようなことは現場からよく耳にしていることだと思うんです。そういうことがわかっていながら、そして現象的にこれだけ病気が出ている中で、結局また全国学力・学習状況調査の問題なのか、指導支援カルテなのか何なのかというのは、私は逆行すると思うんです。なぜかという、全国学力・学習状況調査というのは、私の認識では学力をはかる一部です。それが今やきのう、おとといの沖縄タイムスにあったのは、まさに全国学力・学習状況調査の結果が学力測定のパロメーターみたいになりかかっているんだと思うんです。これは、本当の意味で学ぶという基礎を学んでいないと思うんです。学ぶ喜びが学校に見い出せないんです。それをやるために何をするかというと、やっぱり授業にどれだけ先生方がエネルギーを傾けられるか、全部回ってくるとみんなここにくると思うんです。いかに先生方が楽しいというか、興味深い、引きつける授業、魅力的な授業、そしてわかることのできる

授業、そして学問の奥深さを与える授業、こういうことが全国学力・学習状況調査で、1点、2点、3点、5点上がったからと何の意味があるんですかと、私は思うんですけれども。そういう意味からいうと、堂々めぐりみたいですが、いかに学校に行くことが楽しいかと思う子供たちというのは、先生方が一人一人の子供たちに目配りがあって、子供たちが自分が評価される場所があるわけです、いろんな場所で。だからこそ、先生方を多忙化に追い込んでいる、ある意味での根底的な抜本対策を私は緊急にこれだけ現象が出ているわけです、暴力の問題から何か。ですから、一番最初にやることはいかに雑務を減らすか。私は、これを皆さんに目標値はあるんですかとお聞きしたいです。今、取り組んでいる労働安全衛生委員会の問題から、それから今の書類を書くことに対するいろんな削減の問題。私は、それに逆行して次から次への指導支援カルテ問題とかやるから、本当の意味で一本化とか抜本的な印象を受けていないんです。それで、例えばこれだけ文書を統合して行って、簡素化を図るとか、何とかをする、これを全部トータルして、いつごろまでに今の分量の何割カットをするというような目標値はあるんですか。

○金武正八郎教育長 今のところ目標値というものは定めておりません。ただ、県立学校の場合には、全学校で分析検討委員会が立ち上げられまして、学校の中で公文書の見直し、それから雑務の見直し、いろいろな形で見直しをしております。それがこれから立ち上がってきて半年近くなっておりますので、業務も学校によって違うものですから、そういうものも踏まえながら、私たちとしては何が目標値として立てられるか、できるだけしっかりいつまで何ができるということを少し研究をしてやっていきたいと思っております。

○比嘉京子委員 労働安全衛生委員会も、いわゆる職員の調査、審査して教育長に対して意見を述べるというのがあります。それに対して、教育長のほうでまた対応、もちろん個々の学校がありますが、教育長は、いわゆる校長、それから管理職を含めて、全部それに対してどういう方向に何を改善するべきかということを発信できる場所にいると思うんです。ですから、私は何やかや言うかもしれないけれども、極力子供に向かう時間と授業に向かう時間をつくり出すためにありとあらゆる、例えば先生方の、だからある意味で学校現場が本末転倒になっていると思うわけなんですけれども。そういう意味から見ると、一人の人間の能力というか、時間というか、今の3時間の異常体制とか、こんなのが何十年も放置されてきてよいはずがないわけなんです。ぜひ私は、ノ一何かデーとかは要らないから、根本的なところの量をふやすことを、私は1

年、来年度の4月以降に何パーセントという数字を出して、そしていかにしてやるかというチームを組んで、私はこれを徹底していただけないかなということをお願いしたいと思います。そして、全国学力・学習状況調査の問題がありますけれども、沖縄県がみんな手を挙げたりすることは私はいかがかなと。私はそういうようなバロメーターは余り評価しておりません。ほとんど評価していない。なぜかという、本当の意味での学ぶということに近づいていないからです。だから覚えている子が評価されたり、わかる子が評価されたりするのではなくて思考の深さというのが、B問題にありますけれども、そういうことではなくて、ぼーっとしていることを与えられる子供の環境を大事にしたいほうなんです。ぼーっとする、思索にふけるというんですか。そういうことが今の子供たちは、毎日おうちに帰ってきてもこなす量のプリントであったらこれは子供の環境として本当に思慮深い子供が育つかどうかです。私は、非常に本質的な学問ではないと思いますので、全国学力・学習状況調査あたりで、学力を測定するなどというように私から見たら浅はかな測定器具はいらないということをお願いしたいと思います。

あと、最後に1点だけお願いしたいのは、どなたもおっしゃらなかった県立図書館八重山分館問題なんですけれども、これも陳情平成20年第50号、同第59号、同第66号、同第67号、同第82号、同第90号、同第93号、同第105号、同第107号及び同第110号それで本会議でも辻野議員が聞かれておりましたので、その延長なんですけれども、教育長が現地に行かれるという答弁がありました。その行かれる目的といいますか、目的はいかががでしょうか。

○金武正八郎教育長 やはり、八重山分館を廃止するにしても、やはり地域の住民、やっぱり地域の方々の声をしっかり聞いて、理解をして、また理解を求めることが重要だと思っております。これまでもいろんな形でお話をしましたけれども、今担当が地域の方々といろいろな形でやっております。やはり、いろいろな形でお互い相入れないところもございますので、やはりしっかりと辻野ヒロ子議員がお話ししたように、教育長が行って、しっかり地域の人たちの声を聞く必要があるのではないかという要望がございましたので、今回はまず原点に戻って、まずは行って、地域の人たちとともに子供たちのために、その読書活動をするためにどうすればいいかということをしつかりと意見を伺ってきたいと思います。議論をするということではなくて、地元の人たちの声をしっかり聞いていきたいと思って、来週の月曜日早々、一応日程を組んで、設定をしております。

○比嘉京子委員 これは、こうしますという入り口のとくに、地域はどう考えるのかということをも最初に聞いていけば今戻って、まず地域の声を聞くというのが今から行われるわけですが、それが最初にやっていたら、私はもっとわかり合えたのではないかなと思うんですね。つまりこういう方向で行きたいんですがといったことが平行線になっていると思うんです。結論を先に言ったということがです。ですから、やっとな堂々めぐりの中で地域の声をまず聞かせてもらおうと、その姿勢で行かれるなら対応されるのではないかなと思います。といいますのは、決まったことを説明し、理解を求め、説得に回るといようなやり方では人は来ないだろうと思うんです。これまで、2回行かれていますけれども、私の得ている情報では、言ってみれば今までのような姿勢だったら次から集まりません的なことがあると思うんです。そのために、これまでのことではなくて、皆さんの意見をまず聞かせてくださいと。聞いた上でということ、話し合いの余地があるんですというように前提であれば、私は多くの方が集まってくれるのではないかなと思うんです。要望としては、やっぱり地元ではどうやりたいのか、県はこういう方向にいきたいんだけど、地元はどうやりたいのかということをもぜひ地元の人々の意見を聞くときに一つの提案として、やっぱり1年くらいかけて本当にこの図書館をどうするんだと。地元としてどういう方向を展開できるのかということをも含めて、私は論議する、議論する場所と申しますか、時間、そういう名称は別としても協議会的なものとか、あり方を語る会とかいろいろなことがあると思うんですが、やっぱりここは今までのような説明、説得では相手になれないというように状況を聞いています。それからもう一点、ここは我々の理解なんです、これは地元の状況を聞いた上での私の提案、議論する時間と、それからそういう場というものを必要としているんだということに対して県はどのようにお考えになりますか。

○金武正八郎教育長 比嘉京子委員がおっしゃったことについて、やはりしっかりと、まずきちんと同じテーブルについて話し合うことが大事ですので、その中でお互いがどういう思いがあるのかしっかりと真剣に誠意を持って対応して、その中からいろいろな形を探っていきたいと思っております。また、比嘉京子委員がおっしゃったことについてもしっかりと受けとめて、またそういう形に生かせるように、その辺もまずは私が行くのは今回が初めてですので、まずは一度門をたたいて、また何名が集まっていたかともわかりませんが、なるべく全員の方が集まっていたらいいなと、お互いにいろいろな形で情報交換ができればなと思っております。まずは二、三度行って、一回と言わず。

○比嘉京子委員 集まって意見を言い合うというところは、非常に今のおっしゃることだと思うんです。そのためにも、教育長が伺う理由として、皆さんの意見を聞きにきたんだと、話し合いの場を持ちたいと行かれると、その意見を聞きに来たんだと。話し合いの場を持ちたいといかれると、それは十分に答えられるのではないかと私は思います。もう一つは、もし廃止するときには、手続的には何が必要ですか。

○金武正八郎教育長 最終的には、県教育委員会で決定するという形になります。

○比嘉京子委員 教育委員会においての合意が必要であるという理解ですか。それともう一点ですけれども、現場では耐震強度を公表していただけでないか。私が、この何日間で皆さんの意見を聴取したら、こういうような意見はありました。ですから、その準備もされて、よかったら公表もされて、それを見て理解が及ぶのか、理解が及ばないのかわかりませんが、そういうような御意向がありましたということで申し上げておきたいと思います。

○赤嶺昇委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○赤嶺昇委員長 質疑なしと認めます。

以上で、教育委員会関係の陳情に対する質疑を終結いたします。

次に、本委員会所管事務調査事項教育及び学術文化についてに係る教師による体罰問題についてを議題とし、直ちに審査を行うことについて、休憩中に御協議をお願いいたします。

休憩いたします。

(休憩中に、教師による体罰問題について協議した結果、議題に追加し、直ちに審査をもらうことで意見の一致を見た。)

○赤嶺昇委員長 再開いたします。

本委員会所管事務調査事項教育及び学術文化についてに係る教師による体罰問題については、休憩中に御協議いたしましたとおり議題に追加し、直ちに審査を行うことについては、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○赤嶺昇委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

本委員会所管事務調査事項教育及び学術文化についてに係る教師による体罰問題についてを議題といたします。

ただいまの議題について、教育長の説明を求めます。

金武正八郎教育長。

○金武正八郎教育長 教職員の服務規律の確保につきましては、かねてから機会があるごとに注意を喚起してまいりました。また、服務指導を徹底しているにもかかわらず、今回、教員が体罰をしたことはまことに遺憾に思っております。市町村教育委員会からの報告を待ち冷静に対処していきたいと考えております。

○赤嶺昇委員長 質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○赤嶺昇委員長 質疑なしと認めます。

以上で、教師による体罰問題についての質疑を終結いたします。

休憩いたします。

(休憩中に、説明員の入れかえ)

○赤嶺昇委員長 再開いたします。次に文化環境部関係の陳情平成20年第64号外19件について審査を行います。ただいまの陳情について文化環境部の説明を求めます。なお継続の陳情については前定例会以降の新しい事実についてのみ説明をお願いいたします。

知念建次文化環境部長。

○知念建次文化環境部長 それでは、文化環境部所管の陳情について、お手元の文教厚生委員会陳情案件資料により御説明いたします。

文化環境部所管の陳情は、目次にあるとおり継続17件、新規3件となっております。

ります。

初めに、継続17件につきまして、時点修正による表現の変更はございますが、処理方針について変更はございませんので、説明を省略させていただきます。

次に、新規の陳情3件につきまして、陳情処理方針を御説明いたします。

資料の22ページをお開きください。

新規の陳情第190号について、御説明いたします。

陳情者は、宜野湾市女性団体連絡協議会会長屋良千枝美氏であり、件名は男女共同参画の活動拠点施設宜野湾市人材育成交流センターめぶきの増築等への財政的支援に関する陳情となっております。

それでは、陳情処理方針を説明いたします。

沖縄県では、平成19年3月に沖縄県男女共同参画計画後期を策定し、男女共同参画社会の実現のための諸施策を総合的に推進しております。これらの施策は広範多岐にわたり、県のみならず市町村、事業者、民間団体等の主体的な取り組みが不可欠となっております。

県といたしましては、住民にとって最も身近な市町村の果たすべき役割は重要であると考えており、市町村においてそれぞれの地域特性を踏まえたさまざまな施策が展開されるよう、市町村に対し情報提供や男女共同参画計画の策定等の働きかけを行うなど連携強化に努めているところであります。

宜野湾市人材育成交流センターめぶき増築等に関する財政的支援につきましては、宜野湾市や関係機関との調整を踏まえた上で検討していきたいと考えております。

次に、23ページをお開きください。

新規の陳情第191号の2について、御説明します。

陳情者は、2009年なくせじん肺全国キャラバン沖縄実行委員会全日本建設交通一般労働組合沖縄県支部執行委員長東江勇氏であり、件名はじん肺被災者の早期救済を図るトンネルじん肺基金の創設とじん肺やアスベスト被害の根絶を求める陳情となっております。

それでは、処理方針を説明いたします。

1、4について、アスベストが使用されている建築物や工作物を解体する作業または改造、補修作業を行う場合は、大気汚染防止法の規定に基づき施工業者に対しては周辺環境へのアスベストの飛散を防止するための作業基準の遵守を課すとともに、工事の発注者に対しては作業基準の遵守への配慮を義務づけております。

また、アスベスト廃棄物につきましては、廃棄物処理法に基づき処理業者に対して収集運搬及び最終処分時の飛散防止措置等の適切な処理を課しておりま

す。

県としましては、関係法令に基づき今後とも業者等を適正に指導、監督してまいります。

2、3、5について、石綿により健康被害を受けた方及びその遺族で、労災補償の対象とならない方を救済するため、平成18年3月に施行された石綿による健康被害の救済に関する法律に基づき救済基金が設置され、各種救済給付が行われています。同制度では、救済の対象を中皮腫と肺がんのみとしていることから、それ以外の疾病についても知見を収集し、その取り扱いを検討するよう九州地方知事会として国に要望しているところであります。

また、給付金額についても労災補償制度との格差があることから、同様に格差を是正するよう求めております。

引き続き、各県と情報交換しつつ、石綿健康被害救済制度の拡充等を国に求めていきたいと考えております。

次に、24ページをお開きください。

新規の陳情第206号について、御説明します。

陳情者は、沖縄市東部自治会連絡会会長桑江良哲氏であり、件名は株式会社エコテック・オキナワによる産業廃棄物処理施設建設反対に関する陳情となっております。

中城湾港新港地区で計画されている産業廃棄物処理施設は、感染性廃棄物や廃プラスチック類等を焼却処理する施設で、沖縄市や住民から施設の稼働による影響について意見が寄せられていることから、これらの意見に対する事業者の見解を聴取するとともに、専門家にこれら意見を送付し、施設の稼働による影響の有無等について意見を聴いた上で厳正に審査することとしております。

また、県では沖縄県産業廃棄物処理施設等の設置に関する指導要綱に基づく手続に準じて地域住民への説明会等を実施するよう事業者に指示しているところであり、今後とも適切な対応を行ってまいりたいと考えております。

以上、文化環境部に係る陳情案件について御説明いたしました。

よろしく願いいたします。

○赤嶺昇委員長 文化環境部長の説明は終わりました。

これより、各陳情に対する質疑を行います。

質疑に当たっては、陳情番号を申し述べてから重複することがないように簡潔にお願いいたします。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行うようお願いいたします。

質疑はありませんか。

渡嘉敷喜代子委員。

○渡嘉敷喜代子委員 陳情第190号につきましてお尋ねいたしますが、22ページについて。陳情処理方針の中で宜野湾市や関係機関との調整を踏まえた上で努力していきたいということですが、これはどういうことですか。

○瑞慶村むつみ平和・男女共同参画課長 まず、この陳情が出たことについて、今まで宜野湾市のほうから情報をいただいていたものから、初めて施設整備の要望があるということを知りまして、宜野湾市と意見交換を行ったり、それから施設の規模をどのようにするかとか、それから男女共同参画センターに絞ってそういった施設にしていくのかとか、機能をどうしていくのかとか、そういった調整が今後また必要になってくるのかなと考えております。それから、県としましても大変財政が厳しい状況ですので国庫補助の活用ができないかというようなことで、その調整も県の内部のほうでしていかないといけないと思いますし、また国のほうともそれらの調整も踏まえた形でやっていかなければならないということで調整をした上で検討をしていきたいということです。

○渡嘉敷喜代子委員 この陳情は10月に出されているもので、この陳情を受けた後でないと皆さん、調整とかそういうかわり方というのはできないんですか。その前に調整とかというのがなかったのかどうかという、この陳情が上がってくる前に。

○瑞慶村むつみ平和・男女共同参画課長 陳情が上がる前からでも調整ができますけれども、団体のほうから数日前に話がありました、初めてでした。宜野湾市のほうからはなかったものから、陳情が上がった後意見交換をいたしました。

○渡嘉敷喜代子委員 この件につきまして、これは島田懇談会事業でアメリカンと同じ施設に入っているわけです。そういうわけで、平成15年に併設されておりますけれども、その時点から大変施設が小さくて1階がアメリカンが使っているんです。2階が男女共同参画のめぶきとして使っているわけなんですけれども、その施設が19名と25名の会議室ということで全然使いづらいと。そして、壁をぶち破って、一つの施設にしようという動きも随分あったようで

す。これは、平成15年からずっと出てきているんです。その中でやはり耐震の問題とかが出てくるということで、その件で宜野湾市のほうとしてもこれはちょっと改装ではなくて増築で対応しなくてはいけないということで今回の陳情になっているわけです。そして、今この陳情の趣旨は平和・男女共同参画課長からおっしゃるように宜野湾市としては対応できないので、国の振興策の中で何とか対応できないのかなということが陳情の趣旨なんです。だから、そのあたりも含めて、今後県としても対応していきたいなと思うんですけども、そのあたりどうなんですか文化環境部長。

○知念建次文化環境部長 今、内閣府の沖縄特別振興対策調整費での調整を検討しているところでして、国庫の絡みなものですから、はっきりと結果について申し上げられる時期ではないんですけども、内閣府との調整については、現在、行っているということで御理解を願いたいと思います。

○渡嘉敷喜代子委員 国庫の関係で、これから調整していくということになるわけですが。

○知念建次文化環境部長 もう調整は始めております。

○渡嘉敷喜代子委員 本当に、アメラジアンスクールも狭くて使いづらいということと、せっかく男女共同参画の建物はつくったけれども使いづらくて、研修もなかなかできないというような状況があるわけです。ですから、ぜひそのあたりを国の財政、それから県の支援を受けて増築に向けてお願いしたいと思うんですけども、その調整に向けてどれくらいの時間がかかるのか、国とのこともあると思うんですけどもどうなんですか。これから調整していったらどれくらいの時間を要するんですか。

○知念建次文化環境部長 基本的に、次年度の国庫の予算にかかわるものから、沖縄特別振興対策調整費という性格上ある程度枠の、当初はその枠での枠どりというんですか、そういう形になると思いますので、はっきりするのは少なくとも年明けて、今感触的にはそう悪くないと我々は今受けとめていますので、そういう可能になるように努力はしていきたいと思います。例えば、1月とか、2月とかははっきりは言えないんですけども、4月以降の国庫に向けての調整を今やっているところですので、御理解いただきたいと思います。

○渡嘉敷喜代子委員 そのときに使途の調整も必要ですか。

○知念建次文化環境部長 国庫は、宜野湾市に間接補助の形でということで、今アメリカンとの関係は、宜野湾市とアメリカンスクールとの関係で調整をしていただこうということに具体的にはなろうかと思います。

○渡嘉敷喜代子委員 女性の男女共同参画のめばえができて使用できないと。そして、かなり使用できないために断ったということもありますので、そういうことも含めてぜひ前向きに調整していただきまして、早い時期に増築化できるようにお願いしたいと思います。

○赤嶺昇委員長 ほかに質疑はありませんか。
桑江朝千夫委員。

○桑江朝千夫委員 最後のページ、陳情第206号について少し。この産業廃棄物処理施設という許可に当たっては、許可申請があったら不可がなければ認めざるを得ないというのは羈束裁量のものに当てはまる。

○下地岳芳環境整備課長 廃棄物処理法で許可申請が出た場合、技術上の基準とか、それから申請者の人的要件が備わっていれば許可せざるを得ないという羈束裁量になっております。

○桑江朝千夫委員 許可せざるを得ないという前提があるようですが、その前に相当な反対運動というか、瑕疵とか、虚偽記載とかそういったものを明らかにするというか、事実というものの確認は当局のほうでしっかりやるわけですか。

○下地岳芳環境整備課長 申請に当たっては、施設の設置に当たっては地域の理解というんでしょうか、融和というのは不可欠でございますので、できるだけ地域に説明をして融和を図りながらしてくださいという指導をしているところなんです。

○桑江朝千夫委員 この産業廃棄物処理施設に関しての許可、建設の基準というのはあります。どこにでもつくれる、どこにでも建設できるのですか。

○下地岳芳環境整備課長 例えば、農業振興地域の整備に関する法律だとか、あるいはそういう公安関係の法律、要するに土地利用に対する規制のある部分以外であれば当然つくれます。

○桑江朝千夫委員 この沖縄市海邦町3番の6、株式会社エコテックオキナワの場所を自分のほうは大方わかるんですけども、委員のために設置予定場所、建設予定地を詳しく説明していただけませんか。

○下地岳芳環境整備課長 こちらが沖縄市海邦町の振興地区内と、いろんな工場とか事業所の集積している地域でございます。

○桑江朝千夫委員 もうちょっと詳しく説明しないと工場があると思っていますので、工場地域に建てられるものと誤解を受けます。公園もあるでしょう、住宅地までどれくらい離れていますか。これを委員の皆さんに知らせる必要はありませんか、今工場地帯だというような印象を持ってこの陳情を審議させようとするのはおかしいです。

○下地岳芳環境整備課長 当該施設からは500メートルの範囲内にある主な施設を申し上げますと、そばに第一農薬株式会社、それから株式会社沖縄テクノクリエイト、それと琉球飼料株式会社、それから事務所としては中城海上保安署とか、それから水路が走っておりまして、その向こう側に海邦町の住宅地があるということです。それと、一部はうるま市に引っかかっております、500メートルの範囲で切った場合です。出口は、沖縄県工業技術センターのほうからも行けるし、海邦橋というところからも行けます。

○桑江朝千夫委員 この広告縦覧の期間中、沖縄市からこれに対しての意見書が出ています。懸念される部分がたくさんあります。これを一つ一つ質疑をして聞くには時間がありませんので、沖縄市から出された意見に対して、特に述べることはありますか。どんなふうにして、皆さんこの意見を認識しているのでしょうか。

○下地岳芳環境整備課長 12項目の質問がありまして、それらについては私もその事業者から12項目の質問を聴取しながら、それからその聴取を受けた内容を含め、それから意見書も含めて専門家、環境影響評価の先生に意見を聞くということでは準備をしております。

○桑江朝千夫委員 12項目の質問は、当然皆さんのほうからも疑問に思う点だと思うんです。これにしっかり回答をさせて、それに対する業者側からの回答ではなくて文化環境部としての意見もお聞きしたいんです。申請書に瑕疵がなければせざるを得ないという部分と、何度も言われているように地域住民への説明が必要であるし、地域住民の納得が得られないとできないとおっしゃられていましたが、その地域住民の納得は得られる可能性はあるのですか。

○下地岳芳環境整備課長 その要請書の中にもありましたように、私どもも事業者に対して説明会はしないのかという質問がございましたので、当然それに向けて説明責任を果たしなさいということで指導をしております。ですから、事業者においてこの地域の自治会を初め関係者の皆さんに説明がなされると思います。きょうの情報ですけれども、月曜日には沖縄市の関係機関に行って説明するというお話もいただいております。

○桑江朝千夫委員 申請書を出す、それが瑕疵がなければ許可せざるを得ない。その中で住民への説明をすればいいんですか。多くの住民が反対をしても、説明というその条件をクリアすれば、説明をするという既成事実をつくればその基準を満たしたことになるんですか。

○下地岳芳環境整備課長 廃棄物の処理及び清掃に関する法律では、そういう住民の合意は義務づけられておりませんが、ただなりわいをしていくためには地域の理解がないといけないと思っておりますので、その視点が事業者には十分説明をして、十分理解を得る中で、手続をこなさいと指導をしております。

○桑江朝千夫委員 沖縄市が、質問、それ以外にもこの企業が住民の信頼を得られるような感じがないということも書かれています。いろんな虚偽の部分もあるのではないかとということが読み取れていますが、そこら辺はしっかりと県は調査し、その申請書に嘘がないか、事実とは違った部分がないかはしっかりとこれは調査をしていくわけですか。

○下地岳芳環境整備課長 自治会、あるいは地域の方々、それから沖縄市初めたくさん意見を述べられていますので、その意見一つ一つ、行政も行政なりのちゃんとした解析をしながら、それから専門家の先生方の意見も聞きながら厳

正に申請をしていきたいと考えております。

○桑江朝千夫委員 許可せざるを得ない、これは将来見直されるべきだと思いませんか。こういった施設が以前と違った状況にある中で、県と国が大きな予算を出して新興地区という港をつくり、そしてそこに隣接する住宅地も区画整理もしてつくった中にこういった住環境ができてきて、そこに住民が住んでいる中で、こういったものこれは見直されるべきだと思うんですけども、将来そういう流れになっていきませんか。文化環境部長、どうなのですか。

○知念建次文化環境部長 確かに、今廃棄物の処理及び清掃に関する法律から見ていきますと、いろいろと住民の方々の意識も高まっている状況の中で、そのものは国の所管ですので今後どういう形になるかは別にして、それぞれ地域住民の方々の理解を得るということについては我々十分気をつけながら進めていく必要があるかと思えます。もう一つ、ちょっと違うんですけども、さっき環境整備課長が話ししましたこの地域の中で臨港地区の中で分区指定の動きがあるんです。臨港地区の中で用途を決めることを別に議論している部分がありますので、その状況も見ながら我々はやっていかないといけません。そういう面では、その用途で制限がある場合も、その他法令と関連する分についても十分調整、横の連携を図りながら、その上で厳正に審査を行って対処をしていきたいと考えていますので、まだ少し時間的にいろいろ調整という状況を見なくてはいけないというものがありますので、その辺も見ながら今後審査もしていきたいと思えます。

○桑江朝千夫委員 ぜひ、地域住民の、これは港どころか、パヤオの漁港もあるんです。そういった地域に、今言われた用途の点から見て絶対にこれは合致しないというところで住民側に立って規制する方向で動いていただければいいなと思っております。

○赤嶺昇委員長 ほかに質疑はありませんか。
仲村未央委員。

○仲村未央委員 同じく、今の陳情第206号についてお尋ねをいたします。許可申請書が出されてから沖縄市の意見が出されているんですけども、時間がないのでその意見の説明については、こちらのほうで質疑に変えて指摘をしながらいきたいと思うんですが、許可申請書類に転用があり、虚偽申請の可能性

があるということなのですが、今回の指摘される虚偽の部分ではないかと言われているこの指摘の部分の中身はなんですか。

○下地岳芳環境整備課長 今おっしゃっている虚偽の部分ではないかと言われているところは、申請受理後に資料等の差しかえが行われたこととかです。それから許可後に施設調整が変わる可能性があるということを知っているとか、それからプラント本体の処理実績等が確認できないこと等で虚偽ではないかという意見でございます。それで、例えば申請書が出た後に書類の中身の補正というのは行政手続法でも認められていることですので、その差しかえが行われたことをもって虚偽だとかということは考えておりません。ただ、500メートル以内に人家がないという表現は事実と違いますので、その辺については差しかえを指示しております。

○仲村未央委員 今回虚偽とされた差しかえの部分です。メーカーが申請のものとは違っているわけです。そういった基本的な情報も差しかえるんですか。メーカーは最初どこで、これが実際にメーカー会社がどうなっていて、その後何に差しかわったんですか。

○下地岳芳環境整備課長 申請書が出される前は溶融炉という話で聞いておりましたがけれども、実際に申請書が出たときには、ストーカ炉ということで出てきてそれ以降の変更というのはやっております。

○仲村未央委員 私は、メーカーの質疑をしたんです。プラントメーカーです。

○下地岳芳環境整備課長 メーカーは高砂機器株式会社ということです。

○仲村未央委員 先ほど、炉の溶融炉からストーカ炉になって、それで発覚をしたのが、実際にはプラントメーカーは株式会社日本エスプラントということで申請をしたと。この辺が実際には平成19年には破産宣告を受けていたメーカーであると。それで確認をとったら、実際には高砂機器株式会社だということで差しかわってきたということですが、それは事実ですか。

○下地岳芳環境整備課長 施工管理をするのが株式会社日本エスプラントです。メーカーは今申し上げた高砂機器株式会社です。委員がおっしゃっている破産というのは前身の株式会社日本エスプラント、破産後にまた同じ名前で同

じ会社を立ち上げて、その会社が施工管理をするということになっております。

○仲村未央委員 実際には、今言う株式会社日本エスプラントも会社名が変わって、前の会社が破産をしていてそういった別会社の資料を転用しながら申請に至っているということで、非常に申請書類に疑がわしい部分があるというのが沖縄市の指摘の中から出ております。先ほどの住民地域の設定についても、500メートル以内に住宅があるにもかかわらずないなどと申請をするというのは、こういう者は受け付けの時点で、申請を受理する時点で形式にも該当しないのではないですか。

○下地岳芳環境整備課長 実際に、福祉保健所が形式検査をして、本庁に申達するわけですがけれども、形式審査の中で具体的に500メートル以内に人家がある、なしとか、そういう具体的なものは本審査の中でゆだねられているものでありまして、形式審査というものは書類上、申請者の項目が抜けていないか、記入すべきところに記入漏れがないかという部分ですので、そのあたりで詳細なチェックを入れるということはやっておりません。

○仲村未央委員 それから、この株式会社エコテックオキナワですがけれども、これについては医療廃棄物、今回は感染性廃棄物という非常に住民にとっては重大な関心事の医療廃棄物なんですが、こういった株式会社エコテックオキナワに事業実績はありますか、こういう感染性医療廃棄物を取り扱った事業実績、産業廃棄物と。

○下地岳芳環境整備課長 現在、ありません。

○仲村未央委員 それで、今回該当する建物、今設置をされる住民地域に近い建物ですがけれども、既存の建物内に今いう実績のない株式会社エコテックオキナワが今の既存の中にその炉を押し込んでいくような設計になっていると。その設計上も非常に問題ではないかということも指摘されていますが、その点についてはいかがですか。

○下地岳芳環境整備課長 敷地内に、事務所等いろいろ別な建物もございまして、それを建てかえるということで聞いております。

○仲村未央委員 その安全性等についてはどうですか。

○下地岳芳環境整備課長 安全性等、生活環境に及ぼす影響等も含めて専門家の先生方の意見をお伺いしておりますし、それを踏まえながら厳正に審査をしているということでございます。

○仲村未央委員 それからこの陳情処理方針ですけれども、文化環境部長は本会議で答弁をされておりました。沖縄県産業廃棄物処理施設等の設置に関する指導要綱、これに基づいて準じた対応をしていきたいと言っていたんですけれども、準じた対応ということはどういうことですか。この要綱を適応しますということでしょうか。

○知念建次文化環境部長 申請が3月31日でございます。そういう意味では、4月1日の沖縄県産業廃棄物処理施設等の設置に関する指導要綱が適用されるか、されないかということについては適応されません。ただ、沖縄県産業廃棄物処理施設等の設置に関する指導要綱に沿った形で指導はしていきたいということでございます。

○仲村未央委員 先ほど来申し上げるように、この申請の中身についてもいささか懸念がある、疑問がある、不安が多い。こういったものを一たん受理したのが一日前だからといって、その後の差しかえも含めて行われていることもかんがみれば、十分4月1日翌日には適用される、この要綱に照らして、あえてそれを沖縄県産業廃棄物処理施設等の設置に関する指導要綱の対象にしていくということも判断としては可能ではないですか。

○下地岳芳環境整備課長 沖縄県産業廃棄物処理施設等の設置に関する指導要綱の中で、そういう遡及規定を網羅してございませんので、当然4月1日付で切るといふしかなかったものですから、ですから2日前、3日前という部分で、確かに4月1日以降にすれば沖縄県産業廃棄物処理施設等の設置に関する指導要綱が云々という部分も出てこようかと思っておりますけれども、我々は今そういう沖縄県産業廃棄物処理施設等の設置に関する指導要綱が施行される前に、駆け込み的な要素ができた場合には、沖縄県産業廃棄物処理施設等の設置に関する指導要綱の趣旨というのは十分に説明をして、こういった形で進めてくださいという指導の部分でやっていきたいと思っております。

○仲村未央委員 沖縄県産業廃棄物処理施設等の設置に関する指導要綱の適用

ですけれども、この中において、知事が、ただし認めるときにはこの要綱を適用させるといような条項があります。沖縄県産業廃棄物処理施設等の設置に関する指導要綱の第21条です。準用というのがあって、その一般廃棄物処理施設、新たに設置し、または変更する場合であって、知事が必要と認めるものについてはこの要綱を準用することができる。これは適用されますか。適用可能ですか。

○下地岳芳環境整備課長 今回の株式会社エコテックオキナワの申請は、産業廃棄物施設の申請でございます。一般産業廃棄物処理施設というのはまた別の部分でございます、市町村あるいはまた事業者が一般廃棄物処理施設としての設置届の部分ということです。

○仲村未央委員 沖縄県産業廃棄物処理施設等の設置に関する指導要綱というのは、庁内で手続をそれなりに柔軟に解釈をして、その趣旨に沿って対応させることもできるのではないですか。そんなに3月31日と4月1日と厳密にこの要綱をもってしゃくし定規にやるような、今の状況なのか、これだけ住民から反対があり、申請の中身も本当に疑わしいものが含まれているのであれば差し戻しも含めて、申請のやり直しを求めて、沖縄県産業廃棄物処理施設等の設置に関する指導要綱を適用させるとい判断をしてもいいんじゃないですか。

○下地岳芳環境整備課長 申請者、特定の申請者ではありませんけれども、県民に対してある程度の義務づけをするというのは、どちらかで線引きをしないといけないと理解をしています。というのは、日にちで切ったら、その日にち以降はこうしますというのは徹底していく話であって、日にち以前のものについて、沖縄県産業廃棄物処理施設等の設置に関する指導要綱だから云々という部分は私はあってはいけないことだと思います。

○仲村未央委員 非常に皆さんの沖縄県産業廃棄物処理施設等の設置に関する指導要綱はおくれているんです。沖縄県は、この要綱がおくれているという認識はありますか、ほかの都道府県に比べて今の住民に関係者に説明を行っていくこととか、周辺関係者の理解を得ていくこととかそういったことを定めた沖縄県産業廃棄物処理施設等の設置に関する指導要綱がおくれているとは思わないんですか。

○下地岳芳環境整備課長 確かに、委員が御指摘のように全国から比べますと

おけているということではございます。ただ、中身については、そういう沖縄県環境影響評価条例とか、そういうものを参考にして、事前に住民への説明を義務づけるとか、工事をさせるとかという内容で厳しくしております。

○仲村未央委員 この要綱が適応されたらどういうことができるかという、説明会の実施、住民意見の聴取、隣地地主の同意書の取得、ここが非常に肝心なんです。今周辺住民は、この要綱が適用されることによって、自分たちの同意がなければもちろんこれは設置はされないだろうと見ているわけです。だから、この要綱が1日前の駆け込み申請があるときにはなぜ県がせめて1日待って沖縄県産業廃棄物処理施設等の設置に関する指導要綱が適用されるようになってから申請をさせたらよかったんじゃないかと、その間の指導はどうなっていたんだということを指摘しているわけです、文化環境部長違いますか。

○下地岳芳環境整備課長 委員が御指摘する住民の同意書というものは求めているんですけども、要するに住民にしっかりと説明責任を果たしなさいという部分で位置づけております。

○仲村未央委員 今回は、沖縄市の住民のほうから具体的にありますけれども、例えばうるま市には近いところで食品加工場などもあります。こういったところで、例えば実際に害があるかということよりも、風評も起こるのではないかということの心配も周辺から出ているわけです。そういったことに対して、どうなんですか、実際には説明はしなくていいんですか。

○下地岳芳環境整備課長 可能な限り説明するというので、この沖縄県産業廃棄物処理施設等の設置に関する指導要綱では指導します。

○仲村未央委員 それから、沖縄県産業廃棄物処理施設等の設置に関する指導要綱では指導しますか、この要綱が適用されないときはしなくてもいいんですか、この要綱に従わなくても。

○下地岳芳環境整備課長 同社は、焼却施設の設置に当たってはその計画を予定地に隣接する2社から同意をとっていると、それと近くの4社及び中城湾新興地区協議会に対しては事業計画の説明会を行っており、同意書はとっていないものの、特に異論はなかったという報告を受けております。

○仲村未央委員 私が聞いたことには答えませんでした。要綱が適用されない場合には今回の指導をされない。今回の場合は要綱が適用されないときには説明の義務は発生しないわけでしょう、この会社には。

○下地岳芳環境整備課長 ですから、先ほど文化環境部長が述べられたように、沖縄県産業廃棄物処理施設等の設置に関する指導要綱に沿った形で地域に十分に説明責任を果たしなさいということで、今説明会のお話を指導しております。ですから、沖縄県産業廃棄物処理施設等の設置に関する指導要綱に沿った指導だと認識しております。

○仲村未央委員 では、沖縄県産業廃棄物処理施設等の設置に関する指導要綱に沿ったというときには適用してもいいんじゃないですか。それが全く沿うということは、もう沖縄県産業廃棄物処理施設等の設置に関する指導要綱同然の内容を今回の株式会社エコテックオキナワには求めるということですか。全く同じ内容のことを、今回指導の範疇でこの要綱を適用させるのと全く同質のものを株式会社エコテックオキナワにはさせるということで文化環境部長の答弁はあるんですか。

○知念建次文化環境部長 沖縄県産業廃棄物処理施設等の設置に関する指導要綱に沿ったということは説明会だけではなくて、今後規定されていることに沿って指導をしていくということで結構でございます。

○仲村未央委員 それは、沖縄県産業廃棄物処理施設等の設置に関する指導要綱にすべて沿っていくということで、この要綱を適応するのと全く同じような指導をその株式会社エコテックオキナワにはするというのでよろしいんですか。

○知念健次文化環境部長 はい、そのように指導していきたいと思えます。

○仲村未央委員 その指導に株式会社エコテックオキナワが従わない場合は、沖縄県産業廃棄物処理施設等の設置に関する指導要綱は適用されていないわけですから、要綱違反ではないわけですか。

○知念建次文化環境部長 要綱違反にはなりません。

○仲村未央委員 そのときに、先ほど桑江朝千夫委員が言った羈束裁量は通りますか、通りませんか。

○下地岳芳環境整備課長 法律でいう部分と、我々は地域とのトラブルを避けようという目的を持った沖縄県産業廃棄物処理施設等の設置に関する指導要綱とはやっぱり違いますので、先ほど申し上げましたように技術上の基準とかそういうものがクリアしていれば、法律にのっとった行政処分を進めなくてはならないということです。

○仲村未央委員 つまり、沖縄県産業廃棄物処理施設等の設置に関する指導要綱が適用されようとされまいと、それに従おうと、従わまいと法的には関係ないということですか。羈束裁量という部分では、今回の場合は沖縄県産業廃棄物処理施設等の設置に関する指導要綱にも適用しない、適用しない上にもし指導して要綱の趣旨に従わなくても要綱違反とは認められない、さらに羈束裁量が通過をする、こういう理解ですか。

○下地岳芳環境整備課長 羈束裁量の前提に、今の要綱の話、指導の部分がありますので、我々は指導を徹底していくということしか申し上げられません。

○仲村未央委員 文化環境部長のほうから、答弁がこれ以上出てこないということは非常に残念です。これは今回、港湾地域にあることが皆さんにとっては幸か、不幸か、今回は分区指定がなされる、これは特にこの申請の問題とは別の問題として分区指定がなされてくるはずです。そのときには、この間、土木建築部長がおっしゃったように禁止構築物に該当してくると。そのときには、今言う医療廃棄物が感染性医療廃棄物は禁止構築物ですか。

○下地岳芳環境整備課長 たしか、本会議の席で土木建築部長がおっしゃっていたことですので、そうだと理解しております。

○仲村未央委員 そうなる場合には、先ほどの羈束裁量と言われる部分でも、形式的にも通りませんか。

○下地岳芳環境整備課長 当然、施設が建てられる前提があって我々審査をしますので、もしその前提がないということであればその建築物そのものというのは当然建てられないわけですから。仮に、書類のクリアをして、許可になっ

たととしても、建物を建てた後に我々は使用前検査というものがあります。通過しなければならぬ検査があります。すると、建物がないから使用前検査はできません。使用前検査をした後に業務許可を取るわけですから、当然建物があって初めて許可というものが生きてくるということです。

○仲村未央委員 その既存の施設に、今回の場合は入れるというような構築物になるはずですが、今言うところの兼ね合いはどう整理されますか。建物はあるんですか、今。

○下地岳芳環境整備課長 建物をよけて、プラントそのものを建てるという計画になっております。例えば、こういう建物の中に炉を入れ込むという話ではありません。

○仲村未央委員 それから、沖縄市に産業廃棄物処理施設が集中しているということについては、この間、本会議でも質問をしました。その答えをいただきました。沖縄市に過度に集中しているということを皆さんはどういう認識なんですか。沖縄市には過度に集中していますか、産業廃棄物処理施設。

○下地岳芳環境整備課長 県内他の地域に比べて、焼却関係施設が多くあるということは認識しております。

○仲村未央委員 多くあるということですが、過度にという表現についてはどうですか。

○下地岳芳環境整備課長 その過度にという表現については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の中に出てくる文言として、その施設の許可を判断するときに、過度に集中してかつ大気環境基準を超過した場合は許可しない、不許可にすることができるという規定がございますので、過度というのは複数で、幾つかから過度かという話というのは、このかつという文字で結ばれていますので、大気環境基準の超過の問題ともいろいろ勘案しなくていけないということです。

○仲村未央委員 それで、去る沖縄県都市計画審議会の前に過度にという表現を削除しろというようなことが、始まる前にあったということは事実ですか。

○下地岳芳環境整備課長 経緯を申し上げますが、事実関係を。職員に確認したところ、11月26日の第147回沖縄県都市計画審議会、開催当日、我々は当日までそこに出席してくれとは求められていなかったんです。その日に出席しなさいというものと同時に、そこの説明資料がきました。その説明資料の中に、沖縄市の集中の話が出ておりまして、私どもは、説明資料は県サイドの資料との認識で、過度という言葉について我々が所管している廃棄物の処理及び清掃に関する法律でいう過度と、それから、今の多い、少ないという部分のそごがあってはいけないということで、これは実態をあらわす文言表現の中で、もし修正をお願いできないかという話をしました。でも県がつくった資料だという認識です。その後、当日の話ですから、いろいろ情報も錯綜したと思います。これが間接的に沖縄市にいったと。我々は沖縄市がつくったということを当初から認識しておれば、沖縄市の考えですので、我々はそういう話というのは持ち込まない。あくまでも事務調整というレベルで我々はそういうお話をしたということです。

○赤嶺昇委員長 ほかに質疑はありませんか。

西銘純恵委員。

○西銘純恵委員 17ページ陳情第162号、この中で陳情者が改正したけれども、完全施行が来年の6月までというのが、逆に業者への完全施行の延期とか、規制緩和を求める論調があるということで、いろいろ要請が新たに出ていると思うんですけれども、今年度、沖縄県は自殺者が急激に伸びているというものの関係で、この貸金業、多重債務、これが影響しているのか、多重債務による自殺者がふえたのかどうか、それについてお尋ねしたいと思います。

○具志堅ナエ子県民生活課副参事 確かに、多重債務者で、経済的な理由で自殺者が、例えば自殺理由の上位を占めているということはありませんけれども、具体的には多重債務者が自殺に追い込まれていくということは統計としては定かではありません。

○西銘純恵委員 陳情処理方針の中で、貸金業の登録業者に対して完全施行に向けて指導監督を務めていきたいとあるんですけれども、今登録業者はどれだけあって、そしてどのような指導監督を、指導監督というのは具体的にどうしているのかお尋ねします。

○具志堅ナエ子県民生活課副参事 平成21年3月末の県知事登録業者数は192業者ありましたが、直近の業者数としましては、10月末で149業者となっております。

○西銘純恵委員 そうしますと、貸金業者が過払い金返還請求等も含めて経営が悪化しているということの中で、業者数が減ってきているのかなということを感じるんですけども、そこら辺の指摘についてはどう認識されていますか。

○具志堅ナエ子県民生活課副参事 登録業者の減少というのは、確かに改正貸金業法による基準が厳しくなったということもありまして減ってきていると思います。

○西銘純恵委員 県民が、生活苦でどこでも借りられるところがなくて、消費者金融というのが県内に多いという実態を一番反映をしているのが、業者が多いというものだと思っています。この業者を規制していくというときにあわせて、利息もまだ高い20%まで、来年6月までにはということになっているんですけども、今すぐに借入れをするというセーフティーネットの貸し付け、福祉保健部とも絡んでくるんですけども、両輪の動きでちゃんと拡充をされるというんですか、やらないと、では簡単に借りられないということで、もっと苦しい皆さんが追い詰められるということも出てくるのかなと。そういう意味では、県民生活課のほうでは、県民の実態、相談の内容を直接つかんでいらっしゃると思いますので、必要な施策といたしますか、そこを丁寧にやっていただきたいと思います。要望をしておきます。

20ページのヤミ金融を徹底的に摘発することとありますけれども、ヤミ金融が、現在推移としてふえているのか、減っているのかお尋ねをします。

○金城久男県警察本部生活保安課長 ヤミ金融業者の検挙の状況について説明いたします。私ども、平成19年5月にヤミ金融取締対策本部を設置して強化してきたところであります。平成19年中におきましては、17件検挙しております。平成20年は同じく17件、本年は11月末で18件検挙しております。これは、前回の文教厚生委員会の席上は11件、18名ありましたが、現時点では18件でございます。

○西銘純恵委員 本来なら、市中銀行、普通の金融機関で借りたら利息も安い

し、返済もやりやすい。だけれども、そこで借り入れることができない、排除されている低所得の皆さんが、結局、消費者金融に行く。でも、結局、消費者金融が条件として、返済可能な収入に対する貸付条件が厳しくなってくるという中で、結局、ヤミ金融に流れていくというのが、今の検挙状況、これは検挙ですから表に出ただけなんです。実際は、もっといろいろ苦しんでいる人もいるだろうというのでも思いました、やっぱり月曜日に行きますけれども、沖縄県のセーフティーネットの貸し付けというもので、生活福祉貸付資金等の要件緩和というものは特に重要ではないかなと思ひまして、この件については終わりたいと思います。

次に、23ページの第191号の2です。じん肺の問題ですけれども、これは陳情処理方針では前向きに答弁されているんです。国に対しても、被害救済の拡充と書いているんですけれども、国の動きといいますか、国会での動きについてどういう状況になっているのかお尋ねしたいと思います。

○安富雅之環境政策課長 これの要望を受けまして、国では石綿健康被害救済法の施行は平成18年ですけれども、その施行から5年後の平成23年の制度の見直しの際に、指定疾病の追加や支援額等について再検討を行うため、現在医学的知見を収集していると聞いております。

○西銘純恵委員 政府でも、そういう拡充に向けて動いているということですが、トンネルじん肺の裁判が終わったあと、前の政府と関係者の皆さん、じん肺防止対策に関する合意というものを行った経緯があるようなんですが、それについて、どこと、どこが、どのような内容で合意をしたのか、要旨でお答えいただけたらと思います。

○赤嶺昇委員長 休憩いたします。

(休憩中に、文化環境部長から質疑の内容の陳情は経済労働委員会に付託されているとの指摘があった。)

○赤嶺昇委員長 再開いたします。

西銘純恵委員。

○西銘純恵委員 そうしますと、こちらにはアスベスト被害者の救済を求める救済基金の創設等で、アスベストを主に要請をされているということで理解し

てよろしいですか。

○安富雅之環境政策課長 その理解でよろしいと思います。

○西銘純恵委員 いずれにしても、トンネルじん肺の関係では経済労働委員会にと言われたんですけども、自由民主党や厚生労働大臣等を含めてじん肺防止対策に対する合意ということになされているということについての確認はとれますか、合意はなされていますか。内容は結構ですけども。

○安富雅之環境政策課長 所管ではないものですから。

○西銘純恵委員 わかりました。国も平成23年制度の見直しを求めているということで、皆さんも拡充を求めているということでこのアスベストが救済されていると、予防も含めてやられていくということで陳情処理方針がありますので、このくらいにとどめたいと思います。

24ページ、陳情第206号。県が産業廃棄物処理施設、これを県の行政として全県にどれだけの施設が必要で、需要といたしますか、そういう見込みで、そしてどこどこに必要なだというような法律上のといたしますか、そういう県の配置計画といたしますか、そういったものは持っていますでしょうか。

○下地岳芳環境整備課長 一般廃棄物につきましては、市町村が一般廃棄物処理計画というものを毎年立てて、その中で具体的に市町村の区域内における一般廃棄物の処理の具体的な計画を立てているわけですけども、産業廃棄物につきましては、これは事業活動に伴うものですので、あくまでも事業者、もしくは処理業者、営業したいという業者、その方々がつくるものですから、県がその適正配置だとかそういった分類をするものではありません。

○西銘純恵委員 でも、沖縄市に過度に集中するという問題を、現実に皆さんの頭を悩ませているわけです。地元住民の皆さんが、何でここだけにくるのという問題を抱えるわけです。これは、事業者処理を基本的には任せるというものが、事業者そのものが処理できればいいんです。だけど、そうではなくて処理業者に任せているのが、現実です。だから、処理業者というのがどんどんできてくるという現実があるわけですが、これは法の不備だと見ますか。

○下地岳芳環境整備課長 私は、法律の不備とかそういう視点では申し上げに

くいんですけれども、役割として事業活動に伴う産業廃棄物については事業者の処理責任、それから市町村の、我々家庭ゴミ等の一般廃棄物については市町村の固有の事務というふるいわけがございますので、そういう認識でございます。

○西銘純恵委員 事業者の責任といたしますと、例えば医療廃棄物、今度つくられようとしていますけれども、病院がたくさんあります。基本的には、その病院の中で処理施設があってもいいということになるんですか。

○下地岳芳環境整備課長 事業者の責任と申し上げたのは、事業者が個別に処理施設をつくって処理しなさいという意味ではなくて、事業者はみずからの事業活動、営業活動に伴って出てきた廃棄物についてはちゃんと最後まで責任を持ちなさいという仕組みですので、もし仮に大きな資本があって、個別に自分で処理施設がつくれて、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基準にのっとった処理基準が守れるのであれば、それはみずからつくって結構なんです。ただ、できない場合はその処理をする能力のある、許可を受けたものにゆだねることができるという世界です。

○西銘純恵委員 今の説明では、そういう医療施設が、建設業者の皆さんがどこにでも持てるということに、法律そのものは、例えば沖縄県どこでも自由に産業廃棄物処理施設ができるということがこの法律の趣旨というか、定められているのはそういう意味ですか。

○下地岳芳環境整備課長 我々の所管している廃棄物の処理及び清掃に関する法律では、あくまでも生活環境保全の視点からですので、今どこにでもおっしゃる、その土地利用の利用形態の部分については廃棄物の処理及び清掃に関する法律の所管外でございますので、例えば都市計画とか、あるいは建築基準法だとか、農業振興地域の整備に関する法律だとか、そういうものにゆだねられる世界です。

○西銘純恵委員 わかりました。いずれにしても、皆さんの答弁を聞いていたら一生懸命やっているけれども実際はなかなか手が打てないと。それでは、県条例で何らかの形で、どこどこにやるとか、事業者を縛るといいますか、県が積極的に北部地域にどれくらいとか、その産業廃棄物処理場の需要を見込んで分散していくとか、そういうことも条例をつくってやることは可能ですか。

○下地岳芳環境整備課長 我々は廃棄物の処理及び清掃に関する法律上の分野しか所管しておりませんので、いわゆる廃棄物処理法の中でそういう土地利用の云々というエリア分けをしていない制度がない限り、私どもがその条例を持つということではできません。仮に、もしそういう条例が必要とか、つくるとかという論議は、個別の農業振興地域の整備に関する法律を持っているところとか、あるいはそういった関係のところでは判断されると思います。

○西銘純恵委員 そうしますと、沖縄市の倉敷産業株式会社のゴミの山、違法状態にある。それは農業振興地域、許可を得てやらなくてはならないのを許可を受けないままやっているというものは、所轄、先ほどおっしゃった皆さんの部署では全く手がつけられないということをおっしゃっているんですか。

○下地岳芳環境整備課長 いわゆる廃棄物処理法上の分野と、それから今おっしゃる農業振興地域の整備に関する法律上の分野というのは、農業振興地域の整備に関する法律の分野が、例えば農地転用だとか、開発許可だとかという部分は判断するべきです。

○西銘純恵委員 皆さん、この施設が実際に違法状態にあるという廃棄物処理のところから私たちから指摘を受けるわけです。実際受けたわけです。そしたら行政は一つです、県は。農林水産の関係にこれは違法状態でもいいのかということとは、分野が別だからということで行政はいいんでしょうか。

○下地岳芳環境整備課長 個別のお話ですけれども、この倉敷産業株式会社のお話については、沖縄市から賃貸契約がございます、その会社との。その中で68メートルまで落としてという話がありましたので、それは68メートル落とすことによって、次の農業用地として使えるという視点で、我々はそのように連携をして改善をかけているということです。

○西銘純恵委員 皆さんは、できることをやっているということをお願いしたいと思うんですけれども、ただこの問題については知恵を絞って何らかの対策をとるということを県民に知らせてもらわないと。これは、わかりましたでよろしいです。

もう1点、15ページ陳情第107号ですが、気候保護法の制定を求める陳情ですが、C O P 15が行われていますが、現在開催されている締約国会議、そこで

決定されるということ、CO₂使用と削減を言っていますけれども、前政権の削減目標と、今の新政権の削減目標について変動があったと思うんですけれども、それを確認したいと思います。

○安富雅之環境政策課長 現政権は、鳩山総理大臣がこの間の国連気候変動会議でおっしゃっていますけれども、1990年比で25%削減を目指すということで宣言をしています。

○西銘純恵委員 前政権とどう変わりましたか。

○安富雅之環境政策課長 前政権は、2005年度に15%削減としておりますので、前政権と比べると高い目標を掲げていると理解しております。

○西銘純恵委員 いずれにしても、この抜き差しならない地球温暖化をどう食いとめるかということで、前の目標では、実際は1990年比を見ればプラスにしなければならないという指摘もありました。そういう意味では、25%から45%までの削減目標を掲げないと、温暖化を食いとめることはできないということであるものですから、ぜひ県もその削減目標を政権が出していますけれども、県自体も具体的に削減目標を出すべきだと思うんですが、どのように。

○知念建次文化環境部長 本会議でも答弁したと思うんですけれども、次年度に見直しで削減目標の数値等についても、国の目標数値などもしんしゃくし、そういうのも十分念頭に入れながら、次年度県でも見直しの中で削減目標を設定していくという予定にしております。

○西銘純恵委員 削減という目標が、具体的に、個別に実践できるような中身で出していただきたいと希望して終わります。

○赤嶺昇委員長 ほかに質疑はありませんか。
奥平一夫委員。

○奥平一夫委員 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく、感染性廃棄物の処理というのは、沖縄県内では何カ所くらいでやられているんですか。

○下地岳芳環境整備課長 県内では、7つの業者がございまして、処理量です

けれども、合計で1日当たり17.16トンの処理能力がございます。

○奥平一夫委員 これは特別な資格がいるんですか。例えば、医療系廃棄物を処理する資格とかありますでしょうか。感染性の廃棄物を処理するのに特別な資格者が必要なんですか。それとも、一緒くたに廃棄物ということで処理をするということなんですか。

○下地岳芳環境整備課長 廃棄物そのものの中に、処理基準というのがあります。まして、普通の産業廃棄物の処理の仕方と、それから特別管理という、感染性は特別管理産業廃棄物ですから、こん包の仕方だとか、飛散流出がないようなというようにより厳しくなっております。

○奥平一夫委員 先ほど、仲村未央委員から質疑がありました株式会社エコテックオキナワの日程を確認したいと思います。広告縦覧も10月で終わりました、市町村長の意見も終わっています。これからくるのは、専門委員の意見とか、審査とかがありますけれども、もし決まっていますでしたら教えてください。

○下地岳芳環境整備課長 おっしゃるように、今専門委員に意見を投げかけておりますので、期間を区切ってはございません。これは、先生が十分書類を吟味して述べられますので、その意見待ちということですから、具体的に何日という数字は持ち合わせておりません。

○奥平一夫委員 例えば、その後の審査というのは、それから何週間後に審査に入るんですか。専門委員の意見があります。その後、どれくらいして審査が始まるんでしょうか。

○下地岳芳環境整備課長 もし、専門委員から意見が出ますと、さらにそれを事業者フィードバックしてそれを相手の見解を求めますので、その見解が出てきて初めて審査となりますから、専門委員の先生方の意見が出てからすぐ即審査の決裁ルートにのるというわけではございません。

○奥平一夫委員 大まかな日程的なものというのは、まだ皆さんでは考えていないですか。その審査にしても、許可をおろすにしても。

○下地岳芳環境整備課長 沖縄県行政手続条例の中では、そういう処理施設関

係で、業については35日間という標準日程が決まっています。施設関係については28日という期間が定まっていますので、ですけれどもこれにこだわりますと、かなり拙速なお話になりますので、事業者の、要するに申請者の説明もしながら我々も厳正に審査する期間は設けておりますので、ただ委員がおっしゃるようにいつまでというお話は今はできない段階です。

○奥平一夫委員 これは、申請者が住民の皆さんとの意見交換、その間に入れると理解してもいいですか。

○下地岳芳環境整備課長 先ほどから文化環境部長も申し上げておりますように、沖縄県産業廃棄物処理施設等の設置に関する指導要綱に沿った指導をしていくわけですから、当然説明会の開催というのも当然、課程の中に入れる予定をしております。

○赤嶺昇委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○赤嶺昇委員長 質疑なしと認めます。

以上で、文化環境部に対する質疑を終結いたします。
休憩いたします。

(休憩中に、説明員退席)

○赤嶺昇委員長 再開いたします。

今回は、12月14日 月曜日 午前10時から委員会を開きます。
本日の委員会は、これをもって散会いたします。

沖縄県議会委員会条例第27条第1項の規定によりここに署名する。

委員 長 赤 嶺 昇